



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

告 示

◇土壌汚染対策法に基づく要措置区域 の指定の一部解除 (第470号).....	3591
◇令和4年度作業報酬下限額 (第471 号)	3593
◇たき火及び喫煙の禁止 (第472号).....	3593
◇健全化判断比率の公表 (第473号).....	3595
◇資金不足比率の公表 (第474号).....	3595
◇自転車等の撤去と保管 (第475号).....	3595
◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第476号).....	3595
◇指定一般相談支援事業者の指定 (第 477号).....	3596
◇指定特定相談支援事業者の指定 (第 478号).....	3596
◇指定障害児相談支援事業者の指定 (第479号).....	3596
◇指定障害児通所支援事業者の指定 (第480号).....	3596
◇道路区域の変更 (第481号).....	3597
◇道路の供用開始 (第482号).....	3597
◇道路区域の変更 (第483号).....	3597
◇道路区域の変更 (第484号).....	3597
◇道路の供用開始 (第485号).....	3598
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定 (第486号).....	3598
◇議決された予算の公表 (第487号).....	3600
◇道路区域の変更 (第488号).....	3600
◇道路の供用開始 (第489号).....	3601
◇介護保険法等によるサービス事業所 等の廃止等 (第490号).....	3601
◇介護保険法によるサービス事業者等 の指定等 (第491号).....	3601
◇道路区域の変更 (第492号).....	3602
◇自転車等の撤去と保管 (第493号).....	3602

公 告

◇公募型プロポーザルの実施 (第868 号)	3603
◇公募型プロポーザルの実施 (第869 号)	3604
◇土地区画整理法による換地処分通知 の内容の掲示場所 (第870号).....	3605
◇一般競争入札の執行 (第871号).....	3605
◇公募型プロポーザルの実施 (第872 号)	3614
◇開発行為に関する工事の完了 (第873 号)	3615
◇緑の保全地域の指定 (第874号).....	3615
◇一般競争入札の執行 (第875号).....	3617
◇一般競争入札の執行 (第876号).....	3617
◇公園墓地管理手数料に係る納入通知 書の公示送達 (第877号).....	3618
◇公募型プロポーザルの実施 (第878 号)	3618
◇公募型プロポーザルの実施 (第879 号)	3619
◇公募型プロポーザルの実施 (第880 号)	3621
◇開発行為に関する工事の完了 (第881 号)	3622
◇開発行為に関する工事の完了 (第882 号)	3622
◇道路の指定 (第883号).....	3622
◇道路の指定 (第884号).....	3623
◇一般競争入札の執行 (第885号).....	3623
◇一般競争入札の執行 (第886号).....	3633
◇公募型プロポーザルの実施 (第887 号)	3635
◇一般競争入札の執行 (第888号).....	3636
◇一般競争入札の執行 (第889号).....	3637
◇一般競争入札の執行 (第890号).....	3638
◇一般競争入札の執行 (第891号).....	3640
◇環境影響評価に関する条例による事 後調査報告書の公告 (第892号).....	3642
◇一般競争入札の執行 (第893号).....	3642

◇一般競争入札の執行(第894号).....	3644	◇一般競争入札の執行(第74号).....	3686
◇一般競争入札の執行(第895号).....	3646	◇一般競争入札の執行(第75号).....	3694
◇一般競争入札の執行(第896号).....	3647	交通局公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第897号).....	3649	◇落札者等の公示(第16号).....	3695
◇公募型プロポーザルの実施(第898号).....	3651	◇一般競争入札の公告(第17号).....	3696
◇一般競争入札の執行(第899号).....	3654	病院局公告	
◇一般競争入札の執行(第900号).....	3656	◇一般競争入札の執行(第40号).....	3698
◇一般競争入札の執行(第901号).....	3658	病院局公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第902号).....	3660	◇落札者等の公示(第19号).....	3700
◇一般競争入札の執行(第903号).....	3661	消防局訓令	
◇一般競争入札の執行(第904号).....	3663	◇川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令(第22号).....	3700
◇一般競争入札の執行(第905号).....	3665	教育委員会告示	
◇川崎都市計画地区計画の変更の案の縦覧(第906号).....	3666	◇教育委員会定例会の招集(第18号).....	3700
◇川崎都市計画用途地域の変更の案の縦覧(第907号).....	3667	選挙管理委員会告示	
◇川崎都市計画高度地区の変更の案の縦覧(第908号).....	3667	◇各種請求及び委員の解職請求をするに必要の選挙権を有する者の数(第6号).....	3701
◇川崎都市計画地区計画の決定の案の縦覧(第909号).....	3667	◇川崎市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程(第7号).....	3701
◇公募型プロポーザルの実施(第910号).....	3668	監査公表	
◇開発行為に関する工事の完了(第911号).....	3699	◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について(第11号).....	3702
◇一般競争入札の執行(第912号).....	3699	人事委員会公告	
公告(調達)		◇令和3年度川崎市職員(大学卒程度電気・機械)採用試験(第2回)の実施(第8号).....	3725
◇落札者等の公示(第330号).....	3674	農業委員会告示	
◇落札者等の公示(第331号).....	3674	◇川崎市農業委員会総会の招集(第9号).....	3733
◇落札者等の公示(第332号).....	3675	区告示	
◇落札者等の公示(第333号).....	3675	◇自動車臨時運行許可番号標の無効(川崎区第6号).....	3733
◇一般競争入札の公告(第334号).....	3675	◇住民票の写しの無効(中原区第2号).....	3733
◇一般競争入札の公告(第335号).....	3677	区公告	
◇一般競争入札の公告(第336号).....	3679	◇住民票の職権消除(川崎区第125号).....	3734
◇一般競争入札の執行(第337号).....	3681	◇印鑑登録の抹消(川崎区第126号).....	3734
税公告		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第127号).....	3734
◇督促状の公示送達(第160号).....	3683	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第128号).....	3734
◇差押調書(謄本)の公示送達(第161号).....	3683	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第129号).....	3734
◇差押調書(謄本)の公示送達(第162号).....	3683	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第130号).....	3734
◇差押調書(謄本)の公示送達(第163号).....	3684	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第131号).....	3735
◇差押調書(謄本)の公示送達(第164号).....	3684		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第165号).....	3684		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第166号).....	3684		
上下水道局告示			
◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第44号).....	3684		
上下水道局公告			
◇一般競争入札の執行(第73号).....	3684		

◇国民健康保険料に係る差押調書（謄本）の公示送達（川崎区第132号）……………	3735
◇後期高齢者医療保険料に係る差押調書（謄本）の公示送達（川崎区第133号）……………	3735
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（川崎区第134号）……………	3735
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（幸区第30号）……………	3735
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（中原区第49号）……………	3735
◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達（高津区第68号）……………	3735
◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達（高津区第69号）……………	3736
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（高津区第70号）……………	3736
◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達（宮前区第34号）……………	3736
◇介護保険料に係る納入通知書及び過誤納金還付通知書の公示送達（多摩区第36号）……………	3736
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（多摩区第37号）……………	3737
◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達（麻生区第53号）……………	3737
◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達（麻生区第54号）……………	3737
◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達（麻生区第55号）……………	3737
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達（麻生区第56号）……………	3738
◇住民票の職権消除（麻生区第57号）……………	3738
区選挙管理委員会告示	
◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間（川崎区第3号）……………	3738
◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間（幸区第3号）……………	3738
◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間（中原区第3号）……………	3738
◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間（高津区第3号）……………	3739
◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間（宮前区第4号）……………	3739
◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間（多摩区第3号）……………	3739
◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間（麻生区第4号）……………	3739

辞 令

◇9月1日付け……………	3740
--------------	------

告**示****川崎市告示第470号**

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定
の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和3年9月2日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定を解除する区域

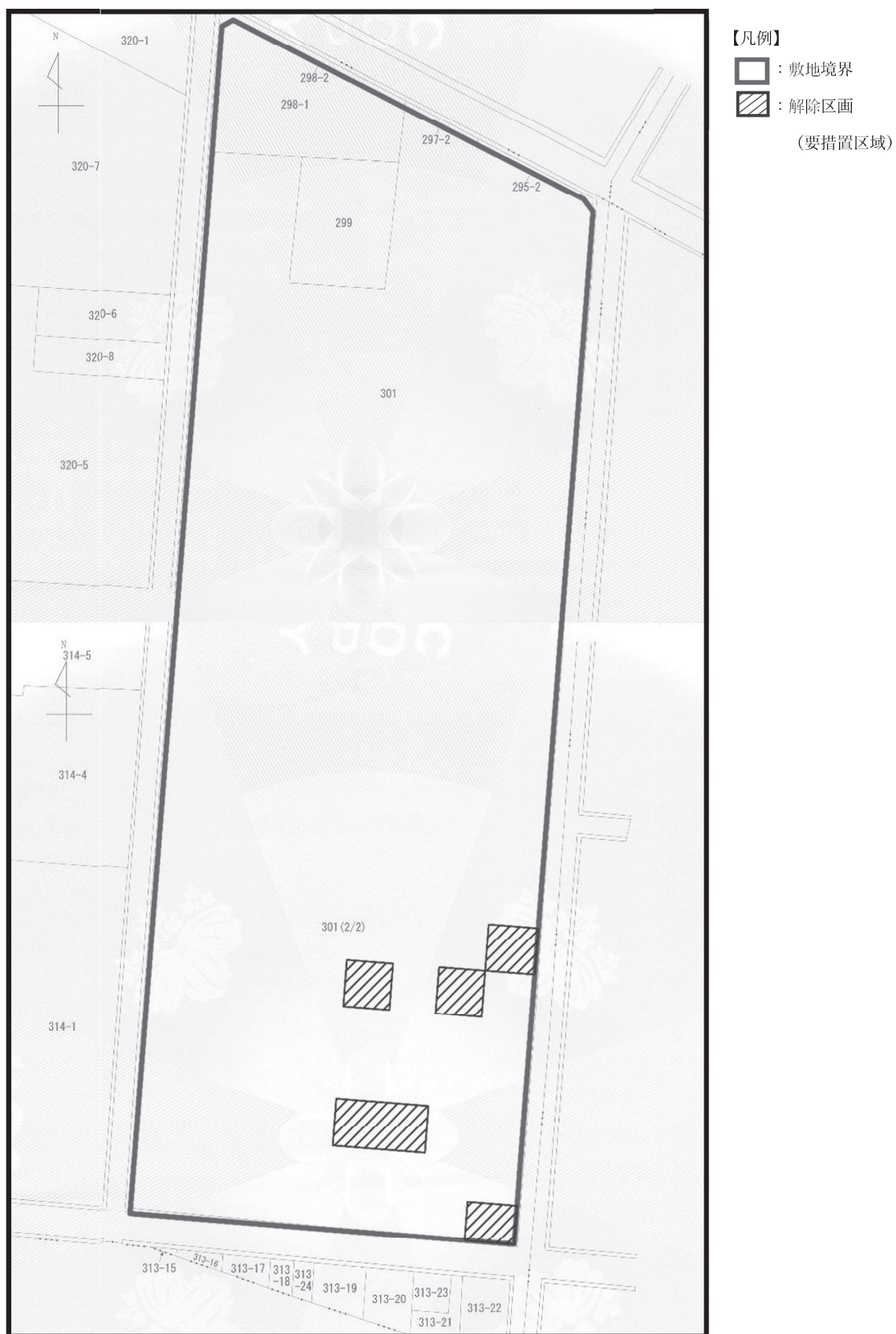
平成30年川崎市告示第564号により指定した区域（幸区塚越四丁目298番1、301番の一部）の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

六価クロム化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



別図 指定を解除する区域

川崎市告示第471号

川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）第7条第4項の規定により、同条第1項に規定する作業報酬下限額を次のとおり定めたので、告示します。

令和3年9月3日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

1,086円

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市告示第472号

川崎市多摩区柵形地内（川崎市立日本民家園及び周辺地域）におけるたき火及び喫煙の禁止

消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間、次の区域内におけるたき火及び喫煙を禁止します。

令和3年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市多摩区柵形7丁目1番1号川崎市立日本民家園の全域及び周辺地域（別図のとおり）

川崎市立日本民家園の全域及び周辺区域のたき火・喫煙禁止区域図



川崎市告示第473号

健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を公表します。

令和3年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

令和2年度決算に基づく健全化判断比率（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	8.2 (25.0)	122.0 (400.0)

- 表中の括弧内の数値は川崎市に適用される早期健全化基準である。
- 表中の「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

川崎市告示第474号

資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を公表します。

令和3年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

令和2年度決算に基づく資金不足比率（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
病 院 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—
水 道 事 業 会 計	—
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—
自 動 車 運 送 事 業 会 計	—
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	—

- 川崎市に適用される経営健全化基準は20.0％である。
- 表中の「資金不足比率」における「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。

川崎市告示第475号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年9月7日

川崎市長 福田 紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- その他
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(別紙省略)

川崎市告示第476号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年9月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社CHANGE	CHANGEケアサービス	川崎市川崎区浅田 四丁目8番18号	居宅介護	令和3年9月1日	1415001575
合同会社タッチ	訪問介護 南風	川崎市川崎区四谷上町 11-26-1	居宅介護 重度訪問介護	令和3年9月1日	1415001583
株式会社 プレスト・ケア	ネクススコート麻生栗木台 訪問介護事業所	川崎市麻生区栗木台 二丁目14番7号	重度訪問介護	令和3年9月1日	1415600707
株式会社 DIGITAL butter	デジタルアートセンター 神奈川	川崎市川崎区小川町7-4 アービラ川崎305号室	就労継続支援B型	令和3年9月1日	1415001591

川崎市告示第477号

指定一般相談支援事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を行います。

たので、同法第51条30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年9月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人 県央福祉会	地域相談支援センター ほあり	川崎市高津区千年924 小川ビル101	地域移行支援	令和3年9月1日	1435301112
特定非営利活動法人 マイWay	地域相談支援センター まいうえい	川崎市高津区下作延六丁目4番3号	地域移行支援	令和3年9月1日	1435400971

川崎市告示第478号

指定特定相談支援事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行います。

いまして、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年9月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人 県央福祉会	地域相談支援センター ほあり	川崎市高津区千年924 小川ビル101	計画相談支援	令和3年9月1日	1435301112

川崎市告示第479号

指定障害児相談支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行います。

いまして、同法第24条の37第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年9月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人 県央福祉会	地域相談支援センター ほあり	川崎市高津区千年924 小川ビル101	障害児相談支援	令和3年9月1日	1475300495

川崎市告示第480号

指定障害児通所支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行います。

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和3年9月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
つむぐ株式会社	アプリ児童デイサービス 川崎下新城	川崎市中原区下新城 2-3-19 2階	児童発達支援	令和3年9月1日	1455200590
つむぐ株式会社	アプリ児童デイサービス 川崎下新城	川崎市中原区下新城 2-3-19 2階	放課後等デイサービス	令和3年9月1日	1455200590
アンダンテミライ 株式会社	放課後デイサービス toiro 百合ヶ丘	川崎市麻生区百合丘 1-16-41 コートコア百合丘1階	放課後等デイサービス	令和3年9月1日	1455600401

川崎市告示第481号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年9月7日から令和3年9月22日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月7日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	北 見 方 第46号線	川崎市高津区北見方 1丁目81番6先 ----- 川崎市高津区北見方 1丁目81番6先	2.73	36.78	
新	北 見 方 第46号線	川崎市高津区北見方 1丁目81番7先 ----- 川崎市高津区北見方 1丁目81番23先	3.36	36.78	

川崎市告示第482号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年9月7日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年9月7日から令和3年9月22日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月7日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
北 見 方 第46号線	川崎市高津区北見方1丁目81番7先 ----- 川崎市高津区北見方1丁目81番23先	

川崎市告示第483号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年9月8日から令和3年9月24日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月8日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	今井南町 第9号線	川崎市中原区木月住吉町 1111番2先 ----- 川崎市中原区木月住吉町 1111番1先	4.91	149.29	
新	今井南町 第9号線	川崎市中原区木月住吉町 1111番8先 ----- 川崎市中原区木月住吉町 1111番6先	4.02 ～ 4.76	149.29	

川崎市告示第484号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年9月9日から令和3年9月27日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月9日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	高 石 第244号線	川崎市麻生区高石 3丁目31番3先 ----- 川崎市麻生区高石 3丁目31番3先	1.82 ～ 10.60	33.11	
新	高 石 第244号線	川崎市麻生区高石 3丁目31番1先 ----- 川崎市麻生区高石 3丁目13番3先	2.93 ～ 11.47	33.11	関係図面 のとおり

川崎市告示第485号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年9月9日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年9月9日から令和3年9月27日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月9日

川崎市市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
高 石 第244号線	川崎市麻生区高石3丁目31番1先 ----- 川崎市麻生区高石3丁目13番1先	関係図面 のとおり

川崎市告示第486号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和3年9月9日

川崎市市長 福田紀彦

1 指定する区域

中原区下沼部字玉川向1753番1の一部

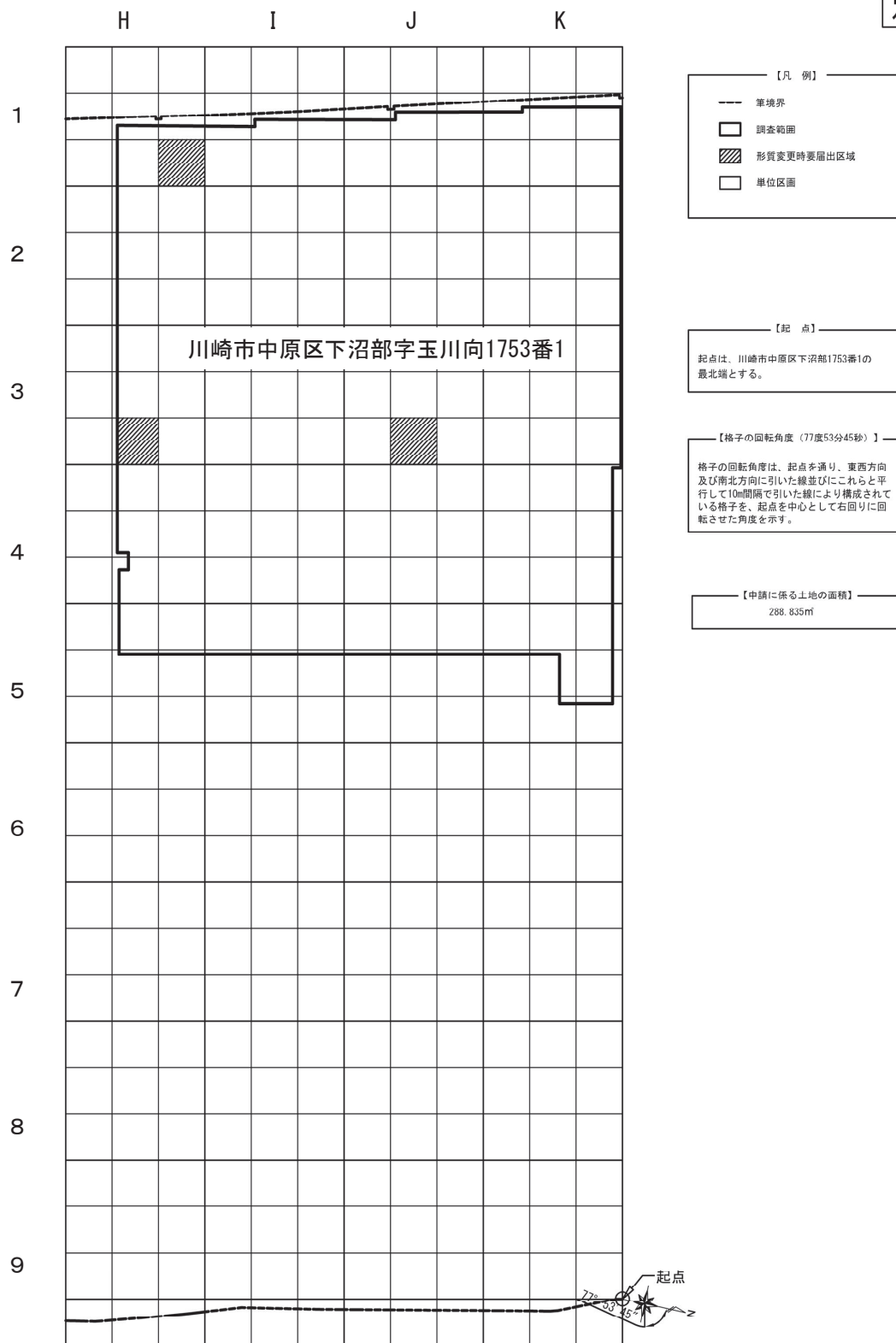
(別図のとおり)

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

トリクロロエチレン、クロロエチレン、

1, 2-ジクロロエチレン

別図



別図 指定する区域

川崎市告示第487号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和3年9月2日招集の令和3年第3回川崎市議会定例会において、令和3年9月6日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田紀彦

令和3年度川崎市一般会計補正予算
議案第126号

令和3年度川崎市一般会計補正予算

令和3年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ832,881,248千円とする

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の既定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和2年9月1日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		千円 161,591,268	千円 310,400	千円 161,901,668
	2 国 庫 補 助 金	33,655,448	310,400	33,965,848
21 繰 入 金		98,407,104	29,595	98,436,699
	1 基 金 繰 入 金	95,418,941	29,595	95,448,536
歳 入 合 計		832,541,253	339,995	832,881,248

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 こ ど も 未 来 費		千円 128,984,866	千円 310,400	千円 129,295,266
	1 こ ど も 青 少 年 費	47,527,173	310,400	47,837,573
7 経 済 労 働 費		33,078,820	29,595	33,108,415
	2 商 工 業 費	926,626	29,595	956,221
歳 出 合 計		832,541,253	339,995	832,881,248

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
7 経 済 労 働 費	2 商 工 業 費	川崎じもと応援券推進事業	千円 29,595

川崎市告示第488号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年9月10日から令和3年9月28日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	南 町 第 5 号 線	川崎市川崎区南町16番 30先	3.00	19.72	
		川崎市川崎区南町16番 30先			
新	南 町 第 5 号 線	川崎市川崎区南町16番 19先	3.50	19.72	
		川崎市川崎区南町16番 19先			

川崎市告示第489号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年9月10日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年9月10日から令和3年9月28日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
南町 第5号線	川崎市川崎区南町16番19先	
	川崎市川崎区南町16番19先	

川崎市告示第490号介護保険法等によるサービス事業所等の
廃止等について

令和3年7月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社丸いそら	1475102289	介護のまるいそら	川崎市幸区北加瀬1-16-13	訪問介護
株式会社ツクイ	1475602387	ツクイ川崎新百合丘	川崎市麻生区万福寺1丁目1番1号 新百合ヶ丘シティビルディング6階 610号室	訪問介護
株式会社エサンス	1465090220	行きます訪問看護ステーション	川崎市川崎区渡田山王町20-35	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ISHIHARA	1495400622	カラオケデイサービスいしりは	川崎市多摩区菅北浦2-21-1	地域密着型通所介護
社会福祉法人母子育成会	1475100945	しゃんぐりら居宅介護 支援センター	川崎市幸区東小倉6-1	居宅介護支援

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和3年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第491号介護保険法によるサービス事業者等の指定
等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の

2の規定に基づき告示します。

令和3年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

令和3年9月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社CHANGE	1475004378	CHANGEケアサービス	川崎市川崎区浅田4丁目8番18号	訪問介護
株式会社 ハートフルケア	1465390323	訪問看護ステーション プラチナコミュニティ梶ヶ谷	川崎市高津区末長1丁目41番1号	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社こころ	1465390331	あゆむ訪問看護チーム	川崎市高津区千年1035 スカイビレッジ新城D棟104	訪問看護 介護予防訪問看護
ミアヘルサ株式会社	1465690292	ミアヘルサ 訪問看護ステーション 新百合ヶ丘	川崎市麻生区白鳥1-4-1	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人徳寿会	1455580030	介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ宮前	川崎市宮前区南野川 3-23-1	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
株式会社プルトン	1475203160	プルトンケアサービス	川崎市中原区市ノ坪449番地3 シティタワー武蔵小杉3707	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
合同会社K's care	1475203178	ケーズケア川崎事業所	川崎市中原区市ノ坪449番地3 シティタワー武蔵小杉5304	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
医療法人社団慶晃会	1475402929	多摩区役所前居宅介護 支援事業所	川崎市多摩区登戸1801番地1 瑞穂第一ビル7階705号室	居宅介護支援
株式会社LiliCoco	1495200501	樹楽 川崎平間	川崎市中原区上平間1700-214	地域密着型通所介護

川崎市告示第492号

道路の区域の変更に係る告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和3年9月14日から令和3年9月30日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	細山 第203号線	川崎市麻生区細山 7丁目3021番先 ----- 川崎市麻生区細山 7丁目3021番先	4.00	1.81	
新	細山 第203号線	川崎市麻生区細山 7丁目3021番先 ----- 川崎市麻生区細山 7丁目3021番先	5.39	1.81	

川崎市告示第493号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条

第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和3年9月14日

川崎市長 福田 紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第868号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和3年9月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件 名

川崎市立幸高等学校地域協働学習等支援業務委託

(2) 業務内容

- ・2年「地域探究」研究発表(11月24日)における5名の講師派遣による指導講評
- ・2年「地域探究」事前指導(11月10日)における5名の講師派遣による指導助言
- ・2年「地域探究」における報告書の作成
- ・令和3年度の「幸探究」の実施に関する継続的なアドバイザー業務
- ・令和4年度「幸探究」のカリキュラム・デザイン作成に伴うアドバイザー業務
- ・委託事業全体に関する報告書の作成 等

(3) 履行場所

川崎市立幸高等学校

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

(5) 募集手続

詳細は参加要領によります。

2 提案資格

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・種目(業種「その他業務」、種目「その他」)に登録されている者(もしくは申請中であり、10月13日のプレゼンテーション及びヒアリング時まで登録が完了する者。)

(4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

3 参加要領、仕様書の配布

参加要領、仕様書については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000132202.html>

※同様のものを川崎市教育委員会事務局教育政策室でお渡しすることも可能です。必要があればお越しください。

4 参加意向申出書、団体に関する確認書の提出等

(1) 参加意向申出書、団体に関する確認書

プロポーザルに参加を希望される方は、参加意向申出書(様式1)、団体に関する確認書(様式2)を提出してください。

参加意向申出書(様式1)、団体に関する確認書(様式2)については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000132202.html>

ア 提出期間: 令和3年9月1日(水)から令和3年9月15日(水)まで

イ 提出場所: 川崎市教育委員会事務局教育政策室
住所 〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-2607

ウ 提出方法: 持参又は郵送

(2) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務委託の提案資格の有無について、提案資格確認結果通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。

5 提案資格を有した事業者の企画提案書等の提出

企画提案書等を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間: 令和3年10月4日(月)から令和3年10月8日(金)まで

(2) 提出場所: 川崎市教育委員会事務局教育政策室

住所 〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-2607

(3) 提出方法: 持参又は郵送

6 問い合わせ・連絡先

担当: 川崎市教育委員会事務局教育政策室

住所: 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

電話: 044-200-2607

FAX: 044-200-3950

電子メール: 88seisaku@city.kawasaki.jp

7 その他

(1) 提出された書類等は原則返却いたしません。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とします。

(3) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(4) 契約書の作成を要します。

川崎市公告第869号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和3年9月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件 名

川崎市立橘高等学校ユネスコスクール認定支援業務委託

(2) 業務内容

- ・「総合的な探究の学習」(以下「探究学習」という)のカリキュラム作成への助言
- ・生徒の学習支援に向けた企画・コーディネート・運営
- ・活動の準備・企画・運営
- ・探究学習の支援
- ・探究学習の充実に向けたアドバイザリー業務
- ・「ユネスコスクール」の認定に向けた報告書作成業務支援
- ・本事業の総合的なコーディネート業務
- ・委託事業全体に関する報告書の作成 等

(3) 履行場所

川崎市立橘高等学校

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

(5) 募集手続

詳細は参加要領によります。

2 提案資格

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・種目(業種「その他業務」、種目「その他」)に登録されている者

(4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

3 参加要領、仕様書の配布

参加要領、仕様書については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000132117.html>

※同様のものを川崎市教育委員会事務局教育政策室でお渡しすることも可能です。必要があればお越し

ください。

4 参加意向申出書、団体に関する確認書の提出等

(1) 参加意向申出書、団体に関する確認書

プロポーザルに参加を希望される方は、参加意向申出書(様式1)、団体に関する確認書(様式2)を提出してください。

参加意向申出書(様式1)、団体に関する確認書(様式2)については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000132117.html>

ア 提出期間: 令和3年9月1日(水)から令和3年9月7日(火)まで

イ 提出場所: 川崎市教育委員会事務局教育政策室
住所 〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3068

ウ 提出方法: 持参又は郵送

(2) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務委託の提案資格の有無について、提案資格確認結果通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。

5 提案資格を有した事業者の企画提案書等の提出

企画提案書等を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間: 令和3年9月13日(月)から令和3年9月17日(金)まで

(2) 提出場所: 川崎市教育委員会事務局教育政策室

住所 〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3068

(3) 提出方法: 持参又は郵送

6 問い合わせ・連絡先

担 当: 川崎市教育委員会事務局教育政策室

住 所: 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

電 話: 044-200-3068

F A X: 044-200-3950

電子メール: 88seisaku@city.kawasaki.jp

7 その他

(1) 提出された書類等は原則返却いたしません。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とします。

(3) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(4) 契約書の作成を要します。

川崎市公告第870号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による東駿河湾広域都市計画千本地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだ、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容が、静岡県沼津市下小路357番地の2の旭町自治会館の掲示板に掲示されている。

令和3年9月1日

川崎市長 福田 紀彦
記

神奈川県川崎市麻生区細山3丁目3番2号 永田 栄子

川崎市公告第871号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月1日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	地方卸売市場南部市場低温倉庫冷却設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月18日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年9月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	白幡台こども文化センター・老人いこいの家外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 西生田中継所ほか4か所同報系屋外受信機設備設置工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区西生田5丁目28番1号ほか4か所
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

参 加 資 格	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年10月4日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 東扇島緑道照明設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地内
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月18日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 市道中原7号線舗装道補修(打換)工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月大町7番地先
	履 行 期 限 契約の日から110日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月15日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 千鳥町ふ頭内道路改良(その7)工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区千鳥町地内
	履 行 期 限 契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。

参 加 資 格	(7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月15日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 藤崎つつじ公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所 川崎区藤崎3丁目1-4ほか11箇所
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月15日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 平瀬川支川護岸改修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区長沢2丁目5番地先
	履 行 期 限 契約の日から180日間

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月15日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名 虹ヶ丘歩道橋補修(塗装塗替)工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目10番地先
	履 行 期 限 契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099

入札日時等	令和3年9月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名 高津区内主要地方道幸多摩線舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所 川崎市高津区諏訪2丁目4番地先他1箇所
	履 行 期 限 契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (11) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「別に定める場合は、この限りではありません。」）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	契約条項を 示す場所等 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名 宮前区内市道尻手黒川線道路修繕（舗装その4）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区梶ヶ谷1056番地先
	履 行 期 限 契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に 付する事項	件 名 南加瀬江川公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所 川崎市幸区南加瀬4丁目20-16他4箇所
	履 行 期 限 契約の日から令和4年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月16日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名 有馬北公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区有馬4丁目5-3番地ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。

参 加 資 格	(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「造園」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月29日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第872号

令和3年度中小製造業等デジタル化対応支援事業実施業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和3年9月1日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件 名 令和3年度中小製造業等デジタル化対応支援事業実施業務委託

(2) 業務事項

- ア 市内中小製造業等の意識啓発に向けた出前講座
- イ 市内中小製造業等の実態調査
- ウ 市内中小製造業等への専門家派遣による個別支援

(3) 委託期間 契約締結日～令和4年3月25日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者

(2) 法人格を有する者

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格名簿において「99 その他業務」「99 その他」へ掲載されている者。ただし、契約締結（令和3年10月下旬を予定）までに掲載が見込まれる場合はこの限りではない。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者

(5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(7) 団体又はその代表者が市区町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することの

ない者

- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
(2) 企画提案の内容
(3) 専門的知識・能力・ネットワーク
(4) 事業実績
(5) 本市の現状についての理解度
(6) 事業実施体制
(7) 事業費

4 担当部局

川崎市経済労働局産業振興部工業振興課
ものづくり・ICT支援係

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

電 話（直通）：044-200-2324

F A X：044-200-3920

メールアドレス：28kogyo@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和3年9月1日（水）～9月8日（水）（土曜日、日曜日を除く。）
(2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和3年9月15日（水）～9月16日（木）（土曜日、日曜日を除く。）
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
(3) 提出書類 参加意向申出書、業務実施体制・主な事業実績、誓約書、市区町村税に滞納がないことの証明書（法人市民税納税証明書等）
(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和3年9月24日（水）～9月30日（木）
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
(3) 提出書類 企画提案書（7部）、見積書（年度別）（1部）、会社概要（7部）
(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額

2,220,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。

(3) その他

ア 審査結果の発表は10月中旬を予定しています。

イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

ウ 当該落札決定の効果は、令和3年第3回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第873号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年9月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区菅生2丁目1635番10

の一部 ほか7筆の一部

1,193平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋2丁目6番地17

株式会社 成建

代表取締役 浅川 聡

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年12月8日

川崎市指令 ま宅審（イ）第87号

川崎市公告第874号

緑の保全地域の指定について

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号）第10条第1項の規定に基づき緑の保全地域を指定したので、同条例第7項の規定により次のとおり公告します。

令和3年9月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 緑の保全地域の名称

王禅寺通緑の保全地域

2 土地の区域

川崎市麻生区王禅寺字通251ほか6筆

（別紙区域図のとおり）

王禅寺通緑の保全地域 区域図



川崎市公告第875号

令和3年9月3日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 久末谷中公園整備設計業務委託
	履 行 場 所 川崎市高津区久末2162-2
	履 行 期 限 令和4年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「造園部門」で登録されている者。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年10月5日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 生田根岸歩道橋補修詳細設計委託
	履 行 場 所 川崎市多摩区枳形5丁目17番地先
	履 行 期 限 令和4年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)又はRCCM「鋼構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者を配置すること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年10月5日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第876号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月3日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 フッ素たん白泡消火薬剤
	履 行 場 所 川崎消防署小田出張所
	履 行 期 限 令和4年1月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」種目「消火器」に登載されていること。 (4) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成23年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2092
入札日時等	令和3年10月19日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。

川崎市公告第877号

次の公園墓地管理手数料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月3日

川崎市長 福田 紀彦

年度	手数料種別	期別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 3年度	公園墓地 管理手数料	令和 3年度分	なし	計463件

（別紙省略）

川崎市公告第878号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和3年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 事業名
対象特化型就業マッチング支援事業業務委託
- 履行期間
契約締結日から令和4年3月25日（金）まで
- 履行場所
川崎市内 他
- 事業概要
本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響等により離職した方の就業に向けて、求職者の特性や業種に特化したマッチング機会を創出し、雇用情勢の変化に応じた効果的な就業支援を推進するとともに、求職者の安定した雇用を促進するための支援を行うものです。
- 参加者の資格要件
本事業の応募資格は、次の条件をすべて満たすものとなります。
 (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 (2) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種・種目（委託：業種「その他業務」、種目「その他」）に登録申請していること。

- (3) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 当業務について確実に履行することができること。
- (5) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- 6 担当部局
川崎市経済労働局労働雇用部
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル6階
電話番号（直通） 044（200）1731
FAX番号 044（200）3598
電子メール 28roudou@city.kawasaki.jp
- 7 参加意向申出書の提出について
- (1) 受付期間
令和3年9月6日（月）～9月10日（金）16時
平日9時～17時（12時～13時を除く。最終日は16時まで）
- (2) 提出書類
参加意向申出書（様式1）
- (3) 提出方法
提出期日までに、原本を担当部局宛てに郵送または持参により提出してください。また、原本をカラー読込の上、担当部局宛てに電子メールにて提出してください。
- (4) 参加資格確認の結果通知
令和3年9月13日（月）に電子メールにより通知します。
- 8 企画提案書類の提出について
- (1) 受付期間
令和3年9月15日（水）～9月17日（金）16時
平日9時～17時（12時～13時を除く。最終日は16時まで）
- (2) 提出書類 8部（原本1部＋写し7部）
ア 企画提案書
イ 見積書
ウ 業務実施体制
エ 会社概要（パンフレット等）
オ 誓約書（別記様式）

- (3) 提出方法
担当部局に持参もしくは郵送（必着）してください。
※「企画提案選考委員会」の当日、市が用意するノートPCとモニター（1台）による説明を希望する場合は、エ・オを除く提出書類一式を15MB以下の電子データ（PowerPointもしくはPDF）1つにまとめたものを保存したCD-Rを別途提出してください。
- 9 企画提案選考委員会の実施と選定結果の通知
- (1) 企画提案選考委員会の実施日
令和3年9月27日（月）予定
時刻・場所については別途通知いたします。
- (2) 時間等
事前に提出されている書類に基づいて、提案説明15分、質疑応答10分で提案を行っていただきます。
- (3) 選定結果通知
令和3年9月28日（火）予定
- (4) 契約の締結（予定）
選定業者と詳細について協議し、協議が成立した場合、令和3年10月上旬に契約を締結予定です。
- 10 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨
- 11 選定方式
公募型企画提案方式による書類審査及び提案審査
- 12 選考方法
5名の選考委員が応募者から提出された応募書類について、書類審査及び提案審査を行い、選定します。
- 13 その他必要と認める事項
- (1) 委託料（参考金額）
18,000,000円（税込）を上限とします。
- (2) 企画書の作成及び提出に関する提出者の費用負担について
企画提案書の作成及び提出、企画提案選考委員会の出席に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) その他
ア 詳細につきましては、本事業の募集要項等を参照ください。
イ 当該落札決定の効果は、令和3年第3回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第879号

令和3年度中小企業間連携新規事業化モデル創出事業業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和3年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件 名 令和3年度中小企業間連携新規事業化
モデル創出事業業務委託

(2) 業務事項

ア 中小企業間連携新規事業化モデル創出事業
イ 伴走型支援フォローアップ事業

(3) 委託期間 契約締結日～令和4年3月31日(木)

2 提案書の提出者の資格

(1) 次の条件をすべて満たしていること。

ア 本業務に類似する業務に関するノウハウと官公
庁における実績がある者

イ 法人格を有する者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく
更正手続開始の申立がなされていない者又は民事
再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手
続開始の申立がなされていない者

エ NPO法人においては、特定非営利活動促進法
第2条別表19(前各号に掲げる活動を行う団体の
運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活
動)に該当する活動を行う者、その他の法人にお
いては定款等により同様の事業目的が確認できる
者

オ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止
期間中でない者

カ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱によ
る指名停止期間中でないこと

キ 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿
において、業種「99 その他業務」種目「99 そ
の他」に登録がある者

ク 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税
及び地方消費税を滞納していない者

ケ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第
5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営
支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する
ことのない者

コ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条
令第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反
しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 事業実施体制
- (3) 提案内容の工夫
- (4) 取組意欲・積極性
- (5) 提案内容の実行可能性
- (6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

電 話(直通) 044-200-1732

F A X 044-200-3598

メールアドレス: 28roudou@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

(1) 配布期間 令和3年9月6日(月)～9月10日(金)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

(1) 受付期限 令和3年9月10日(金)午前中必着

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出方法 事前連絡の上、郵送(書留郵便等の配
達記録が残る場合に限る。)又は電子
メール

7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

(1) 受付期限 令和3年9月17日(金)午前中必着

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出書類 企画提案書、提案者概要(企業パンフ
レット等)、業務実施体制、類似業務
の実績、所要経費・概算見積書 各8
部

(4) 提出方法 事前連絡の上、原則として郵送(書留
郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額

20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担
の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、
公募型企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

ア 選考結果の通知の発送は令和3年9月28日
(火)を予定しています。

イ 詳細につきましては、本公募型企画提案の公募
要領を御参照ください。

ウ 当該落札決定の効果は、令和3年第3回川崎市
議会定例会における本調達に係る予算の議決を要
します。

川崎市公告第880号

川崎競輪開催業務等包括委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和3年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に付する事項

- (1) 件 名 川崎競輪開催業務等包括委託
- (2) 履行場所 川崎競輪場（川崎市川崎区富士見2丁目1番6号）及び小向会館（川崎市幸区小向西町4丁目110番地）
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 競輪開催業務をはじめ、施設の維持・管理、各種書類作成など日常業務の補助も含め、川崎競輪場の運営管理を包括的に委託します。詳細は募集要項をご参照ください。

2 企画提案の参加資格

企画提案（プロポーザル）参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 本業務の受託に十分な能力があると見込まれる事業者であり、競輪事業の趣旨をより効果的・効率的に達成することができる法人その他（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び川崎市契約規則第2条に該当しない者であること。
- (3) 自転車競技法施行規則第3条第2項各号に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない、又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 川崎市暴力団排除条例第7条の規定による暴力団員等及び暴力団経営支配法人等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づき、川崎市から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 複数の団体での共同（以下「グループ」という。）による応募の場合には、グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
なお、グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、または単独で応募することはできません。
- (9) 警備業法第4条の規定の基づく警備業の認定を受けている者であること。

ただし、警備業の認定を受けていない者は、警備

業の認定を受けている者とグループを構成して応募することができます。

3 提案者を特定するための評価項目

- (1) 競輪事業の理解度
- (2) 運営体制
- (3) 実施計画
- (4) 受託希望価格
- (5) 市民に親しまれ地域活性化に資する競輪場

4 川崎競輪開催業務等包括委託提案説明書（募集要項を含む）の交付の期間、場所

- (1) 交付期間
令和3年9月6日（月）から令和3年9月29日（水）まで
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時まで及び土・日祝日は除く。）とします。

(2) 交付場所

〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6

川崎市経済労働局公営事業部（川崎競輪場内メインスタンド2階）で交付します。

担 当 倉、曾我、谷川

電 話 044-233-5501

F A X 044-233-8262

E-mail 28ksoumu@city.kawasaki.jp

(3) 川崎競輪開催業務等包括委託提案説明書受領書の提出

川崎競輪開催業務等包括委託提案説明書の交付にあたり、「川崎競輪開催業務等包括委託提案説明書受領書」を提出していただきます。

5 企画提案説明会・現地見学会

説明会及び現地見学を希望する団体は、次の期間の希望する日時を川崎市と事前に調整すること。

なお、当日は、質疑応答はせず、川崎市からの説明及び各施設の見学のみ実施します。

(1) 説明会・現地見学会開催期間

令和3年9月6日（月）から令和3年9月22日（水）

説明会参加申込書提出期限 令和3年9月15日（水）まで

※ 開催日の現地見学では、投票所をはじめとしたバックヤードの見学に制限があります。

6 川崎競輪開催業務等包括委託提案説明書についての問い合わせ

- (1) 問い合わせ先 上記4(2)に同じ
- (2) 質問受付期間 令和3年9月6日（月）から9月29日（水）まで
- (3) 質問書の提出 質問のある者は質問書に必要事項を記入し、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出し

- てください。
- (4) 回答書の送付 書面により、すべての企画提案参加申込者及び質問書提出者へ回答します。
- (5) 回答期日 一定程度の質問を受けた毎に随時回答します。
最終回答は9月29日(水)を予定しています。

7 企画提案参加申込書、企画提案書の受付期間、場所

(1) 企画提案参加申込書

令和3年9月6日(月)から9月29日(水)午後4時までの期間、持参又は郵送にて受け付けます。

※ 郵送の方法で提出する場合は、お電話でその旨連絡してください。

※ 持参の場合は、期間中電話連絡の上、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時まで及び土・日祝日は除く。)に公営事業部事務所(川崎競輪場内 メインスタンド2階)にお越しください。

(2) 企画提案書

令和3年9月6日(月)から令和3年10月15日(金)午後4時必着

持参又は配達証明付き書留郵便にて受け付けます。
提出場所: 上記4(2)に同じ

8 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(2)に同じ

9 その他の事項

- (1) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募にあたっては川崎競輪開催業務等包括委託事業者募集要項をご一読ください。
- (3) プレゼンテーション等は11月中旬を予定しており、詳細は企画提案参加申込者に対して別途通知します。
- (4) 選定結果の発表は12月上旬を予定しており、文書により全ての参加者に通知します。
- (5) この公募は、提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、審査によって最優秀の者と市が提案内容に沿って協議等を行い、双方が合意に至った後、契約を締結するものです。

川崎市公告第881号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区上作延南原913番6

ほか5筆

1,254平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目23番地14号
デックス株式会社
代表取締役 野尻 英樹
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数: 10戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和3年3月22日

川崎市指令 ま宅審(イ)第114号

川崎市公告第882号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区上作延南原944番3

ほか1筆の一部

1,096平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目23番地14号
デックス株式会社
代表取締役 野尻 英樹
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数: 8戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和3年3月2日

川崎市指令 ま宅審(イ)第109号

川崎市公告第883号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和3年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	羽田連絡道路整備事業
指定区間の 地名・地番	川崎市川崎区殿町三丁目25番75、102番22、102番23、103番11、103番12、103番13、108番の一部 別図省略
幅員・延長	19.2 ～ 21.3m × 253.0m (都市計画道路殿町羽田空港線) 18.1m × 106.0m (市道殿町39号線)
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建指第507号 令和3年9月6日

川崎市公告第884号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審

(案件1)

査課に備えて縦覧に供します。

令和3年9月7日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸3234番地2 ホームライフ株式会社 代表取締役 工藤 宗義		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区登戸字丙耕地1282番1 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	10.60メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第205号		指 定 年月日	令和3年 9月7日

川崎市公告第885号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月8日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 初山住宅新築第2号工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区初山二丁目723-2
	履 行 期 限 契約の日から令和5年2月10日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年10月18日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 (1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 有馬第二住宅個別改善第1号工事（7・14号棟）
	履 行 場 所 川崎市宮前区東有馬四丁目3113番3の一部
	履 行 期 限 契約の日から令和5年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

参 加 資 格	本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年10月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 新作住宅個別改善第2号工事（3・7号棟）
	履 行 場 所 川崎市高津区新作3丁目13番3号ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和5年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。

参 加 資 格	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年10月18日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 加瀬クリーンセンター計量設備補修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区南加瀬4-40-23
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月29日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 浮島処理センター洗濯設備補修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浮島町509番地1
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。

参 加 資 格	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月29日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 浮島処理センター送排風機改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浮島町509番地1
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年9月29日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 コンテナターミナル受変電棟消火設備更新工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島92番地
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」種目「その他の消防設備」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年10月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 コンテナターミナル出入口ゲート照明設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島92番地
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参 加 資 格	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年10月1日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名 川崎港内岸壁ほか前面維持浚渫工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地先ほか
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月15日まで(実工期135日間)
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「しゅんせつ」で登録されていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) しゅんせつ工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (8) 監理技術者資格者証(業種「しゅんせつ」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

参 加 資 格	(9) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成18年4月1日以降に有すること。 海上における浚渫工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年10月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 本工事は、川崎市港湾局港湾土木フレックス方式余裕期間制度の対象案件です。 全体工期は、契約日～令和4年3月15日です(実工期135日間)。 余裕期間は、契約日～令和3年10月31日です。 余裕期間内は主任技術者又は監理技術者の配置は必要ありません。

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 木月歩道橋補修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月住吉町地内
	履 行 期 限 契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年9月24日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造(擁壁)工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区片平2丁目5番地先他1箇所
	履 行 期 限 契約の日から令和4年12月15日まで
参 加 資 格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。 ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 次の(ア)から(ウ)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 (ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 (イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 (ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 共同企業体の代表者に必要な条件 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。 イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ウ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (3) 共同企業体の構成員2に必要な条件 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)
	契約条項を 示す場所等 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
	入札日時等 令和3年10月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
	入札保証金 免
	契約書作成 要
	入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
	そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎区内道路補修（緊急21－2）工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	令和3年9月24日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎国際生田緑地ゴルフ場8番ホール防球ネット改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区初山1丁目40番地内
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。

参 加 資 格	(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(10) 監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年10月6日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第886号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月9日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立特別支援学校スクールバス車両（マイクロバス）の賃貸借及び保守
（令和4年3月25日リース）

(2) 履行場所

川崎市立特別支援学校

(3) 履行期間

令和4年3月25日から令和11年3月31日まで

(4) 調達概要

ア 特別支援学校の児童生徒が通学等に際し使用するスクールバス車両について賃貸借及び保守を行う。

イ 詳細は仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「リース」種目「車両」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間（平成29年度～令和3年度）のいずれかの年度において、類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 入札に関する事務を担当する所属

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課支援教育係

二ノ宮担当

電 話 044-200-3287 (直通)

F A X 044-200-2853

E-Mail 88sidou@city.kawasaki.jp

4 一般競争入札参加資格確認申請書の配布・提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出期間

令和3年9月9日(木)から令和3年9月15日(水)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)。受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。

また、川崎市教育委員会のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000132400.html>)からダウンロードすることができます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合、発送後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。

(2) 交付日時

令和3年9月16日(木)

令和3・4年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合、電子メールで配信します。

(3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、入札説明書を交付します。

なお、入札説明書は上記3の場所において、令和3年9月9日(木)から令和3年9月15日(水)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)縦覧に供します。

また、川崎市教育委員会のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000132400.html>)からダウンロードすることができます。

6 仕様書及び入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3に同じ。

(2) 受付期間

令和3年9月16日(木)から令和3年9月22日(水)(毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するF A X又は電子メールアドレスあて送付してください。なお、F A X及び電子メール後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(4) 回答方法

令和3年9月28日(火)午後5時までにF A X又は電子メールにて回答します。電話等による結果の問い合わせには一切応じません。

(5) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

ウ 万一質問したにも関わらず、期日までに回答がなかった場合は電話にてご連絡ください。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

入札は、所定の入札書をもって行います。入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間)の金額)を記載してください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書留郵便による応札とします。

※封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、令和3年10月5日(火)【必着】までに3の宛先に必ず書留郵便により送付してください。また、発送後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。

(2) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和3年10月6日(水)午前9時00分

イ 開札場所

上記3に同じ。

※郵送により応札を実施しますので、来庁いただく必要はありません。

※入札結果につきましては、開札後、速やかにお知らせいたします。

(3) 再度入札等の実施

落札者がいない場合、または、くじにより落札者を決定する場合は、別途事業者に連絡の上、実施いたします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において、閲覧することができます。

10 その他

(1) 詳細は入札説明書によります。

(2) 公告及び入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) この契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

川崎市公告第887号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和3年9月9日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件 名

働き方・仕事の進め方改革に向けた職場の課題分析・業務改善支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

(4) 募集手続

詳細は提案公募要項によります。

2 提案公募要項、仕様書、各種様式の配布

提案公募要項、仕様書、各種様式については、次のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000132696.html>

※同様のものを川崎市総務企画局デジタル化推進室でお渡しすることも可能です。必要があればお越しください。

3 参加意向申出書の提出等

(1) 参加意向申出書及び団体に関する確認書

プロポーザルに参加を希望される方は、参加意向申出書(様式1)及び団体に関する確認書(様式2)を提出してください。

参加意向申出書(様式1)及び団体に関する確認書(様式2)については、次のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000132696.html>

ア 提出期間：令和3年9月9日(木)から令和3年9月16日(木)まで

イ 提出場所：川崎市総務企画局デジタル化推進室
住所 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-1826

ウ 提出方法：持参又は郵送

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。

4 参加資格を有した事業者の企画提案書等の提出
企画提案書等を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間：令和3年9月21日(火)から令和3年9月28日(火)まで

(2) 提出場所：川崎市総務企画局デジタル化推進室
住所 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-1826

(3) 提出方法：持参又は郵送

5 問い合わせ・連絡先

担当 : 川崎市総務企画局デジタル化推進室
中村・吉井

住所 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 : 044-200-1826

FAX : 044-200-0622

川崎市公告第888号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

破傷風予防接種業務委託

(2) 履行場所

ア 区役所等市の施設

イ 落札した機関の施設（アで実施する日時に接種できなかった職員がいた場合）

(3) 履行期間

令和3年10月22日から令和4年3月31日まで

(4) 委託概要

破傷風予防接種に関する業務の詳細は「仕様書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「医療関係業務」、種目「その他の医療関連業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

郵便番号210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル6階

総務企画局人事部職員厚生課

担当 小澤

電話 044-200-2140（直通）

(2) 配布・提出期間

令和3年9月10日（金）から令和3年9月17日（金）までとします（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。一般競争入札参加資

格申請書はインターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。）。（「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）

(3) 提出方法

持参とします。

4 仕様書の配布期間及び仕様、入札に関する問い合わせ先

(1) 配布場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 配布期間

令和3年9月10日（金）から令和3年9月24日（金）までとします（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。また、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。）。（「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）

仕様、入札に関する質問は、令和3年9月10日（金）から令和3年9月24日（金）まで質問書にて受け付けます（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

なお、回答については令和3年9月27日（月）、全社にFAX・メールにて送付します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、電子メールにて送付します。

(1) 交付日時

令和3年9月21日（火）

(2) 交付場所

上記3(1)に同じ

6 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 委託業務の総額を入札金額として行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札するこ

とします。

イ 入札は所定の入札書及び単価契約一覧表（仕様書別紙）をもって行います。入札書及び単価契約一覧表は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

ウ 代理人が出席する場合入札開始前に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時：令和3年10月1日（金）午前10時

イ 場所：川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル6階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無いものが行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加資格者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告第889号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 パーソナルコンピュータ賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所 川崎市総務企画局人事課等川崎市事業所内

(3) 履行期間 令和3年12月1日から令和8年11月30日まで

(4) 調達物品の概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の、業種「リース」種目「事務用機器」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(川崎市役所第3庁舎10階)

総務企画局人事部人事課 担当 清水

電 話 044-200-3993

FAX 044-200-3753

E-mail 17zinzi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年9月10日（金）から令和3年9月21日（火）までとします。（土・日及び休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も、令和3年9月21日（火）午後5時までに川崎市総務企画局人事部人事課に到着する必要があります。）

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 本市又は他官公庁において類似の契約実績を証する書類（コピー可）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年

度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年9月24日(金)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和3年9月24日(金)

(2) 場所 3(1)に同じ

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月24日(金)から9月28日(火)午後5時までとします。(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 質問方法

一般競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。(来庁にて提出も可)

(4) 質問に対する回答

令和3年9月30日(木)までに、全社に電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を60ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年10月5日(火) 午前11時

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎10階

総務企画局人事部人事課会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第890号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3年度川崎市都市イメージ調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室等

(3) 履行期限

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

本業務は、川崎市シティプロモーション戦略プラン(平成26年度策定)に定める目標の達成状況の確認及び目標達成に向けた効果的・効率的なプロモーション活動の設定を目的に実施します。

本業務では、市内外の人々の川崎に対するイメージ及びシビックプライド(都市への愛着や誇り)等が、現状においてどのような態様を示しているのか、基礎的な資料やデータを収集し、調査・分析を行います。

詳細は、委託仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査測定」種目「市場調査」で登録されている者。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室

電 話 044-200-2473

F A X 044-200-3915

電子メール 17brand@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年9月10日(金)から令和3年9月22日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を9月27日(月)午後5時までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

ウ 質問受付期間

令和3年9月10日(金)から9月29日(水)正午まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。最終日は正午まで)

エ 質問書の提出方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。持参先等は3(1)に同じです。

なお、電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着するように発送してください。

(2) 回答

令和3年10月1日(金)午後5時までに、回答書を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札

- 書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札書の提出日時・場所
- ア 入札日時 令和3年10月7日(木)午後1時30分
- イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎11階会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。
- 8 契約手続等
- (1) 契約保証金

免除とします。

- (2) 契約書作成の要否

必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報
かわさき」の「契約関係規定」及び「3(1)配布・提出
場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があ
ります。
- (2) 広告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

川崎市公告第891号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	むじなが池公園橋りょう修繕設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区白山4丁目6
	履 行 期 限	令和4年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及 びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)又はRCCM「鋼 構造及びコンクリート」部門のいずれかの資格を有する者を配置すること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和3年10月12日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度 主要地方道横浜上麻生(柿生陸橋)建物調査等委託その1
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生六丁目地内
	履 行 期 限	令和4年1月31日限り

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年10月12日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 川崎駅西口道路維持（駅広清掃その2）委託
	履 行 場 所 川崎市幸区堀川町地内
	履 行 期 限 令和4年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年10月12日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があります。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御確認ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 中原区内都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線（小杉御殿工区）交差点詳細修正設計委託
	履 行 場 所 川崎市中原区小杉御殿町1丁目地内他
	履 行 期 限 令和4年3月31日限り

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者は、技術士（建設部門：道路）又はRCCMの「道路」部門のいずれかの資格を有する者を配置すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和3年10月12日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第892号

ヨドバシカメラアッセンブリーセンター川崎増設計画に係る事後調査報告書（供用時）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第39条に定める事項について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田紀彦

事後調査報告書（供用時）について

1 事後調査実施者

名 称：株式会社ヨドバシカメラ

代表者：代表取締役 藤沢 和則

住 所：東京都新宿区新宿5丁目3番1号

2 指定開発行為の名称及び種類**(1) 名 称**

ヨドバシカメラアッセンブリーセンター川崎増設計画

(2) 種 類

大規模建築物の新設（第1種行為）

3 事後調査報告書の要旨**第1章 指定開発行為の概要****(1) 指定開発行為者****(2) 指定開発行為の名称及び種類****(3) 指定開発行為を実施する区域****(4) 指定開発行為の目的及び内容****(5) 指定開発行為の実施状況****(6) 環境保全のための措置の実施状況****第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要****(1) 事後調査の項目****(2) 事後調査の内容****(3) 調査実施者（業務受託者）****第3章 事後調査結果****(1) 調査項目****(2) 調査結果の検証結果及び以後講ずる措置****資料編****4 事後調査報告書の写しの縦覧期間、場所及び時間****(1) 期 間**

令和3年9月10日（金）から令和3年10月11日（月）まで

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁舎（環境局環境対策部環境評価課）

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日及び日曜日並びに祝日は除きます。

川崎市公告第893号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項**(1) 業務件名**

ホール最適配置検討業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 総務企画局公共施設

総合調整室

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

ホール保有施設の現況調査及び整理を行い、最適配置に向けた方向性の整理を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で、調査業務の実績(ホールに限らない)があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、調査業務の実績(ホールに限らない)を証する書類(テクリス、契約書の写し等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎5階)

総務企画局公共施設総合調整室

電 話 : 044-200-2346(直通)

F A X : 044-200-3627

E-mail : 17koukyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年9月10日(金)から令和3年9月16日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによります。郵送及び電子メールの場合、令和3年9月16日(木)午後5時必着とします。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者

には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年9月21日(火)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月22日(水)から令和3年9月27日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 17koukyo@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3627

(5) 回答方法

令和3年9月30日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書

を入札件名が記載された封筒に封印して持参、もしくは郵送してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎5階）総務企画局公共施設総合調整室

(3) 入札書の受付期間

令和3年10月1日（金）～令和3年10月7日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(4) 入札書の提出方法

持参、もしくは郵送。郵送の場合、令和3年10月7日（木）午後5時必着とします。

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 開札の日時・場所

令和3年10月8日（金）午前11時

総務企画局公共施設総合調整室

開札日の立ち会いは必要ありません。

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としてします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(8) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は後日、再度入札を行います。（詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。）

(9) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ

ればなりません。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限り、(2)関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第894号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

公共建築物構造躯体等劣化調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 総務企画局公共施設総合調整室

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要

公共建築物8施設の構造躯体及び配管の劣化調査を行う。構造躯体においては、劣化調査の結果を基に、耐用年数評価を受ける。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「意匠設計」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で、類似業務の実績（各種調査業務等）

があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績（各種調査業務等）を証する書類（テクリス、契約書の写し等）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎5階）

総務企画局公共施設総合調整室

電 話：044-200-2346（直通）

F A X：044-200-3627

E-mail：17koukyo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年9月10日（金）から令和3年9月16日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く）

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによります。郵送及び電子メールの場合、令和3年9月16日（木）午後5時必着とします。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年9月21日（火）

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月22日（水）から令和3年9月27日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 17koukyo@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3627

(5) 回答方法

令和3年9月30日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参、もしくは郵送してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎5階）

総務企画局公共施設総合調整室

(3) 入札書の受付期間

令和3年10月1日（金）～令和3年10月7日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(4) 入札書の提出方法

持参、もしくは郵送。郵送の場合、令和3年10月7日（木）午後5時必着とします。

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 開札の日時・場所

令和3年10月8日(金) 午前10時 総務企画局公共施設総合調整室

開札日の立ち会いは必要ありません。

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(8) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は後日、再度入札を行います。(詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。)

(9) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

有

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第895号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 使用済み乾電池運搬及び処理業務委託(下半期分)

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1ほか2か所

(3) 履行期間 契約日から令和4年3月31日(木)まで

(4) 業務概要 本業務は、本市で回収された使用済み乾電池を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、本市が指定する保管場所から受託者の処理施設まで運搬し、無害化処理及び再資源化を図り適正に処理するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」に登載されていること。

(4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、使用済み乾電池の運搬及び処理業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(5) 一般廃棄物処理施設設置許可を取得していること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)(5)に関する書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 担当 森田

電話 044-200-2587(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和3年9月10日(金)から令和3年9月16日(木)9時から17時まで(土曜日、日曜日、祝日及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は申込書の提出締切日までに届くこととし、不備がないこと。

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の許可証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和3年9月27日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和3年9月27日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和3年9月27日(月)から令和3年9月29日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和3年10月1日(金)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて

行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和3年10月5日(火)14時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 原則持参とする。ただし、やむを得ない場合に限り郵送での提出を可とする(7(2)の前日までに届かない場合及び入札書の不備は無効とする)。

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 要(10%)
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除といたします。

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第896号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和3年度川崎市総合計画に関する市民意識調査
業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局都
市政策部企画調整課ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月30日(水)まで

(4) 業務概要

川崎市総合計画の取組の成果を測るため、市民生
活やまちづくり等に関するいくつかのテーマについ
て、市民の生活意識や市政に対する意識等を明らか
にし、今後の市政運営の参考とするため、「川崎市
総合計画に関する市民意識調査」を実施します。詳
細は、委託仕様書によります。

ア 実施時期

年2回(第1回:令和3年11月(予定)、第2
回:令和4年2月(予定))

イ 標本数

各3,000サンプル(住民基本台帳から層化二段
無作為抽出)

ウ 対象者

市内在住の満18歳以上の男女(外国人を含む。)

エ 調査方法

郵送法

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「調査・測定」種目「市場調査」で登録されて
いること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2箇年の間に、本市又はその他の官公庁にお
いて、社会・世論に係る調査業務の委託契約を2回
以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し
た実績を有し、かつ、本業務を確実に履行すること
ができること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプラ
イバシーマーク(Pマーク)認証を取得しているこ
と。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争
入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりま
せん。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎5階

総務企画局都市政策部企画調整課

電話:044-200-2024

FAX:044-200-0401、

E-Mail:17kityo@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎
市ホームページの「入札情報かわさき」([https://
www.city.kawasaki.jp/233300/index.html](https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))におい
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード
できます。

(2) 配布・提出期間

令和3年9月10日(金)から令和3年9月24日
(金)まで(ただし、閉庁日を除く、午前8時30分
から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の条件を満たすことを証明する書類
(契約書の写し等)

ウ 上記2(5)の条件を満たすことを証明するプライ
バシーマーク登録証等の写し

エ 本業務の実施体制及びスケジュール

(4) 提出方法

持参してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次によ
り一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

令和3年9月29日(水)(午前8時30分から正午
まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 交付場所

上記3(1)に同じ

なお、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者
名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録して
いる場合は、電子メールにより送付します。

(3) 入札説明書及び仕様書等

入札説明書等は上記3(1)の場所において、上記3
(2)の期間で縦覧に供します。なお、令和3・4年度
川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子
メールアドレスを登録している場合は、一般競争入
札参加資格確認通知書とあわせて電子メールで送付
します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年9月29日(水)から令和3年10月1日
(金)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

ア 電子メール 17kityo@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-0401

(5) 回答方法

令和3年10月4日(月)までに、一般競争入札参加者全員へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

持参とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年10月7日(木) 10時00分

イ 場所 川崎市役所第3庁舎5階

企画調整課会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は、落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第897号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

カード型障害者手帳交付事務に係る写真台紙スキャニングシステム・裏書印字システム等の賃貸借契約

(2) 履行場所

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、総合リハビリテーション推進センター、各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当、その他川崎市の指定する場所

(3) 契約期間

契約日から令和7年9月30日まで

(4) 調達物品の概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度本市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されており、かつ、「A」の等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、過去2年以内に本市又は他官公庁において同種の契約実績があること。

(5) この調達物品及び数量について、確実に納入することができること。

(6) この調達物品の納入後、当該物品のトラブル等に対し、本市の求めに応じて柔軟に対応できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競

争入札参加資格確認申請書及び同種の契約実績を証する書面（契約実績証明書）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 関野

電 話：044-200-2653

F A X：044-200-3932

E-mail：40syogai@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年9月10日（金）から令和3年9月16日

（木）までとします（土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出して資格が確認された者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年9月21日（火）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、本市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を送付します。

(3) 入札説明書の閲覧

入札説明書は3(1)の場所において令和3年9月10日（金）から令和3年9月16日（木）まで縦覧に供します（土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和3年9月21日（火）から令和3年9月24日

（金）までとします。

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。必要事項を記入し、電子メールにて送付してください。また、質問書を送信した旨を担当まで電話で御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年9月28日（火）に、全社あてに電子メールにて送付します。

6 商品説明書（カタログ等）の提出

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書（カタログ等）を令和3年9月29日（水）午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア リース総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には調達物品の輸送、設置、調整、試験、保守その他の諸経費一切を含め見積るものとし、リース期間を47ヶ月として算定してください。

イ 入札者は見積った契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時：令和3年10月1日（金） 午後2時

イ 場所：川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行なうことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 開札に立会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に

立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません。(入札前に委任状を提出してください。)

10 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行ないます。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者を除きます。

11 契約の手続き等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

12 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更または解除することができるものとします。

その場合、前段の解除により損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を本市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第898号

等々力緑地魅力づくり推進業務委託の業者選定に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務概要

(1) 件 名

等々力緑地魅力づくり推進業務委託

(2) 目 的

等々力緑地では、令和2年2月に策定した「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」に基づく検討を進め、「新たな日常」の実現に向けた視点を加えて公園機能の充実をより一層図ることを目指し、等々力緑地再編整備実施計画の改定作業を進めています。また、国においては「新たなステージに向けた緑とオープンスペースの政策の展

開」や「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」に対応した取組の必要性を示しています。

これらのことを踏まえ、等々力緑地内の既存の施設を活かしながら、密を避けるなどの「ニューノーマル」を実践することに加えて、恒常的な賑わいや魅力の創出に繋げることを目的とし、実証実験の実施と有効活用の検討について委託するものです。

(3) 業務内容

実証実験の実施内容には、インターネットに接続可能なワーキングスペースの設置及び新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた軽食などの飲食を提供する場を設置し、運営することとします。

ア 実証実験実施に係る事前調整

イ 実証実験の実施（設営、運営及び撤去）

ウ 参加者の募集方法の企画及び広報の実施

エ アンケート調査の実施

オ 継続的な活用に向けた課題の抽出と方向性の提案

カ 報告書の作成

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月15日まで

(5) 履行場所

等々力緑地（川崎市中原区等々力1）

(6) 事業委託料

以下の金額を上限とします。

4,270,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しないこと

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと

(3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99その他業務・01イベント」に登録があること。なお、公告時点において、指定した業種に登録がない場合については、令和3年9月15日（水）までに川崎市財政局契約課が規定する申請手を完了させ、10月1日（金）に名簿登載されていることを参加条件とする。

(5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することの

- ない者であること
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること
- (8) 川崎市において、都市計画法（昭和43年法律第

- 100号）、その他関連法令に違反していないこと
- 3 担当部署及び問合せ先
川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室事業推進担当
中村、大村
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパークビル17階
電 話 044-200-2408（直通）
F A X 044-200-3973
電子メール 53todose@city.kawasaki.jp

4 企画提案の流れ

(1) スケジュール

内 容	期 間 等
仕様書・実施要領等の公表	令和3年9月10日（金）
参加意向申出書等の提出	令和3年9月10日（金）から令和3年9月29日（水）までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）
質問書の受付	令和3年9月17日（金）から令和3年10月4日（月）までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）
参加資格確認結果通知発送	令和3年10月5日（火）
質問書に対する回答	令和3年10月7日（木）
企画提案書受付	令和3年9月24日（金）から令和3年10月15日（金）までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）
書類審査	令和3年10月18日（月）から令和3年10月22日（金）まで
ヒアリング審査（予定）	令和3年10月28日（木）、11月1日（月）、2日（火）、4日（木）のうち、指定の日時
選定結果の通知（予定）	令和3年11月5日（金）
業務委託契約締結（予定）	令和3年11月8日（月）以降

(2) 参加意向申出書等の提出

郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）もしくは持参により次の資料（各1部）を提出してください。

ア 提出書類

（ア）参加意向申出書（本市のHPからダウンロードして御使用ください。なお、不明な場合は上記3の等々力緑地再編整備室担当宛てにお問い合わせください。）

（イ）誓約書（上記2に記載した事項についての誓約書になります。本市のHPからダウンロードして御使用ください。）

（ウ）履歴事項全部証明書1部

イ 提出期間

令和3年9月10日（金）から令和3年9月29日（水）までの期間の午前8時30分から午後5時まで（閉庁日及び正午～午後1時を除く。）（郵送の場合は令和3年9月29日（水）午後5時までに必着）

ウ 提出先

3に同じ

(3) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、令和3年9月17日（金）から令和3年10月4日（月）午後5時までの期間に、上記3の等々力緑地再編整備室担当宛てに電子メール（添付文書がある場合にはMicrosoft Word形式、A4縦・横書き）で送付してください。

回答は、令和3年10月7日（木）に参加資格を有する全ての参加意向申出書の提出者に対して電子メールにて回答いたします。

(4) 参加資格確認結果通知の発送

令和3年10月5日（火）に、参加意向申出書の提出者宛てに、参加資格確認結果通知を郵送します。また、参加資格要件を満たす者には、関係書類提出要請書も併せて郵送します。

(5) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次の期日までに必要書類を郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）もしくは持参により提出してください。

ア 提出期間

令和3年9月24日(金)から令和3年10月15日(金)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)(郵送の場合は令和3年10月15日(金)午後5時までに必着)

イ 提出先

3に同じ

ウ 提出書類

次の(ア)～(エ)は任意様式とします。

(ア) 企画提案書

20ページ以内とする。

(イ) 業務実績表

(ウ) 見積書

(エ) 実施体制及び配置予定人員

(オ) 法人概要(パンフレット等)

エ 注意事項

(ア) 提出書類は、正1部と副8部をそれぞれ製本し、提出してください。

(イ) 用紙はA4版縦横どちらでも可(図表等がみにくくなる場合には、A3横・三つ折りを含むことも可とする。)、左上1か所で綴じてください。

(ウ) 提出された提案書類は返却しません。

(エ) 提出後、提案者側からの提案書類の差し替え及び追加はできません。

(オ) 提案書類については、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容全てが契約に反映されるとは限りません。

(カ) 提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

5 審査方法

(1) 評価委員会の設置

「プロポーザル選定評価委員会設置要綱」に基づき評価委員会を設置し、書類審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 書類審査の実施

ア 日程(予定)

令和3年10月18日(月)から令和3年10月22日(金)まで

イ 実施方法

7者以上から企画提案書の提出があった場合には、選考基準のヒアリング項目を除いた項目について書類審査を実施し、合計得点の上位6者を書類審査通過者として選定します。なお、書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者に通知します。また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。

企画提案書の提出が6者以内であった場合に

は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施し、提案のあった全ての事業者に対して事前に審査の日程等を併せて通知します。

(3) ヒアリング審査の実施

ア 日時(予定)

令和3年10月28日(木)、11月1日(月)、2日(火)、4日(木)のうち、指定した日時を個別に連絡します。

イ 場所

未定(調整の上、個別に連絡します。)

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書に基づき、15分程度で提案説明を行っていただき、その後15分程度質疑応答を行います。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各提案事業者につき2名以内とします。

(4) 選定結果の通知(予定)

令和3年11月5日(金)

(5) 選考基準及び順位の確定方法

ア 選考基準

次の評価項目に沿って、選考を行います。

(ア) 業務目的及び内容の理解度

事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

(イ) 事業実施体制

業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールや体制となっているか。

(ウ) 事業の企画・運営力

これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。また、効果的かつ効率的な運営配慮がなされ、提案内容に具体性と実現性があるか。

(エ) 関連業務の過去の実施実績

本業務に活用できるような経験を過去の業務において実施しているか。また、業務に活かせる知識やノウハウを有しているか。

(オ) 予算の妥当性

企画内容と見積書の整合性が図れており、費用対効果がみられる提案内容か。

(カ) ヒアリング(プレゼンテーション)

等々力緑地や地域資源を活かし、魅力を発信する機会となるようなPR力や積極性があるか。

イ 採点方法

(ア) 配点

選考基準に基づく評価項目を設定し、100点

満点とします。各委員は、事業者ごとに選考基準に基づく評価採点表に点数を入れます。事業者ごとに最高得点と最低得点の委員の点数を除外したうえで、残りの委員の点数を合計したものをその事業者の合計得点とします。

(イ) 各配点の考え方

各項目の評価は、5点または10点を満点とした次表の5段階評価とします。

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点	10点	8点	6点	4点	2点
	5点	4点	3点	2点	1点

(選考基準のうち、(エ) 関連業務の過去の実施実績については、5点満点とします。)

(ウ) 基準点

総合計点の6割の360点とします。

ウ 順位の確定方法

事務局は、各委員の合計点を提案業者ごとに集計し、最も高い合計点を獲得した業者を契約先として選定します。当該集計において、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合(同点の場合)は、次の(ア)～(ウ)の選考過程により最終順位を確定し、選定業者とします。なお、提案業者が1業者のみの場合については、基準点を満たした場合に選定業者とします。

(ア) (5)「選考基準及び順位の確定方法」ア「選考基準」(ウ)「事業の企画・運営力」の合計点が最も高い業者

(イ) (ア)に該当する業者が複数ある場合、経費見積額が最も低い業者

(ウ) 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した業者

6 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 「2参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき

7 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

8 参考資料

企画提案書類の作成の際に、必要に応じて活用してください。

- (1) 等々力緑地について

<http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-11-0-0-0-0-0-0-0.html>

- (2) 等々力緑地再編整備について

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-5-0-0-0-0-0-0.html>

- (3) 等々力緑地のマーケットサウンディング実施について

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000101739.html>

- (4) 等々力緑地再編整備事業に係る民間提案の提出について

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000105291.html>

- (5) 等々力緑地再編整備事業に係る民間提案に対する審査講評について

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000110985.html>

- (6) 等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針について

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000119609.html>

- (7) 等々力緑地再編整備計画推進委員会について

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-5-3-0-0-0-0-0.html>

- (8) 大規模投資的事業の検討を踏まえた今後の対応について

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/170/0000125655.html>

- (9) 「等々力緑地再編整備実施計画改定骨子(案)」の市民意見の募集について

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000129507.html>

- (10) 業者登録申請について

<https://www.city.kawasaki.jp/233300/category/253-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市公告第899号

入 札 公 告

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
夜光地区30号陸間ほか改良調査設計委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区夜光1丁目地内
- (3) 履行期間
契約日から令和3年12月28日まで

(4) 業務概要

本委託は、開閉に時間と労力を要する角落し式陸
 閘（夜光30号、31号陸閘）を含む海岸保全施設につ
 いて、地中レーダ探査による埋設物調査を行い、現
 場状況に適した法線、形式、構造に改良するための
 調査設計委託である。

設計業務（設計計画、資料収集・整理、現地踏査、
 課題の抽出、法線の検討、総合的な比較検討、図面
 作成、成果、関係事業者ヒアリング、協議・報告、
 照査） 1式

一般調査（地中レーダ探査） 1式

解析等調査（解析） 1式

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
 たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
 2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
 指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
 業種「建設コンサルタント」、種目「港湾及び空港」
 で登録されている者。

(4) 平成23年度以降に既設陸閘の改良設計業務を元請
 けとして実施し、完了した実績を有すること。

(5) 次の要件を満たす者を配置できること。

ア 管理技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空
 港）、技術士（総合技術監理部門：建設一港湾及
 び空港）、RCCMの「港湾及び空港」部門のい
 ずれかの資格を有する者とし、かつ平成23年度以
 降に既設陸閘の改良設計業務を実施し、完了した
 実績を有すること。

イ 照査技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空
 港）、技術士（総合技術監理部門：建設一港湾及
 び空港）、RCCMの「港湾及び空港」部門のい
 ずれかの資格を有する者とし、かつ平成23年度以
 降に既設陸閘の改良設計業務を実施し、完了した
 実績を有すること。

なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎
 市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://>

www.city.kawasaki.jp/233300/index.html) におい
 て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード
 できます。

(2) 配布・提出期間

令和3年9月10日（金）から令和3年9月16日
 （木）までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除
 く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後
 5時まで）。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(5)に記載された要件を満たしていることを証
 する書類（資格証の写しなど）

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦
 覧に供します（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午
 前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様
 書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に
 より競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和3年9月22日（水）午前9時から午後5時
 まで（正午から午後1時の間は除きます。）

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入
 札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札
 説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川
 崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子
 メールアドレスを登録している場合は、令和3
 年9月22日（水）までに競争入札参加資格確認通
 知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールによ
 り送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年9月24日（金）午前9時から令和3年9
 月28日（火）午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和3年10月1日(金)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年10月8日(金) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

- (1) 契約保証金は次のとおりとします。
契約金額の10%とします。
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (2) 契約書作成の要否
契約書を作成することを要します。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ
- (4) この委託は、電子納品の対象です。電子納品とは、川崎市電子納品要領に基づき、最終成果物を電子データで納品することです。川崎市電子納品要領については、川崎市ホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/jigyuu/category/78-34-6-0-0-0-0-0-0.html>)をご覧ください。
- (5) 本入札用設計書には、「登録単価」及び「【参考資料】積算入力データリスト」を添付しています。「登録単価」は、市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付していない場合もあります。)
「【参考資料】積算入力データリスト」は、委託設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものです。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。

川崎市公告第900号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
川崎市民プラザプール照明器具交換等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市高津区新作1-19-1 川崎市民プラザ
- (3) 履行期間
契約日から令和4年1月31日まで
- (4) 業務概要
川崎市民プラザのプール照明器具の交換等を行う。

2 一般競争入札参加資格

- この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者であること。
 - (3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。

- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや実績一覧表等）を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
市民文化局市民生活部企画課
電 話 044-200-2153（直通）
F A X 044-200-3707
E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和3年9月10日（金）から令和3年9月16日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く）
- (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和3年9月21日（火）午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子

- メールで配信されます。
- (2) 場所
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和3年9月21日（火）午前9時から令和3年9月24日（金）正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時まで、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール又はF A Xによります。
ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-3707
- (5) 回答方法
令和3年9月28日（火）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和3年10月5日（火）午前11時
イ 入札場所
川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法
持参とします。

(4) 入札保証金
免除とします。

(5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。

(2) 前払金
否

(3) 契約書作成の要否
必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先
の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページ「入札情報かわさき」において、
本件の公表情報詳細のページからダウンロードでき
ます。

川崎市公告第901号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名
令和3年度広域避難場所標識保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区富士見2丁目1番地先ほか18か所

(3) 履行期間
契約日から令和4年3月31日まで

(4) 業務概要
市内に設置している広域避難場所標識について、
高所作業車等を用いて点検を行い、安全の確認を行
う。また、標識盤面のボルト・ナットの取付状態を
確認し、保守を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に業種
「その他」(種目「その他」)に登載されていること。

(4) 川崎市内に本店又は受任地を有していること。

(5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関す
る法律第2条第1項第1号による中小企業者である
こと。

(6) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体に
おいて、標識、看板の作成を含む同程度の規模の契
約を締結し、これらをすべて誠実に履行しているこ
と。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び 問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般
競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証す
る書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持
参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0005
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室 危機管理計画担当
電 話 044-200-0337（直通）
F A X 044-200-3972
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年9月10日（金）から9月17日（金）まで
の午前8時30分から午後5時までとします。た
だし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時
までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会
実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年9月22日(水)午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月10日(金)から9月24日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年9月28日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年10月7日(木) 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等

は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第902号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和3年度原子力防災活動資機材点検等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町5番地4 総務企画局危機管理室ほか
- (3) 履行期間
契約日から令和4年3月31日まで
- (4) 業務概要
原子力防災活動用に各局で配備している放射線測定器等の原子力防災活動資機材について、機器の維持を目的とした定期的な詳細点検（メーカーによる点検）を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「医療関連業務」種目「医療機器維持管理」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で国または地方公共団体にして、2年間で2件以上の契約実績があること

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般

競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 企画調整担当

電話 044-200-2850（直通）

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和3年9月10日（金）から9月17日（金）までの午前8時30分から午後5時まで及び令和3年9月21日（火）の午前8時30分から正午までとします。ただし土曜日、日曜日祝日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年9月29日（水）午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和3年9月10日（金）から9月27日（月）までの午前8時30分から午後5時まで及び令和3年9月28日（火）午前8時30分から正午までとします。た

だし、土曜日、日曜日祝日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和3年9月30日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和3年10月5日(火)
午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第903号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

かわさき新産業創造センター積算電力量・量水器計補修業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区新川崎7番7号

(3) 履行期間

契約日から令和3年12月26日まで

(4) 業務概要

かわさき新産業創造センター内ナノ・マイクロ産学官共同研究施設(NANOBI C)研究棟・クリ

- ーンルーム棟に設置されている積算電力量計27台・量水器2台について、補修・交換を行うもの。
- 2 一般競争入札参加資格
- この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
経済労働局 イノベーション推進室
ベンチャー産業創出担当
電 話 044-200-2973(直通)
F A X 044-200-3920
E-mail 28sozo@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和3年9月10日(金)から令和3年9月17日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)
- (3) 提出方法
持参、電子メール又はF A Xによります。
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
令和3年9月24日(金)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (2) 場所
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- (2) 質問受付期間
令和3年9月24日(金)から令和3年9月29日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
持参、電子メール又はF A Xによります。
ア 電子メール 28sozo@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-3920
- (5) 回答方法
令和3年10月4日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年10月8日（金）午前11時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

川崎市経済労働局打ち合わせスペース

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号により免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先 の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第904号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市立鷺沼小学校校舎改築等基本計画策定業務委託

(2) 履行場所 教育環境整備推進室（川崎区宮本町6番地）ほか

(3) 履行期間 令和4年6月30日まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建築設計」種目「意匠設計」で登録されていること。

(4) 平成24年度以降に学校施設（校舎）に係る基本構想、基礎調査、基本計画いずれかの契約実績があり、誠実に履行した実績を有すること。

(5) 平成24年度以降に延床面積6,000㎡以上の学校施設（校舎）の新築・増築・改築いずれかの設計の契約実績があり、誠実に履行した実績を有すること。

(6) 建築士法（昭和25年 法律第202号）による一級建築士取得後10年以上の実務経験を有する者が所属していること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)、(5)を証明する契約書等の写し

ウ 上記2(6)に示した資格者証等の写し及び業務経歴書

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加資格確認申請書等は、令和3年

9月10日(金)～令和3年9月16日(木)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和3年9月10日(金)～令和3年9月16日(木)
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(4) 提出場所

川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室 長期保全・計画担当
電話：044-200-0362

4 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに確認通知書を令和3年9月21日(火)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和3年9月21日(火)～令和3年9月24日(金)
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和3年9月29日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和3年10月6日(水) 午前10時

(3) 入札・開札の場所 川崎区宮本町3番地3
第4庁舎4階第2会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総額で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

11 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りです。

- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第905号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎市職員採用に係る就職支援サイト掲載及び広報業務委託
- (2) 履行場所
神奈川県内、東京都内等
- (3) 履行期限
令和4年3月31日(木)
- (4) 業務概要
ア 就職支援サイトへの本市職員採用情報等の掲載
イ WEBセミナーの開催・運営及び広報
ウ 本市主催の採用説明会のインターネット上での予約受付及び定員管理

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」で登録されている者。

3 入札の日程(概要)

令和3年 9月10日(金)	公告
9月16日(木)	入札参加申込書締切
9月17日(金)	入札参加資格確認通知の送付
9月22日(水)	仕様書等に関する質問締切
9月27日(月)	仕様書等に関する質問回答
9月29日(水)	入札

4 一般競争入札参加申込書の配布・提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書の配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)からダウンロードできます。
- (2) 一般競争入札参加申込書の配布・提出期間
令和3年9月10日(金)から令和3年9月16日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)
- (3) 提出先
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階
川崎市人事委員会事務局任用課
電話番号 044-200-3343
FAX 044-222-6449
E-mail 94ninyo@city.kawasaki.jp
- (4) 提出書類
一般競争入札参加申込書
- (5) 提出方法
持参とします。
- 5 仕様書の配布
- (1) 配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)から仕様書をダウンロードすることができます。
- (2) 配布期間
令和3年9月10日(金)9時から令和3年9月16日(木)17時まで
- 6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切後、令和3年9月17日(金)までに送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 8 仕様等に関する質問・回答
仕様等に関する質問は、次により質問書を提出してください。
- (1) 質問書の配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)から質問書をダウンロードすることができます。
- (2) 質問書の配布・提出期間

ア 配布期間

令和3年9月10日(金)から令和3年9月16日(木)まで

イ 提出期間

令和3年9月10日(金)9時から令和3年9月22日(水)まで15時まで

(3) 提出先

上記4(3)に同じ

(4) 提出方法

電子メール又はFAXに限りします。

(5) 回答方法

令和3年9月27日(月)までに、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス又はFAXにより回答いたします。なお、メールアドレスの登録がない場合は、FAXにて回答いたします。

9 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参とします。入札は所定の入札書を入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。

(2) 入札予定日時・場所

ア 入札予定日時

令和3年9月29日(水)14時

イ 入札予定場所

川崎市川崎区砂子1-7-4

砂子平沼ビル5階会議室

(3) 入札金額等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。

イ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税及び地方消費税額を含まないものとします。

ウ 入札及び開札に立ち会う者が代理人の場合は、入札書の代表者氏名の下に、必ず代理人の氏名及び押印してください。

(4) 入札保証金

免除します。

(5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書、名刺を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、代理人に入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限を委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。

(6) 落札者の決定方法

最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行いま

す。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により、無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

10 契約手続等

(1) 契約書の作成

要します。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 前払金

なし

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)から閲覧できます。

11 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第906号

川崎都市計画地区計画の変更案について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和3年9月13日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の変更
(大師橋駅前地区地区計画)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 川崎区 大師河原2丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

川崎区役所3階市政資料コーナー

(川崎区東田町8番地)

川崎区役所大師支所(川崎区東門前2-1-1)

川崎区役所田島支所(川崎区鋼管通2-3-7)

川崎市立川崎図書館

(川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク
4階)

4 縦覧期間

令和3年9月13日(月)から令和3年9月27日(月)
まで

川崎市公告第907号

川崎都市計画用途地域の変更案について、都市計画法
(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用す
る同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、
この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日ま
でに川崎市に意見書を提出することができます。

令和3年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画用途地域の変更(生田浄水場地区)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 多摩区 生田1丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

川崎市多摩区役所10階市政資料コーナー

(多摩区登戸1775-1)

川崎市多摩区役所生田出張所

(多摩区生田7-16-1)

川崎市立多摩図書館

(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)

4 縦覧期間

令和3年9月13日(月)から令和3年9月27日(月)
まで

川崎市公告第908号

川崎都市計画高度地区の変更案について、都市計画法
(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用す
る同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、
この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日ま
でに川崎市に意見書を提出することができます。

令和3年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画高度地区の変更(生田浄水場地区)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 多摩区 生田1丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

川崎市多摩区役所10階市政資料コーナー

(多摩区登戸1775-1)

川崎市多摩区役所生田出張所

(多摩区生田7-16-1)

川崎市立多摩図書館

(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)

4 縦覧期間

令和3年9月13日(月)から令和3年9月27日(月)
まで

川崎市公告第909号

川崎都市計画地区計画の決定案について、都市計画法
(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により、
次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日ま
でに川崎市に意見書を提出することができます。

令和3年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の決定

(生田浄水場地区地区計画)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

川崎市 多摩区 生田1丁目地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

川崎市多摩区役所10階市政資料コーナー

(多摩区登戸1775-1)

川崎市多摩区役所生田出張所

(多摩区生田7-16-1)

川崎市立多摩図書館

(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)

4 縦覧期間

令和3年9月13日(月)から令和3年9月27日(月)
まで

川崎市公告第910号

「消費者市民社会・成年年齢引下げPR業務委託」実施に関する企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和3年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件 名

消費者市民社会・成年年齢引下げPR業務委託

(2) 主な業務事項

ア 「消費者市民社会」の普及啓発に係る広報の企画・実施

(ア) 動画広告

(イ) 動画以外の広告

イ 「成年年齢引下げ」の周知に係る広報の企画・実施

(ア) 動画広告

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

(4) 履行場所

川崎市内

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 令和3・4年度川崎市業務有資格業者名簿の業種「99その他業務」、種目「99その他」に登録されていること

(2) 本業務を実施する体制には、本業務に関連又は類似する業務実績を有する者を含むこと

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者

(4) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することの

ない者

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 事業理解・取組意欲

(2) 提案内容

(3) 事業実施体制

(4) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

電話：044-200-3864

FAX：044-244-6099

メールアドレス：28syohi@city.kawasaki.jp

5 公募要領の公表の時期

令和3年9月13日(月)

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

(1) 期 間：令和3年9月21日(火)～9月27日(月)午後4時

(2) 受付場所：4と同じ

(3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送

※ 郵送の場合も期間最終日午後4時までに必着のこと

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

(1) 期 間：令和3年10月18日(月)～10月21日(木)午後3時

(2) 提出場所：4と同じ

(3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送

※ 郵送の場合も期間最終日午後3時までに必着のこと

(4) 提出書類

ア 企画提案書 8部

イ 企業概要(パンフレット等) 8部

ウ 業務実施体制・主な事業実績 8部

エ 所要経費・概算見積書 8部

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言 語：日本語

(2) 通 貨：日本国通貨

9 契約書の作成の要否

要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額 4,765,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担

の有無

企画提案書の作成及び提出にかかる一切の費用は、企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

ア 審査結果の発表は、令和3年11月4日(木)を予定しています。

イ 詳細につきましては、本企画提案公募要領及び仕様書を御参照ください。

川崎市公告第911号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区菅生一丁目1909番1

ほか12筆の一部

(案件1)

2,704平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋2丁目6番地17

株式会社 成建

代表取締役 常磐 孝一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:14戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年6月11日

川崎市指令 ま宅審(イ)第19号

令和2年9月24日

川崎市指令 ま宅審(イ)第61号

川崎市公告第912号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月15日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名 東扇島小型船溜防波堤築造その2工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地先
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
	(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。
	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。
	(6) 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経審の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,200点以上であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
	(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(「別に定める場合は、この限りではありません。」)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

参 加 資 格	(10) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成18年4月1日以降に有すること。 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、「海上（作業船にて）における杭径φ900mm以上の鋼管杭あるいは鋼管矢板を打設した工事」の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年10月18日 17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」に定めるところによるものとします。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 中原区内ニヶ領用水護岸天端補強（管理用通路舗装その2）工事
	履 行 場 所 川崎市中原区宮内2丁目11番地先ほか1箇所
	履 行 期 限 契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年10月1日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 等々力緑地Jリーグ開催時対応施設補修（緊急その2）工事
	履 行 場 所 川崎市中原区等々力1-1
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年10月1日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 臨港道路南岸道路改良（その2）工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地内
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

参 加 資 格	(8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年10月13日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区内道路補修（緊急21-2）工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年10月1日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 宮前老人福祉センター外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29
	履 行 期 限 契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年10月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 社会復帰訓練所外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区末長1丁目3番8号
	履 行 期 限 契約の日から令和4年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。

参 加 資 格	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
	(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。
	(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(10) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。
	契約条項を示す場所等 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
	入札日時等 令和3年10月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
	入札保証金 免
そ の 他	契約書作成 要
	入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第330号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 調達の名称及び数量
高速液体クロマトグラフィー四重極／高分解能型質量分析計 1式
- 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 落札者を決定した日
令和3年8月31日
- 落札者の氏名及び住所
西川計測 株式会社
代表取締役 田中 勝彦
東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
- 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

54,800,000円

- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告を行った日
令和3年7月12日

川崎市公告（調達）第331号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 調達の名称
庁内共通システム基盤追加リソースの賃貸借及び保守契約
- 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5-4（第3庁舎9階）
- 契約の相手方を決定した日
令和3年7月21日
- 契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
神奈川支店長 加納 誠

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

5 契約金額（税抜きリース総額）

総額 48,756,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年6月10日

川崎市公告（調達）第332号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

電子メールシステム等の賃貸借及び保守契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部システム管理課

川崎市川崎区東田町5-4（第3庁舎9階）

3 契約の相手方を決定した日

令和3年8月13日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社横浜支店

支店長 谷頭 洋一

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

5 契約金額（税抜きリース総額）

総額 142,320,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年6月25日

川崎市公告（調達）第333号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

カード型障害者手帳作製等業務委託

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和3年8月6日

4 契約の相手方の氏名及び住所

小林クリエイト株式会社横浜営業部

部長 若松 真一

横浜市西区浅間町一丁目10番

5 落札金額

23,408,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年6月25日

川崎市公告（調達）第334号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市立中学校50校教育用コンピュータ機器賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市立中学校50校

(3) 履行期間 令和4年3月1日から令和9年2月28日

(4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登録のない者（入札参加業種に登録のない者を含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年10月4日（月）までに行ってください。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和3年9月27日(月)から令和3年10月11日(月)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日を除く)

(3) 提出方法

持参に限りです。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年10月18日(月)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和3年10月18日(月)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和3年9月27日(月)から令和3年10月25日(月)午後5時まで(土曜日、日曜日を除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和3年11月2日(火)までに、競争入札参加資格があると認められた者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

6 カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者について

は、導入予定機種等のカタログを令和3年11月9日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和3年11月16日(火)午前10時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和3年11月15日(月)

郵送による場合は、期日までに到着するように書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、後日再入札を実施します。(詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします)

ます。)

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 支払については、毎月払いとします。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease computers installed in Junior high schools in Kawasaki city

(2) Time-limit for tender:

10:30A.M 16 Nov 2021

(3) Time-limit for tender by mail:

15 Nov 2021

(4) Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

川崎市公告(調達)第335号

特定調達契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 西高津中学校ほか1校LED照明器具 賃貸借契約

(2) 履行場所 西高津中学校

(川崎市高津区久地1-10-1)

東高津中学校

(川崎市高津区末長4-1-1)

(3) 履行期間 契約日から令和9年2月28日まで

(4) 調達概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和3年10月6日(水)までに行ってください。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局地球環境推進室

(川崎市役所第3庁舎17階)

担当 鈴木、中野、西川

電 話 044-200-2178

F A X 044-200-3921

一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。)

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和3年9月27日(月)から令和3年10月6日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年10月13日(水)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和3年10月13日(水)午後5時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和3年10月13日(水)午後5時まで配布します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札説明書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和3年10月13日(水)から令和3年10月20日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) FAX

(ウ) メール

なお、FAX又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-2178

FAX 044-200-3921

E-mail 30tisui@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和3年10月28日(木)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時 令和3年11月8日(月)

午前9時30分

入札書の提出場所 川崎市役所第3庁舎16階

環境局会議室

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和3年11月4日(木)

午後5時必着

入札書の提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の所管課に必ず電話をしてください。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ
- (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Nishi-Takatsu Junior High School LED Lighting Equipment Lease Agreement
In addition to 1 schools
- (2) Time-limit for tender:
9:30 A.M. 8, November, 2021
- (3) Time-limit for tender by mail:
5:00 P.M. 4, November, 2021
- (4) Contact point for the notice:
Global Environment and Sustainability Office
Environmental Protection Bureau
City of Kawasaki
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
Tel:044-200-2178

川崎市公告(調達)第336号

特定調達契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 稗原小学校ほか1校LED照明器具賃貸借契約
- (2) 履行場所 稗原小学校
(川崎市宮前区水沢3-7-1)
西梶ヶ谷小学校
(川崎市高津区梶ヶ谷2-14-1)
- (3) 履行期間 契約日から令和9年2月28日まで
- (4) 調達概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和3年10月6日(水)までに行ってください。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局地球環境推進室
(川崎市役所第3庁舎17階)
担当 鈴木、中野、西川
電 話 044-200-2178
FAX 044-200-3921

一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。('入札情報かわさき'の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。)

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和3年9月27日(月)から令和3年10月6日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(3) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和3年10月13日（水）までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和3年10月13日（水）午後5時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加資格があると認めた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和3年10月13日（水）午後5時まで配布します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札説明書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和3年10月13日（水）から令和3年10月20日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) FAX

(ウ) メール

なお、FAX又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-2178

FAX 044-200-3921

E-mail 30tisui@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和3年10月28日（木）

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が出され

た場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

入札書の提出日時

令和3年11月8日（月）午前10時30分

入札書の提出場所

川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限

令和3年11月4日（木）午後5時必着

入札書の提出場所 3(1)と同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の所管課に必ず電話をしてください。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)と同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会

計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 詳細は、入札説明書によります。
 - (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
 - (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
 - (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ
 - (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Hiebara Elementary School LED Lighting
Equipment Lease Agreement
In addition to 1 Schools
- (2) Time-limit for tender:
10:30 A.M. 8, November, 2021
- (3) Time-limit for tender by mail:
5:00 P.M. 4, November, 2021
- (4) Contact point for the notice:
Global Environment and Sustainability Office
Environmental Protection Bureau
City of Kawasaki
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
Tel:044-200-2178

川崎市公告(調達)第337号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
Cisco Webex Meetingsライセンスの導入支援及び保守(サポート)委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎ほか
- (3) 履行期間
令和3年12月1日から令和8年11月30日まで
- (4) 委託概要

別途調達するオンライン相談用パソコンで使用するCisco Webex Meetingsライセンスを導入し、必要なサポートを受けるために委託を行うもの

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局情報管理部 ICT推進課 村石、谷
電 話 044-200-2109(直通)

F A X 044-200-0622

電子メール 17ictsui@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和3年9月27日(月)から10月8日(金)までとします(8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで(土日祝日を除く。))。

(3) 提出方法

持参又は郵送（いずれの場合も、令和3年10月8日（金）17時15分までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部ICT推進課に確実に到着する必要があります。）

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和3年10月14日（木）13時00分から17時15分まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(2) 問合せ受付期間

令和3年10月14日（木）から10月19日（火）までとします（8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで（土日祝日を除く。））。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メール又は持参で送付してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで電話で御連絡ください。ただし、入札参加資格のない者からの質問には回答しません。

(4) 回答

令和3年10月22日（金）までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールで送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金

額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額から消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年10月27日（水）14時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎9階開発室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続きを一時停止することがあります。

税 公 告

川崎市税公告第160号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年8月30日

川崎市長 福田紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和2年度	市民税・県民税 (普通徴収)	3月随時分	令和3年9月10日	計1件
令和3年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	令和3年9月10日	計21件
令和3年度 (令和2年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	令和3年9月10日	計12件
令和3年度 (令和2年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随時分	令和3年9月10日	計1件
令和3年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	令和3年9月10日	計2件
令和3年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	5月随時分	令和3年9月10日	計2件
令和3年度	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和3年9月10日	計138件

(別紙省略)

川崎市税公告第161号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月3日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第162号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月3日

川崎市長 福田紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第163号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月3日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第164号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月7日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第165号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第166号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第44号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和3年9月9日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間

令和3年10月1日から

令和8年7月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1180

商号又は名称 有限会社山田土建

営業所所在地 相模原市南区相模台6丁目30番19号

代表者氏名 山田 康博

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第73号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月7日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度等々力水処理センターほか消防用設備保守点検業務委託
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履行期限	令和4年3月11日限り
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者	

参 加 資 格	(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消防設備保守点検」で登録されている者 (6) 平成18年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した消防用設備保守点検業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。 (7) 平成16年消防庁告示第10号に従い、施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有する者が業務にあたること。また、当該消防設備士は一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097
入札日時等	令和3年9月30日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 排水処理施設改良に係る官民連携事業導入可能性調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5－1－1（長沢浄水場内）
	履 行 期 限	令和4年9月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「上水道及び工業用水道部門」で登録されている者 (4) 業務責任者及び照査技術者として、技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）又は技術士（総合技術監理部門：上水道及び工業用水道）のいずれかの資格を有する者を配置すること。 ただし、業務責任者と照査技術者は兼務することはできません。 また、業務責任者及び照査技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要です。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097	
入札日時等	令和3年10月5日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和3年度 等々力・戸手下水圧送管実施設計委託
	履 行 場 所	川崎市中原区、幸区地内
	履 行 期 限	令和4年6月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成28年度以降に契約した、耐震実施設計（レベル1・2）委託業務を含む、下水道管きよの新設・詳細設計（開削工法）における詳細設計委託業務について、元請としての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 平成18年度以降に契約した、下水道施設（ポンプ場又は処理場）における改築実施設計について、元請としての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (6) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和3年9月30日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第74号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月7日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	井田その1下水幹線その5工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下小田中3丁目、井田杉山町地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から460日間
参 加 資 格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。 ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 次の（ア）から（ウ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。	

参 加 資 格	(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 (イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 (ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 エ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道管更生」ランク「A」で登録されていること。 カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 共同企業体の代表者に必要な条件 ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (3) 共同企業体の構成員2に必要な条件 ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和3年10月13日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	大師河原ポンプ場ほか改築電気その1工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小島町10-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和5年3月15日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第3号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成18年4月1日以降に有すること。 下水道法第二条二の「下水道」に定義される下水道施設（ポンプ場に限る）における運転操作設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年10月13日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	水運用センター テレメーター盤、路上局10箇所 計装設備等改良工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋3-1-1 (鷺沼配水所) ほか10箇所
	履 行 期 限	契約の日から750日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、工事着手から完了まで専任でかつ途中交代することなく配置することを要します（死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合を除く）。 特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (8) 水道施設又は工業用水道施設における、遠方監視制御設備の製作及び据付工事の完工実績（元請に限る。）を平成18年4月1日以降に有すること（修理及び整備工事を除く。）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年10月13日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細」及び「入札契約に関する共通事項」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	上丸子山王町地区ほか下水枝線第2号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上丸子山王町2丁目、下沼部地内
	履 行 期 限	契約の日から240日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年10月5日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	戸手ポンプ場ほかNo.3雨水ポンプ用エンジン整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手4-4-2ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成18年4月1日以降に有すること。 上下水道施設における、ポンプ設備又は自家発電設備に係るエンジンの分解整備工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年10月1日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	生田浄水場 浄水処理所撤去に伴うケーブル布設替工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1-1-1(生田浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年10月1日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	等々力水処理センター高度処理作動弁整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年10月1日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	中部サービスセンター 建具改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区末長1-44-24 (中部サービスセンター内)
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建具」種目「シャッター取付」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建具工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建具」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年10月1日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	水質自動測定装置補器類設置工事
	履 行 場 所	宮前区菅生5-23先 他4件
	履 行 期 限	契約の日から145日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和3年10月1日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第75号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月14日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和3年度西部下水管内管きょ緊急補修第2号工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和3年10月6日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生水处理センターNo.2-3反応タンク流入スクリーン整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履 行 期 限	契約の日から令和4年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水处理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和3年10月6日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第16号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 調達の名称

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 軽油A(10月～12月分) | 226キロリットル |
| (2) 軽油B(10月～12月分) | 340キロリットル |
| (3) 軽油C(10月～12月分) | 218キロリットル |
| (4) 軽油D(10月～12月分) | 396キロリットル |

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

令和3年9月9日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 軽油A

シナネン 株式会社

代表取締役 安田 貴志

東京都港区三田三丁目5番27号

住友不動産三田ツインビル西館6階

(2) 軽油B

中日本商事株式会社 東京支店

支店長 藤田 誠

東京都千代田区内神田1-3-1

トーハン第3ビル

(3) 軽油C

シナネン 株式会社
代表取締役 安田 貴志
東京都港区三田三丁目 5 番27号
住友不動産三田ツインビル西館 6 階

(4) 軽油D

中日本商事株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都千代田区内神田 1-3-1
トーハン第3ビル

5 落札金額

- (1) 軽油A 97,100円 (1キロリットル当たり)
- (2) 軽油B 97,200円 (1キロリットル当たり)
- (3) 軽油C 97,100円 (1キロリットル当たり)
- (4) 軽油D 97,200円 (1キロリットル当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年7月26日

川崎市交通局公告(調達)第17号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
大型ハイブリッド・ノンステップバス(ディーゼル電気式・10.5mクラス)16両
- (2) 購入物品の特質等
製作仕様書・製作要領図によります。
- (3) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
- (4) 納入期限
令和4年3月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に、業種「自動車」、かつ、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録していない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和3年10月6日までに行ってください。申請の際

には、この公告文を持参してください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、車両が在籍している期間にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (6) 検査を実施するに当たり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。
- (7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ アフターサービス・メンテナンス申告書

ウ 検査の実施に関する誓約書

エ 納入予定物品申請書(納入予定物品に関する提出書類を含む。)

※ 上記書類の様式は、市バスホームページ内「入札情報」の「入札公表」の「交通局物品入札公表一覧」の「令和3年度」からダウンロードしてください。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

交通局企画管理部経理課 契約担当 野川

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和3年9月27日から令和3年10月6日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

入札説明書は、市バスホームページ内「入札情報」の「入札公表」の「交通局物品入札公表一覧」の「令和3年度」からダウンロードしてください。また、3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、3(3)の期間中、入札説明書を無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和3年10月15日までに一般競争入札

参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課車両係 朝生
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 令和3年11月10日 午前9時00分

(イ) 場 所 川崎市交通局会議室
川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限 令和3年11月8日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、委員会への苦情申立てが行われた場合、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

General bus - large Non-step bus (electric hybrid 10.5m class) Quantity 16

(2) Time limit for tender:

9:00 A.M. 10 November, 2021

(3) Time limit for tender by mail:

8 November, 2021

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL: +81 (0) 44-200-3228

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第40号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年9月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参又は郵送により受け付けます。郵送による場合には、申込期間最終日の午後5時15分までに必着とします。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口には回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 郵便により入札書を提出する場合には、こちらから送付する競争参加資格確認通知を確認した後で発送してください。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	イントラパソコン用ウイルス対策ソフトライセンス
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-8-9 (川崎市病院局経営企画室)
	履行期間	契約締結日から令和3年11月5日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種 「コンピュータ」 種 目 「ソフトウェア・消耗品」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし。
競争参加の申込	令和3年9月10日から令和3年9月17日まで受付けます。	
郵 便 に よ る 競争参加の申込	提出期限	令和3年9月17日 必着
	提 出 先	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局契約担当
現 場 説 明 会	行いません。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和3年9月28日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵 便 に よ る 入 札 書 の 提 出	提出期限	令和3年9月24日 必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用する術中リニアプローブの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和3年10月29日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種 「医療機器」 種 目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし。
競争参加の申込	令和3年9月10日から令和3年9月17日まで受付けます。	
郵 便 に よ る 競争参加の申込	提出期限	令和3年9月17日 必着
	提 出 先	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局契約担当
現 場 説 明 会	行いません。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和3年9月28日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵 便 に よ る 入 札 書 の 提 出	提出期限	令和3年9月24日 必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第19号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和3年9月27日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

- 物品及び役務の名称
井田病院で使用する総合臨床検査システムの調達
- 契約事務担当部局の名称及び所在地
病院局経営企画室契約担当
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階
- 契約の相手方を決定した日
令和3年9月8日
- 契約の相手方の氏名及び住所
アルフレッサ 株式会社 川崎南支店
支店長 森下 卓
川崎市幸区矢上1番8号
- 契約金額
95,700,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告(公示)を行った日
令和3年7月26日

消防局訓令

川崎市消防局訓令第22号

局内一般
消防署

川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月7日

川崎市消防長 日迫 善行

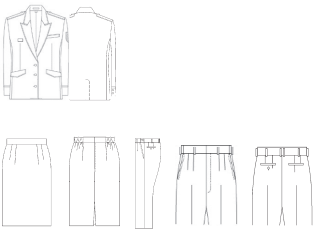
川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防団員の服装等に関する規程の一部を次のように改正する。

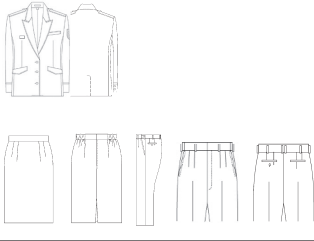
別表第1(第3条関係)中、「リボンを巻くものとする。」の次に「副分団長以上は平しま織銀線を巻くものとする。*平しま織銀線の幅については、冬服と同様と

する。」を加える。

別表第1(第3条関係)中、

冬服 (女性)	色及び地質	濃紺色のカシミヤドスキンとする。 ボタンは、消防団章を付けた金色金属製ボタンとし、3個を縦一列に付ける。	
	制式	形状	

を

冬服 (女性)	色及び地質	濃紺色のカシミヤドスキンとする。 ボタンは、消防団章を付けた金色金属製ボタンとし、3個を縦一列に付ける。	
	制式	形状	
	袖章	冬服と同様とし、銀色しま織線を付ける。	

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年9月7日から施行する。

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第18号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和3年9月8日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 日 時 令和3年9月15日(水)14時00分から
- 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 議 事

議案第27号 「川崎市スポーツ推進計画」の改定について

4 請願審議

請願第4号 通学路の安全確保に関する請願について

5 その他報告等

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和3年9月2日

川崎市選挙管理委員会

委員長 坂 本 茂

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

25,265人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

257,907人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区 63,345人

幸 区 46,816人

中原区 72,137人

高津区 64,034人

宮前区 64,261人

多摩区 60,840人

麻生区 49,652人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合

併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

210,542人

川崎市選挙管理委員会告示第7号

川崎市選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市選挙管理委員会告示第28号）の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和3年9月2日

川崎市選挙管理委員会

委員長 坂 本 茂

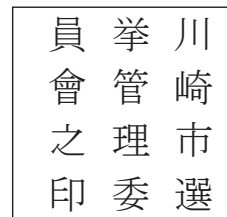
川崎市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

川崎市選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

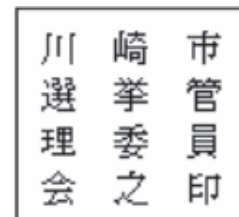
第24条を次のとおり改める。

（公印）

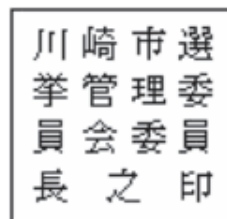
第24条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び事務局長の公印は、次のとおりとする。



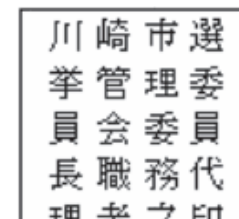
方75mm



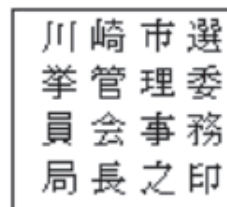
方24mm



方21mm



方21mm



方18mm

字体は、てん書とする。

第24条の次に次の1条を加える。

（印影の印刷）

第25条 公印の押印を要する文書のうち、必要と認められるものについては、印影の印刷によって、公印の押

印に代えることができる。

- 2 印影の印刷は正確に行い、印影を印刷した文書は常に使用の状況を明確にしておかなければならない。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

監 査 公 表

3 川監公第11号

令和3年9月7日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和3年7月9日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

(別紙)

3 川 監 第 4 8 6 号
令 和 3 年 9 月 7 日

坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 浅 野 文 直
同 山 田 晴 彦

川崎市職員措置請求について (通知)

令和3年7月9日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第 1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1及び別紙2(事実証明書は添付省略)のとおり、市が令和2年度に随意契約である軽易工事として実施した次の12件の工事(以下「本件各工事」という。)について、本来6件の工事を12件の工事に違法に分割発注したものであり、違法な契約は無効であることから、本件各工事の契約金額の全額を市に補填することなどを求めている。

No.	契約件名	契約金額	契約日	支出日
1	向丘中学校4階特別支援学級空調設置工事	2,420,000 円	令和2年5月28日	令和2年7月13日
2	向丘中学校4階特別支援学級空調機電源設置工事	2,494,800 円	令和2年5月28日	令和2年8月17日
3	麻生中学校美術室空調機設置工事	2,175,965 円	令和2年7月17日	令和2年10月12日
4	麻生中学校美術室空調機電源設置工事	2,164,800 円	令和2年7月17日	令和2年9月24日
5	野川中学校美術室空調機設置工事	1,936,000 円	令和2年7月22日	令和2年9月7日
6	野川中学校美術室空調機電源設置工事	864,600 円	令和2年7月22日	令和2年9月7日
7	末長小学校職員室ほか空調機補修工事	2,469,500 円	令和2年7月30日	令和2年10月20日
8	末長小学校職員室ほか空調機電源設置工事	878,900 円	令和2年7月28日	令和2年11月2日
9	高津高等学校生物専ら準備室ほか空調機補修工事	315,700 円	令和2年12月9日	令和3年2月25日
10	高津高等学校2階3階教室空調電源補修工事	2,497,000 円	令和2年12月24日	令和3年4月28日
11	西丸子小学校第2音楽室空調設置工事	1,848,000 円	令和3年1月5日	令和3年2月9日
12	西丸子小学校第2音楽室空調機電源設置工事	1,721,500 円	令和3年1月5日	令和3年2月19日

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年7月9日付けでこれを受理し、監査対象局を教育委員会事務局とした。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年8月5日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づき、教育委員会事務局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和3年8月5日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」（添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づき、請求人の立会いがあった。
関係職員が説明した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

3 監査対象事項

市が軽易工事として、本件各工事を随意契約により執行したことが違法といえるかを監査対象とした。

第3 監査の結果

1 前提事実の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係各書類の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 軽易工事の定義について

軽易工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることができるものである。その定義については、川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年川崎市訓令第8号）第2条では、「予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあっては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）をいう」ものとしている。

(2) 1件250万円を超える工事について

教育委員会事務局は、川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号。以下「請負工事規程」という。）第2条第1号に定める工事担当部局でないことから、1件250万円を超える工事を行う必要が生じた場合は、教育委員会事務局がまちづくり局に工事を依頼することとしている。

このような事情から、学校運営に支障が生じるような施設改修等の緊急性の高い工事を迅速に執行するため、令和2年1月21日付けで、教育環境整備推進室の7名の職員がまちづくり局を併任することにより、1件250万円以上1千万円以下の工事について、教育環境整備推進室での発注ができるようにし、同年7月1日付けで、さらに6名の職員をまちづくり局併任とし、その事務執行体制の見直しを行っている。

しかしながら、教育環境整備推進室が発注する工事の場合でも、まちづくり局に工事を依頼する場合と同様に、設計から工事までの実施に一定の期間を要するため、

軽易工事と比較して、期間が長くなるとしている。

なお、令和3年3月、請負工事規程が改正され、令和3年4月1日から、教育委員会事務局が工事担当部局に位置付けられたことから、まちづくり局併任を解消した。

(3) 軽易工事手引の策定について

教育委員会事務局では、軽易工事の適正性を確保するため、緊急性の高い案件への対応や分離・分割発注の考え方を明文化した川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引（令和2年8月3日付け2川教庶第468号教育次長決裁。以下「軽易工事手引」という。）を策定した。

教育委員会事務局によると、軽易工事手引の策定前後にわたり本件各工事に係る契約を締結しているが、いずれも市の契約の基本的な考え方に従ったものであり、本件各工事は、軽易工事手引の考え方と合致しているものの、直接的には軽易工事手引の作成とは関係のないものであるとしている。

(4) 本件各工事について

ア 概要

教育委員会事務局によると、本件各工事は、前記第1の1記載の6校における教室等への空調機の新設又は既設空調機の修繕を主とした空調・衛生工事及び電気工事であり、業種及び工事内容が異なるそれぞれ1件の独立した工事であることから、業種ごとに分離発注したもので、各校の空調・衛生工事及び電気工事について参考見積りを取得し、250万円以下であったため、業種ごとに3者による見積り合わせをし、最低金額の見積書を提出した業者と随意契約を締結したとされている。

上記空調・衛生工事の業種は「空調・衛生」とされ、主に、冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送るための設備を設置する工事を内容とし、電気工事の業種は「電気」とされ、主に、発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事を内容であるとしている。

また、学校施設における工事は、工事期間の時間的制約があり、児童生徒の安全及び健康に影響を及ぼす施設の不具合や設備の故障への緊急対応のほか、学級数の増加に伴う工事への対応など、短期間での実施が必要な場合が多いとしている。

イ 本件各工事の実施に至る経過

(7) 向丘中学校

生徒の増加に伴い、第1学年及び特別支援学級が令和2年度からそれぞれ1学級増加することとなり、元の特別教室の2教室を使用するとしていたところ、

同2教室には空調機が設置されておらず、令和2年4月1日付けで学校から同2教室への空調機の設置が申請された。

同月23日付けで横堀電機工業株式会社(以下「横堀電機工業」という。)から、上記2教室の空調・衛生工事及び電気工事に係る次の参考見積りを得し

工事項目	参考見積金額 (消費税及び地方消費税を含まない)
特別支援線A空調工事	2,289,000円
特別支援線B空調工事	1,124,000円
電源工事	2,268,000円
合 計	5,681,000円

当該参考見積書の内容を確認した結果、上記2教室のうち使用頻度の高い1教室について工事を執行することとし、かつ、業種と工事内容に応じて、空調・衛生工事と電気工事を分離発注することとした。

なお、空調機を設置しない特別教室にも将来の空調機の設置を見込み、電気工事を実施することとした。

a 空調・衛生工事

令和2年5月13日付けで三田調温工業株式会社(以下「三田調温工業」という。)から参考見積りを取得したところ、同価格が2,475,000円(税込み)であったため、軽易工事の執行手続として、同月20日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した三田調温工業と、同月28日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む)
三田調温工業	令和2年5月20日	2,420,000円
株式会社一本松工業	令和2年5月21日	2,497,000円*
株式会社稲田水道工務店	令和2年5月21日	2,475,000円

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は同年6月15日、完成届作成年月日は同月18日、検査年月日は同月24日付けであった。

b 電気工事

前記横堀電機工業の令和2年4月23日付け参考見積書の1教室の電源工事の価格2,268,800円(税抜き)を予定価格とし、軽易工事の執行手続として、同年5月15日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の

見積書を提出した横堀電機工業と、同月26日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む)
横堀電機工業	令和2年5月15日	2,494,800円*
稲田電機株式会社	令和2年5月19日	2,517,900円
株式会社岡田電設	令和2年5月18日	2,721,400円*

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は同年6月16日、完成届作成年月日は同年7月1日、検査年月日は同月9日付けであった。

(4) 麻生中学校

普通教室には空調機が設置されているが、美術室や理科室等の特別教室の一部には空調機が設置されておらず、令和元年6月24日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、学校と協議しながら美術室に空調機を設置することとした。

a 空調・衛生工事

令和2年6月4日付けで有限会社深谷電気工事(以下「深谷電気工事」という。)から参考見積りを取得したところ、同価格が2,175,965円(税込み)であったため、軽易工事の執行手続として、同年7月2日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した深谷電気工事と、同月17日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む)
深谷電気工事	令和2年7月3日	2,175,965円
三田調温工業	令和2年7月6日	2,310,000円
有限会社原島工業所	辞退	—

なお、完成届上の完成年月日は同年8月15日、完成届作成年月日は同月31日、検査年月日は同年9月11日付けであった。

b 電気工事

令和2年6月22日付けで横堀電機工業から参考見積りを取得したところ、同価格が1,968,000円(税抜き)であったため、軽易工事の執行手続として、同年7月2日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した横堀電機工業と、同月17日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む)
-----	--------	-------------------------

岡田電設	令和2年7月9日	864,600円
株式会社山室電機	令和2年7月10日	949,300円
アイ通信工事株式会社	令和2年7月9日	918,500円

なお、完成届上の完成年月日は同年8月5日、完成届作成年月日は同月17日、検査年月日は同月21日付けであった。

(イ) 末長小学校

職員室と事務室にはガス式空調機が設置されていたが、ガス式空調機の効きが悪いとして、令和2年6月5日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、専門業者に状況確認を依頼したところ、修理部品の製造終了に伴い、修理ができなかったことが判明した。ガス式空調機の更新は、短期間では対応できないことから、学校と協議しながら電気式の空調機を設置することとした。

a 空調・衛生工事

令和2年7月1日付けで川又電機工事株式会社（以下「川又電機工事」という。）から参考見積りを取得したところ、同価格が2,469,500円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同月16日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した川又電機工事と、同月30日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 （消費税及び地方消費税を含む。）
川又電機工事	令和2年7月20日	2,469,500円
横堀電機工業	令和2年7月17日	2,799,500円*
株式会社玉川設備	令和2年7月17日	2,967,800円*

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は同年8月13日、完成届作成年月日は同月19日、検査年月日は同月28日付けであった。

b 電気工事

令和2年7月13日付けで岡田電設から参考見積りを取得したところ、同価格が878,900円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同月16日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した岡田電設と、同月28日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 （消費税及び地方消費税を含む。）
岡田電設	令和2年7月17日	878,900円
株式会社山室電機	令和2年7月17日	893,200円

横堀電機工業	令和2年7月3日	2,164,800円*
稲田電機株式会社	令和2年7月4日	2,212,100円
株式会社山室電機	令和2年7月6日	2,335,300円

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は同年8月5日、完成届作成年月日は同月21日、検査年月日は同月28日付けであった。

(ウ) 野川中学校

普通教室には空調機が設置されているが、美術室や技術・家庭科室等の特別教室の一部には空調機が設置されておらず、令和元年5月31日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、学校と協議しながら美術室に空調機を設置することとした。

a 空調・衛生工事

令和2年6月26日付けで株式会社オーソリティー空調（以下「オーソリティー空調」という。）から参考見積りを取得したところ、同価格が2,090,000円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同年7月8日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出したオーソリティー空調と、同月22日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 （消費税及び地方消費税を含む。）
オーソリティー空調	令和2年7月14日	1,936,000円
本田工業株式会社	令和2年7月9日	2,497,000円
株式会社玉川設備	令和2年7月9日	2,388,100円*

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日及び完成届作成年月日は同年8月5日、検査年月日は同月11日付けであった。

b 電気工事

令和2年6月4日付けで株式会社岡田電設（以下「岡田電設」という。）から参考見積りを取得したところ、同価格が864,600円（税込み）であったため、軽易工事の執行手続として、同年7月8日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した岡田電設と、同月22日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 （消費税及び地方消費税を含む。）

稲田電機株式会社	令和2年7月17日	906,400円
----------	-----------	----------

なお、完成届上の完成年月日は同年8月13日、完成届作成年月日は同年17日、検査年月日は同年28日付けであった。

(イ) 高津高等学校

校舎2・3階の複数の会議室の空調機を同時に使用すると、ブレーカーが落ちるという事象が発生することが判明したため、令和2年8月6日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、学校と協議しながら電気工事を実施することとした。

また、後日、視聴覚室に設置されている空調機のリモコンの故障や生物準備室の空調機の冷媒が漏えいしていることなどが判明したため、同年11月6日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、学校と協議しながら空調機を補修することとした。

当該2件の工事は、発生原因が異なるそれぞれ別の工事であるとしている。

a 空調・衛生工事

令和2年11月20日付けで株式会社玉川設備(以下「玉川設備」という。)から参考見積りを取得したところ、同価格が287,000円(税抜き)であったため、軽易工事の執行手続として、同年27日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した玉川設備と、同年12月9日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
玉川設備	令和2年11月30日	315,700円*
株式会社ミカセ	令和2年12月1日	352,000円
オーソリティー空調	令和2年12月3日	365,200円

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていなかったが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は同年25日、完成届作成年月日及び検査年月日は同年28日付けであった。

b 電気工事

令和2年8月20日付けで岡田電設から参考見積りを取得したところ、同価格が2,497,000円(税込み)であったため、軽易工事の執行手続として、同年12月9日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した岡田電設と、同年24日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
岡田電設	令和2年12月10日	1,721,500円

8

岡田電設	令和2年12月10日	2,497,000円
株式会社山室電機	令和2年12月14日	2,499,926円
横縄電機工業	令和2年11月1日	2,748,900円*

*提出された見積書の金額には、消費税及び地方消費税が含まれていたが、3者の金額を税込み金額で比較するため、消費税及び地方消費税を含めた金額としている。

なお、完成届上の完成年月日は令和3年3月2日、完成届作成年月日は同年12日、検査年月日は同年16日付けであった。

(ロ) 西丸子小学校

空調機が設置されている音楽室は狭く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた3密(密集、密接、密閉)を避けるための歌唱や器楽演奏ができる状況になかったことから、空調機が未設置の空き教室に空調機を設置し、第2音楽室として使用したいとして、令和2年9月11日付けで学校から提出された校舎営繕申請書に基づき、学校と協議しながら空き教室に空調機を設置することとした。

a 空調・衛生工事

令和2年11月17日付けで八巧機電設備株式会社(以下「八巧機電設備」という。)から参考見積りを取得したところ、同価格が1,848,000円(税込み)であったため、軽易工事の執行手続として、同年12月7日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した八巧機電設備と、令和3年1月5日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
八巧機電設備	令和2年12月8日	1,848,000円
株式会社小野崎電業	令和2年12月8日	2,044,900円
有限会社福和テック	令和2年12月9日	2,397,670円

なお、完成届上の完成年月日は同年16日、完成届作成年月日は同年18日、検査年月日は同年21日付けであった。

b 電気工事

令和2年11月26日付けで岡田電設から参考見積りを取得したところ、同価格が1,721,500円(税込み)であったため、軽易工事の執行手続として、同年12月7日付けで次の3者に見積りを依頼し、最低価格の見積書を提出した岡田電設と、令和3年1月5日付けで随意契約を締結した。

業 者	見積書提出日	見積金額 (消費税及び地方消費税を含む。)
岡田電設	令和2年12月10日	1,721,500円

9

株式会社山室電機	令和2年12月14日	1,771,220円
アイ通信工事株式会社	令和2年12月11日	1,826,000円

なお、完成届上の完成年月日及び完成届作成年月日は同月27日、検査年月日は同年2月1日付けであった。

2 監査委員の判断

(1) 地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ認められる限定的な契約方法である。同項第1号が定める金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以下のものについては、一律随意契約によることができるとしている。軽易工事は随意契約によるものであるが、同号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとしている。

(2) 本件各工事の違法性・不当性について

請求人は、本件各工事について、本来6件の工事を12件の工事に違法に分割発注したものであり、「空調・衛生」及び「電気」の両区分で業者登録をしている業者が存在し、空調・衛生工事及び電気工事の両工事を一括で発注できることから、各工事を2つの工事に分割したことに違法性がある旨主張している。

そこで、本件各工事の執行方法が違法といえるかについて検討する。

前記1の前提事実によれば、本件各工事は、同じ時期に、同じ学校において行われた空調・衛生工事と電気工事であるところ、当該工事の必要性や工事内容等を認めるため、「空調・衛生」の業者や「電気」の業者に現場確認や参考見積書の作成を依頼し、いずれも250万円以下の工事見積書が提出されたため、軽易工事として執行した経過が認められる。

このうち、向丘中学校における工事では、2教室の空調・衛生工事と電気工事を一体工事とした参考見積書（合計56万8100円）が提出された後、1教室の空調・衛生工事と電気工事に分離発注しているが（前記1の(4)イ(7)）、この経過について、教育委員会事務局は、当該年度の予算の関係から1教室のみの空調・衛生工事を優先し、同業種の専門性が異なることから、それぞれの業者に依頼し、軽易工事の執行手続を実施したことにより、手続が煩雑な一般競争入札に比して安く実施できたとしている。

この点については、全体の工事を1件で発注することにより、工事期間の短縮や

入人数、搬出や搬入費用等の削減効果が確保できた可能性もあり、一概に競争入札にするよりも軽易工事が安くならないかという疑問があるが、他方で、教室の空調機の新規設置が急を要するもので、期間や時間が限られており、これを軽易工事としたことに違法性や不当性があつたとは認め難い。

なお、教育委員会事務局は、向丘中学校における2件の工事について、請求期間の経過を主張しているが、請求人は、違法な契約に基づく公金の支出についても請求内容に含めていることから、本件各工事は全て請求期間内になされたものと認められる。

その他、軽易工事として、本件各工事を随意契約により執行したことにつき、違法若しくは不当であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求は、これを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

本件各工事は、学校における空調・衛生工事及び電気工事であり、工事を行える期間や時間に制約があり、かつ児童生徒の健康管理に留意する必要があるなど、特殊な環境での工事である。したがって、競争入札に比して、設計図書等の作成から工事までの期間が短縮できる軽易工事により執行していることに一定の事情があることは認められる。

その上で、地方公共団体の契約は競争入札によることが原則であるのだから、学校の特殊性を加味しても、安易に軽易工事ありきで執行するのではなく、各学校の申請書を早めに取得して同種工事の把握に努めるなど、競争入札により執行する方法をまずは検討すべきである。令和2年度はまちづくり局との併任発令が行われ、本年度からは工事担当部局として自ら工事を発注する権限を付与されたのであるから、工事水準を維持する上でも、工事内容や工期等に創意工夫を凝らして競争入札による方法を模索することが求められる。

また、本件各工事をみると、見積り合わせの前段として、業者1者に参考見積書の提出を依頼しているが、全ての工事において、当該参考見積書を提出した業者が最終的に請負業者として決定されており、真に競争性が発揮されているのかとの疑問を禁じ得ない。その原因は不明であるが、特定の業者に参考見積書の提出依頼が偏っている部分もあり、契約における公平性の確保という観点からも課題があると言わざるを得ない。市は、このような実態があることを認識し、同じ業者への偏重した参考見積書の提出依頼を避けるため、たとえば、過去に依頼したことがない業者に参考見積り

を依頼し、見積り合わせの3者を全て入れ替えるなど、業者との信頼関係の拡充に取り組むとともに、見積り合わせの業者の組合せをより工夫するなど、契約における実質的な競争性及び公平性の確保を望むものである。

別紙1

川崎市職員措置請求書（空調機工事と電源工事の分割発注）

川崎市監査委員 様

2021年（令和3年）7月9日

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂巻 良一

地方自治法第242条第1項の勘定により、別紙証拠を添え、必要な措置を請求します。

1 請求の要旨

(1) 監査対象となる財務会計行為について

監査請求の対象は違法な公金の支出及び契約の締結であります。

甲第1号証－1から甲第6号証－2に示す12件の工事契約において、教育委員会教育環境整備推進室が地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札というより競争性の高い契約方法を執らずに、適用が禁止されている随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）を適用し、本来の6件の工事を12件の工事に違法に分割発注した工事契約を監査対象とします。

(2) 分割発注に係る違法性について

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事をいう。」と定められており、1件の工事が250万円を超える場合は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらなければならない。なお、250万円を超える契約か否かについては、甲第29号証の各契約金額の合計額を参考にしてください。

軽易工事取扱規程の運用については、甲第7号証に示す契約課が策定した「入札・契約事務研修【テキスト】」の18ページの上から10行目の「(3) 随意契約ができる場合」の下線箇所（契約課が下線設定）には「地方自治体の契約の原則は一般競争ですので、随意契約の適用の解釈は最小限とし、随意契約の執行は極力抑制すべきものです。」とあります。

また、甲第8号証に示す契約課が策定した「契約事務の手引き」の「第7章 軽易工事」の4.ページの上から3行目「＜留意点＞」の上から6行目からの下線箇所（契約課が下線設定）には「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき案件を、複数件に分けて発注することはできません。」とあります。

本件工事は、6件の同一中学校における「空調機工事」と「空調機工事に伴う電源工事」であることから、それぞれ2分割した12件の工事ではなく、上記の「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき案件」とのことからすれば、本件工事は、甲第1号証から甲第6号証に示す同一中学校の6件の工事として発注すべきものであります。

したがって、違法分割発注工事であります。

なお、①川崎市に登録している業者には、「空調・衛生」業種及び「電気」業種の両方に登録している業者も多く存任していること（甲第24号証により23業者が存任）、また②

18年度までは100万円となっており、平成19年度以降は250万円となっております。
平成30年度までは、補修工事のみが修繕工事の対象でありましたが、平成18年度までは、その上限金額を超える契約は、数えるくらいしかありません。

補修工事であるのに、新設工事であれば、工事の内容を変えることにより、100万円以下にするとか、300万円にするとかは、ある程度自由が利きますが、学校施設の補修工事は、それを修理する金額を本来は自由に変更することはできません。
本来は、自由に變更できないものを、教育委員会は、それを複数に分割することによって100万円以下とか250万円以下とかにしてきた歴史があります。

その実態が、甲第11号証で明らかにされています。平成19年度以降は、100万円を超えて250万円までの補修工事である修繕工事が、平成18年度までの件数からは考えられないくらい増加している実態が明らかにされています。

補修工事という前提であれば、契約金額基準の上限金額が変更になっても件数にそれほど影響はないものであります。

しかしながら、教育委員会の契約件数は、工事そのものの内容ではなく、契約金額の基準が変わることで、件数に大きな違いが生じています。

結局のところ、教育環境整備推進室の体質が、契約の原則は、「契約規則に定められた修繕工事の上限金額に合わせた契約を行うこと」でありました。

分割発注の定義が、「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき案件を、複数件に分けて発注することによって、工事等について、本来1件で発注するべきものを、複数件に分けて発注するために知恵を絞った結果、【分離発注】に至ったものと思われる。」

その証拠に、「甲第11号証-2向丘中学校4階特別支援学級空調機電源工事」の4ページ目の業者からの参考見積書には、5,681,000円の見積額となっており、「空調機工事」と「電源工事」を一括して発注する場合は、250万円以下には取らなくなってしまうと。

なお、令和2年度からは、設計業務を担当する技術職員を増員したにも関わらず、250万円超から350万円までの契約金額の契約件数は、「0(ゼロ)」であります。

このことから、教育委員会の分割発注を是正し、競争入札をより導入しなければならないという本気度に見極めがつくものであります。

(6) 空調機本体を取り付けたのみでは、ただの箱について、空調機本体を取り付けたのみでは、ただの箱でしかありません。

そこに、その動力源である電源を繋げて初めて空調機の機能が発揮されるものであります。

今回の教育委員会の代表者である教育長さん、教育委員会の組織は川崎市の組織に属します。その代表者である川崎市長さん、そして今回の契約において決裁を行った教育委員会の職員の皆様にお聞きいたします。

求釈明といたしまして、教育長、市長として教育委員会の職員、それぞれが既に自宅に空調機を取り付けた経験があると思われますので、お聞きいたしますが、自宅に空調機を取り付けた際、空調機屋さんや電気屋さんや別々の業者さんに依頼されたのでしょうか。依頼された方がいらっしゃいましたら、名乗りを上げてください。必ず、お答えください。

そして、空調機本体を取り付けた場合、正常に稼働するか否か、家庭用の空調機でも必ず作動確認は行いますが、仮に、正常に稼働しなかった場合、空調機屋さんか電気屋さん

「電気」業種に登録している業者でも「空調機工事」請け負っている実績があることから(甲第17号証)さらに、③本件工事を請け負った業者の中には「空調・衛生」業種のみを業者登録している業者(甲第29号証に示す1-1の三田調温工業(株)、3-1の(株)オーソリディ、5-1の(株)玉川設備)もありますが、いずれの業者も電気工事も請け負うことが可能であり(甲第23号証の各契約書面で確認できます)、また、その他の業者は、「空調・衛生」業種及び「電気」業種の両方を登録しており、本件12件の工事は、「空調・衛生」業種及び「電気」業種に分けて発注しなければならない合理的な理由は存在しないものと思われま。

そこで、求釈明であります。今回の12件の工事見積り業者であります36社(重複見積り業者を含む)は、すべて空調機工事と電源工事を一括で請け負うことができると思いますが、36社(重複見積り業者を含む)の中で、法令等の規定で空調機工事と電源工事を一括で請け負うことができない業者名を明らかにされたい。

(2) 分離発注のメリスについて
教育委員会教育環境整備推進室は、違法分割ではなく甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引(令和2年8月3日付け2川教庶第468号教育次長決裁)」において、新たに「分離発注」という考え方を導入し、今回の「空調機工事」と「電源工事」を2つに分けて発注したと思われま。

そのことから、教育委員会は、策定した手引きの規定に従い本件工事と設備工事を分離して発注したもので、違法性はないと主張するものと思われる。

つまり、違法分割発注の定義にある「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、」における「業種」において、「電気」業種と「空調・衛生」業種との別々の業種から業者の選定を行ったものの理論で、違法性はないと主張するものと思われま。

しかしながら、一般市民・一般社会の常識として、空調機工事が発注する場合、空調機器本体の工事とその動力源である電気工事を分けて発注することがあるのでしょうか。それでは、求釈明として、なぜ、「分離発注」を選択したのででしょうか。その理由を明らかにされたい。

そして、求釈明として、「分離発注」は、川崎市の市政運営上、市民及び市政において、どのようなメリットがあるのでしょうか。明らかにされたい。

なお、「分離発注」をネット検索した中で、代表的なものを2件、甲第10号証-1及び甲第10号証-2として示します。

そこには、メリスとして、工事費を安くすることができることがメリスであると記載されています。

それでは、求釈明として、契約金額として、「空調機工事」と「電源工事」を一括して発注する場合と、教育委員会のいうところの「分離発注」の場合とで、発注工事費を安くする検証を行ったのでしょうか。その検証結果を明らかにされたい。

(3) 教育環境整備推進室における過去の軽易工事契約の実態について
甲第11号証を示します。

そこには、平成15年度から令和2年度(18年間)における350万円までの契約の件数を10万円単位(1円~50万円までは一括値計)で表示してあります。

単年度のデータではわからないことが、18年間という一定の期間のデータと並べるといろいろな分かってくるものがあります。

実に驚くべき一覽表であります。
軽易工事の基準となります契約金額の上限金額は、川崎市契約規則の規定により、平成

改革マネジメント推進室、財政局契約課並びに入札契約制度実務担当者検討会、入札契約制度検討会兼入札契約制度・発注等検討委員会にしっかりと説明を行ったのか、甚だ疑問であります。

したがって、求釈明として、上記関係部署への説明を行ったのか否か、また、最終的に分離発注を決定することに関する経緯及び議事録を明らかにされたい。

また、これも求釈明であります。上記各部署における議論において、どのようなコストダウンが図られるとの結論に至ったのか、議事録等の証拠を示し、明らかにされたい。なお、併せて、コストダウンの議論をまったくしていない場合は、分離発注のメリットはコストダウンであるとの原理原則であるにも関わらず、議論しなかった理由を明らかにされたい。

- (8) 空調機工事と電源工事の過去の状況について
平成27年度から令和2年度までの空調機工事と電源工事との関係性を甲第16号証に示します。

「空調・衛生」業種と「電気」業種の平成27年度から令和2年度までの契約件数及び契約金額の一覧表であります。

この一覧表から読み取れることは、過去の空調機工事においては、「空調・衛生」業種で発注するより「電気」業種で発注していた工事の方が、工事件数としては約2倍、工事金額としては約3倍も多かったということです。

それが、令和2年度においては、2倍も3倍も多くなった「電気」業種が、なんと「0（ゼロ）件」「0（ゼロ）円」となってしまうています。

そこで、求釈明であります。市内外中小業者に、令和2年度からは、「電気」業種に登録している業者さんには、空調機工事の発注は行いませんと、お知らせしていたのでしょうか。明らかにされたい。

なぜかと言えば、「電気」業種に登録している中小企業さんには、従前、年平均1億円以上の契約実績があったものが、急に、令和2年度から「0（ゼロ）件」「0（ゼロ）円」となってしまうからであります。

このような契約方式の変更があった場合、業者さんによっては、今まで「電気」業種のみで登録していた空調機工事も当然請け負うことができたものであることから、契約方式に変更があれば、当然のごとく、「空調・衛生」業種も含めて登録するものと思われるからであります。

その甲第16号証の契約件数及び契約金額の契約一覧を甲第17号証及び甲第18号証として示します。

空調機工事とその動力源であります電気・電源工事は、密接な工事であるため、「電気」業種の業者さんでも、「空調・衛生」の業者さんでも、まったく問題なしに請け負っていた実態をお示しする者であります。

甲第17号証は、平成27年度から平成31年度までの「電気」業種に登録した中小企業さんの契約件数及び契約金額を示す契約一覧であります。

甲第18号証は、平成27年度から令和2年度までの「空調・衛生」業種に登録した中小企業さんの契約件数及び契約金額を示す契約一覧であります。

しかしながら、急な契約方式の変更により、甲第17号証に示す「電気」業種登録の中小企業さんの契約が、それまでの年平均契約件数が、84件、それまでの年平均契約金額が、約1億2千万円あったものが、令和2年度からは、「0（ゼロ）件」と「0（ゼロ）円」となっていくものであります。

半面、「空調・衛生」業種に登録した中小企業さんは、契約件数が約4倍、契約金額が約

か、どちらの責任とされているのでしょうか。
また、甲号証の各工事写真には、リモコンが取り付けた写真がありますが、それには電気の配線がなされているように見えます。

さらに、「渡り配線」が、空調機本体側の仕様に載っていますが、これも電気を通す配線でありです。

ここで求釈明であります。つまり、今回の契約には、上記のとおり空調機本体工事の一部に電気工事が含まれていると思われませんが、なぜ、空調機本体工事に電気業者さんが請け負うべき電気業務が含まれているのでしょうか。明らかにされたい。
手引きの分離発注に基づけば、そのような工事でも分離発注すべきではなかったではないでしょうか。

- (6) 12件の分離発注の状況について
そこで、甲第12号証として、甲第1号証－1から甲第6号証－2について、「電気」業種と「空調・衛生」業種との別々の業種から業者の選定を行った状況を示します。

まず、甲第1号証－1は、「向丘中学校4階特別支援学級（旧文化部活動室A）空調設置工事」という契約件名で主として空調機工事として発注しております。

次に、甲第1号証－2は、「向丘中学校4階特別支援学級空調機電源設置工事」という契約件名となっており、甲第1号証－1の空調機を設置することに伴った電源工事として発注しております。

他の甲第2号証－1から甲第6号証－2までの各工事でも、各号証の「－1」は、空調機の設置工事もしくは補修工事であり、「－2」は、「－1」の工事に伴って必要となった電源工事であります。

したがって、甲第1号証－1から甲第6号証－2の各工事は、教育委員会が言うところの「本体工事（空調機工事）」と「設備工事（電源工事）」とを分離して発注したものの主眼になるものと思われます。

しかしながら、世の中の空調機工事と電源工事は、そのように分離発注が常識となっているものでしょうか。

- (7) 分離発注方式の採用に至る求釈明について
甲第10号証－1及び甲第10号証－2には、分離発注方式のメ리트が記載されていますが、いずれも「工事費のコストダウン」を目的として採用される契約方法であると考えられています。

そして、甲第13号証並びに甲第14号証及び甲第15号証を示します。

甲第13号証における10ページの点線による用字箇所、上記各号証には、この分離発注方式を採用するに至る経過としては、教育委員会、総務企画局コンプライアンス推進室、行政改革マネジメント推進室、財政局契約課が参画したとのこと、また甲第14号証においては、入札契約制度実務担当者検討会、入札契約制度検討会兼入札部会及び入札契約制度・発注等検討委員会が参画したものとされ、その6ページ及び7ページには、甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引」の当初案が提案されています。

そして、その当初案である「川崎市教育委員会事務局軽易工事取扱要綱（案）」から最終的に甲第15号証の手引きの算定に至る「令和元年度第1回入札契約制度・発注等検討委員会」の関係会議における議事録もありますが、最終的に分離発注を決定することに関する経緯が不明である。

分離発注の主たるメ리트であり、かつ契約金額のコストダウン及び具体的な空調機工事と電源工事との分離発注を検討していることを総務企画局コンプライアンス推進室、行政

これは、まちづくり局及び教育委員会が令和2年度における一般競争入札もしくは指名競争入札において「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例であります。

そこで、求釈明でありましたが、「空調機工事」と「電源工事」を一括発注して何の問題も生じていないと思えますが、当該甲第23号記における「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例と甲第1号証-1から甲第6号証-2に示す12件の「空調機工事」と「電源工事」の分離発注との違いは何か。明らかにされたい。

また、甲第24号証を示します。
それは、「平成31・32年度 工事請負資格業者名簿」であります。
そこにある各工事請負業者がどのような業種の工事を請けられるかを記載した業者一覧であります。

その中で、「空調・衛生」と「電気」の両方の工事を請け負うことができる業者を抽出いたしました。その結果、「市内」「市内」「中小企業」で「空調・衛生」と「電気」の両方の工事を請け負うことができる業者数は、23業者いました。

以上の甲第23号証及び甲第24号証から、「空調・衛生」に登録した業者の多くは、「電気工事」も請け負うことが可能であることと、また、「市内」「中小企業」で「空調・衛生」と「電気」の両方の工事を請け負うことができる業者数が、23業者いる現状から致しますと、分離発注として、「空調機工事」と「電源工事」について、別々の業者を選定する必要はまったくないものであります。

このことから、教育委員会が分離発注として、「空調機工事」と「電源工事」について、別々の業者を選定する理由がまったく理解できないものであります。

改めて、求釈明として、分離発注を算定した理由を明らかにされたい。
(14) 甲第23号証にある「空調・衛生」のみの登録業者の「電気」業種の受注可能性について

空調機工事とその動力源である電気工事との分離発注を可能とした教育委員会の甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引(令和2年8月3日付け2川教庶第468号教育次長決裁)」には、どう考えても違和感があります。

過去の教育委員会の契約事例を見ても、一括契約している事例もあります。
そこで、契約事務の主管課であります財政局契約課に問合せを行いました。

甲第32号証を示します。
本件監査対象の工事中、空調・衛生のみの業者登録で電気・電源業務を受注していない①三田調温工業(株)②(株)オーソリテーター③(株)玉川設備の3業者の「電気」業務の受注可能性について問い合わせをし、契約課からの回答が甲第32号証であります。
そこにありますとおり、上記の3業者も受注が可能であるとの契約課の回答でありました。

そのことから、教育委員会が新たに算定した手引に基づき、「空調機工事」と「電源工事」とを分離発注した契約行為は、明らかに、違法な分割発注となるものであります。
そこで、求釈明であります。

上記契約課の回答内容に教育委員会が異議があるとするのであれば、法令等の根拠を示し、異議内容を明らかにされたい。

さらに、甲第33号証を示します。
業者登録は「空調・衛生」である上記の3社中の2社であります①三田調温工業(株)と②(株)玉川設備の2社の「電気」業種としての受注実績であります。

教育環境整備推進室としての契約実績であります。
本来であれば、登録業種が「空調・衛生」でありますので、空調・衛生業種から選択し

6倍となっています。
「業種」登録の違いのみでの契約方式の急な変更で、このような違いが生じることは、業者さんによっては、死活問題にもなりかねません。

改めて、求釈明として、「分離発注」を算定した経緯を明らかにされたい。
また、求釈明として、登録業種の違いにより、空調機工事において、「電気」業種のみで業者登録している業者で、空調機工事から締め出された業者数は、何業者ありますか。明らかにされたい。

(9) 発注業種は「電気」であるが「室外機」と「室内機」と「電源・電気」の工事を違法に3分割してきた契約実態について
甲第19号証を示します。

これは、発注業種は、「電気」業種でありながら、軽易工事の当時の基準でありました100万円以内に収めるため、空調機の「室外機」と「室内機」と「電気・電源」の工事を違法に3分割発注してきた平成17年度及び平成18年度の違法3分割発注の契約実態であります。

(10) 発注業種は「電気」であるが空調機工事と電源工事を違法に2分割してきた契約実態について
甲第20号証を示します。

これは、発注業種は、「電気」業種でありながら、軽易工事の100万円もしくは250万円以内に収めるため、空調機工事と電源工事とに分割発注してきた平成15年度から平成30年度までの違法2分割発注の契約実態であります。

(11) 発注業種は「電気」であるが空調機工事の箇所として「西側」と「東側」もしくは「右側」と「左側」とに違法に2分割してきた契約実態について
甲第21号証を示します。

これは、発注業種は、「電気」業種でありながら、軽易工事の当時の基準でありました100万円以内に収めるため、空調機工事の工事として「西側」と「東側」もしくは「右側」と「左側」とに分割発注してきた平成16年度から平成18年度までの違法2分割発注の契約実態であります。

(12) 違法発注ではなく適正発注として発注業種は「電気」であるが「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例
甲第22号証を示します。

これは、軽易工事の100万円もしくは250万円以内に収まったことから、「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した平成17年度及び平成30年度の事例であります。
発注業種は、「電気」業種であります。

つまり、「電気」業種で空調機本体工事とその動力源であります電源工事を一括発注してもまったく問題がなかったものと思われれます。

そこで、求釈明でありますが、この事例のような一括発注で、児童生徒の学校生活もしくは学校運営で何らかの支障があったとした場合、その支障となった内容を明らかにされたい。

また、求釈明であります。これらの契約事例と本年監査対象の分離発注との関係の説明してください。さらに、これらの一括契約事例は分離発注していないことから、不適切な契約であると判断されるのでしょうか。説明してください。

(13) 令和2年度における一般競争入札もしくは指名競争入札において「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例
甲第23号証を示します。

分割事例、②空調機工事と電気・電源工事との2分割事例、③西側と東側とに2分割した事例という過去の分割発注手法の知識・経験をよみがえらせ、新たに「分離発注」という考え方を導入し、違法分割発注との指摘を避ける施策に行きついたものと思われず。

なお、以上の内容については、当時の契約書類が既に廃棄されておりますので、確認はなく、請求人の推測によるものでありますが、確立としては高いものと思っております。

3 地方自治法等における分割発注禁止の主旨について

甲第7号証に示しました契約歴が確定した「入札・契約事務研修【テキスト】」の18ページの左上から10行目の1(3)「随意契約ができる場合」の下条箇所(契約歴が下限設定)には、「地方自治体の契約の原則は一般競争です。随意契約の適用の解釈は最小限とし、随意契約の執行は極力抑制すべきものとす。」とあります。

つまり、地方自治体の契約の原則は一般競争であり、競争入札が可能な状況にある場合は、競争入札にすべきであります。

本件住民監査請求の対象であります「空調機工事」と「電源工事」につきましては、教育委員会はもとより、まちづくり局における学校工事においても、何ら支障なく「空調機工事」と「電源工事」とを一括契約してきた事例があるものであります。

したがって、それらの事実からも、「空調機工事」と「電源工事」とを分離発注する合理的な理由は見いだせないものであります。

4 新たな手引きのあり方について

軽易工事の発注に際し、分割発注との指摘を受けたのであれば、新たに策定すべき手引きの内容は、甲第7号証に示す「地方自治体の契約の原則は一般競争です。随意契約の適用の解釈は最小限とし、随意契約の執行は極力抑制すべきものとす。」との原則を適用する方向性、つまり、「随意契約の適用の解釈は最小限とし、随意契約の執行は極力抑制すべきものとす。」を教育委員会の契約に広く適用する具体的な手引きとして策定すべきであります。

しかしながら、今回の教育委員会の手引きは、公平性・公正性・透明性をより確保するため、随意契約から競争入札へという公契約制度の流れに逆らう方向性となり、より広く随意契約を適用する方向を向いた手引きとなってしまうています。

競争入札とすれば、契約手続きは財政局契約課が担当することになり、教育委員会の前線に繋がるものでありますが、なぜか、新たな手引きを策定して、教育委員会は、自らの業務を増やすことになる軽易工事契約を手放すことには相当の抵抗があるようです。そこで、求釈明として、なぜ、新たな手引きを策定して、自らの業務を増やす方向に行くのか、教育委員会には分割発注をすることで、どのようなメリットがあるのか明らかにされたい。

5 住民監査請求の1年期限について

甲第1号証-1及び甲第1号証-2の向丘中学校の空調機及び電源の工事契約日は、5月28日及び5月26日となっておりますが、当該契約図書類の公文書開示請求に対する拒否の決定期間延長通知書を甲第28号証として示します。

契約日だけから判断いたしますと甲第1号証-1及び甲第1号証-2の2件については、1年期限を越しております。

しかしながら、甲第28号証の期間延長とあり、当該契約図書類の開示を受けられたのは、4月16日以降となります。

したがって、本件住民監査請求は、当該契約図書類の開示を受けられた可能性のある4月16日という日付から本件の請求日であります7月9日までは、3ヶ月以内での住民監査請求の提出となつておりますので、判例及び川崎市監査事務局の取扱い方針に基づいた判断をよろしくお願いいたします。

て発注すべきであったものの、「電気」業種で発注し、業者もそのまま受注しているものがあります。

このことからいたしますと、教育環境整備推進室の職員も、空調機の仕事は「空調・衛生」業種であろうと「電気」業種であろうと問題ないものと思いかの発注であったものと思われず。

2 分離発注方式に行きついた経緯について

過去、教育委員会は、空調機工事において、軽易工事の100万円もしくは250万円の基準以内に収めるため、違法に2分割して発注する手法をとってきた事実経緯が甲第19号証から甲第21号証で明らかになっていきます。

最近になり、監査委員による監査または市民による住民監査により教育委員会における軽易工事の違法な分割発注の手段が徐々に封じられてきたものであります。

そこで、平成17年度や平成18年度の軽易工事で用いていた空調機本体とその動力源である電源工事とを分割する手法を「分離発注」として解らせたものと思われず。

人事記録を遡りますと、この「分離発注」として解らせたのは、今回の分離発注策定の中心人物となつていたと思われず教育環境整備推進室の新田憲担当課長ではないかとの推測もできるものであります。

甲第25号証を示します。

そこには、新田憲氏(本件住民監査請求対象契約を発注・契約した決裁権者)の平成18年度から平成21年度及び令和元年度(平成31年度)から令和2年度において、教育委員会事務局教育環境整備推進室(現在の組織名称であり、過去にはいくつかの組織名称の変更あり)における在籍履歴があります。

新田憲氏の履歴を証拠として提出した理由は、次のとおりです。

甲第26号証を示します。

それは、平成21年5月28日付けの朝日新聞と東京新聞の写しであります。

なお、同様記事は、神奈川新聞を含め、各新聞社が報道しております。

記事の内容としては、平成19年度及び平成20年度の市役所全体における軽易工事の不適切な契約を調査し、違法分割発注などの事実があったとして、課長級の30人が文書注意処分を受けたというものであります。

そして、その軽易工事の調査対象となった平成19年度及び平成20年度並びに新聞報道のあった平成21年度に、新田憲氏は、教育委員会事務局教育環境整備推進室(現在の組織名称であり、過去にはいくつかの組織名称の変更あり)に在籍しており、違法分割契約の業務を担当者として経験している可能性がります。

また、その新聞報道にあります教育委員会の1,700万円の契約を7分割した契約事例を甲第27号証として示しますが、この契約にも関与した可能性もあります。

さらに、甲第19号証、甲第20号証及び甲第21号証には、新田憲氏が在籍していた平成18年度分に係る①室外機と室内機と電源工事との3分割事例、②空調機工事・電気・電源工事との2分割事例、③西側と東側とに2分割した事例があったことを示しています。

以上のことから、新田憲氏は、本件住民監査請求における空調機工事とその動力源である電源工事とを分割発注するという手法の知識・経験を既に持ち合わせていたものであります。

したがって、監査委員による監査または市民による住民監査により軽易工事の違法な分割発注の手段が徐々に封じられてきたことから、新たに甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引き(令和2年8月3日付け2川教底第46号教育次長決裁)」において、平成18年度分に係る①室外機と室内機と電源工事との3

- 治法第2条第16項前段の規定に違反して行っていた行為であることから、地方自治法第2条第17項の規定に基づき無効であります。
- また、川崎市にも工事が行われた利益が存在するとの主張をするのであれば、教育委員会がその利益としての適正な金額を証明し、契約金額とその利益の差額を補填すべきものであります。
- なお、仮に、川崎市にも工事が行われた利益が存在するとの主張をするのであれば、教育委員会がその利益としての適正な金額を証明し、契約金額とその利益の差額を補填すべきものであります。
- また、予定価格を仕様の各項目ごとに各金額を検証し、適正な予定価格が算出できた場合は、適正な予定価格と契約金額との差額を補填すべきものであります。
- もししくは、甲第30号証に示す、契約圖が算出した競争入札の平均落札率から導き出された(100-94.61)=5.39%の比率に相当する(21,786,765円×5.39%)=1,174,306円を補填すべきであります。
- 8 求める措置その2(分攤発注を規定した手引きの改正)
- 以上のとおり、違法な分攤発注を正当化するために策定された教育委員会の甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引き(令和2年8月3日付け2川教第468号教育次長決裁)」は、直ちに廃止し、改めて、今後は、より広く競争性のある契約方法を適用するための手引きを策定することの勧告を求めます。
- なお、教育委員会の業務に適用するものと思われ第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引き(令和2年8月3日付け2川教第468号教育次長決裁)」は、既に川崎市全体に適用されている「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」(昭和49年4月30日訓令第8号市長決裁)の規定、運用・解釈を逸脱する内容とすることはできないものであり、ただちに廃止すべきであります。
- 9 求める措置その3(官製談合を行わないこと)
- 本来、競争入札とすべき契約案件について、合理的な理由なしに複数の少額随意契約に分割発注した場合、官製談合に該当するものと思われま。
- したがって、このような官製談合を今後に行わないよう勧告を求めます。
- 10 「住民監査請求に対する市の考え方」に係るお願いについて
- 住民監査請求に対する市の考え方として、行政側が関係職員として市の考え方を表明する直前に請求者に示されることが多くあります。
- そして、行政側が関係職員として市の考え方を口頭で表明した後、請求者の考えを表明する機会が与えられておりますが、それは、3分以内というとても短時間という機会でありま。
- す。それでは、請求者としては「住民監査請求に対する市の考え方」に対する十分な検討時間はありません。
- 過去には、虚偽の考え方が示されたこともあり、3分以内ではまったく十分な時間ではありま。
- そこで、お願いであります。可能であれば、前述の前日までに「住民監査請求に対する市の考え方」を示して頂けないでしょうか。
- そうしていただければ、「住民監査請求に対する市の考え方」の内容に対しての新たな証拠を提出する必要がありますが、その準備も可能となります。
- 前日対応の場合、メールに添付していただければ、可能であります。
- もししくは、陳述は、午後の時間帯に設定していただき、当日の午前8時30分に、請求者に示して頂けないでしょうか。

- 6 川崎市契約規則の遵守について
- 甲第31号証を示します。
- それは、川崎市契約規則(昭和39年4月1日規則第28号)であります。
- 本件監査対象契約は、川崎市契約規則に定める随意契約でありますので、関係条文は、「第3節 随意契約」にあります第24条の2から第26条が適用となります。
- そこで、本件監査対象について公文書開示請求を行いましたところ、第25条にあります「予定価格書」が開示されませんでした。
- 第25条には、「市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第13条第1項及び第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとします。」とあります。
- そこで、第13条第1項及び第14条の規定を確認いたしますと、
- 第13条第1項(予定価格の作成等)「市長は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を決定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際この封書を開封場所に置かなければならない。」
- 第14条(予定価格の決定方法)「予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。(ただし以下略)」
- 「2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。」
- 随意契約に適用される第25条は、第13条第1項及び第14条の規定に準じてとあることから、第13条第1項及び第14条にある「競争入札」を「随意契約」と読み替えて適用するものとなります。
- そこで、求釈明であります。
- 上記の第25条、第13条第1項及び第14条の規定について、本件監査請求対象工事に對し適正に適用されましたでしょうか。仮に、適用しなかった場合は、なぜ、適用しなかったのか、明らかにされたい。
- また、求釈明であります。3業者からの見積書は、封印されて教育委員会に届けられたものでしょうか。もししくは、誰でも3業者からの見積書をいつでも見ることが可能な封印なしの状態で届けられたものでしょうか。明らかにされたい。
- 仮に、誰でも見ることが可能な見積書であった場合、教育委員会の職員が、特定の業者の見積額を変更させることが可能だったでしょうか。これは、実際にそのような行為を行ったか否かではなく、事務手続き上の問題で可能であったか否かの求釈明であります。明らかにされたい。
- なお、電子入札制度は、入札後の開札日時にならないければ、入札者を除くには誰も入札金額を知ることとはできず、公正性、公平性、透明性が確保できるシステムであり、国を始め全国の地方公共団体においては、多額の経費は要するものの、談合防止のメリットもあり、電子入札制度を導入しているものであります。
- そこで、教育委員会の軽易工事に係る見積合わせ制度(法的には入札制度と同等)の実務上の手続きを確認させていただきたいと思っておりますので、上記求釈明について、回答をお願いいたします。
- 7 求める措置その1(川崎市が破った損害の補償)
- 以上のとおり、請求者が提出した各証拠、つまり、教育委員会の過去の契約事例及びまわりの局が空調工事において空調と電気を一括発注している事例から致しますと、空調機工事及び電源工事を分離して発注する合理的な理由はまったくありません。
- したがって、本件対象工事は、地方自治法の原則であります競争入札ではなく禁止されていいます違法に分割し随意契約を適用したものであり、本件監査請求対象契約案件は、地方自

別紙2

川崎市職員措置請求（空調機工事と電源工事の分割発注）補充書

2021年（令和3年）7月20日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
氏名 坂巻 良一

令和3年7月9日付け川崎市職員措置請求書を補充する必要が出てきましたので補充書を提出いたします。

- 1 教育委員会からは開示されなかった新たな証拠について
(1) 分離発注に係る7月9日付けの請求書の内容について
7月9日付けの請求書の内容は、次のとおりであります。
「(2) 分離発注のメリットについて教育委員会教育環境整備推進室は、違法分割ではなく甲第9号証に示す「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引（令和2年8月3日付け2川政経第468号教育次長決裁）」において、新たに「分離発注」という考え方を導入し、今回の「空調機工事」と「電源工事」を2つ分けて発注したと思われるます。」
(2) 分離発注に係る新たな証拠について
甲第36号証を示します。
その右上には「令和2年2月20日総務企画局・財政局・教育委員会事務局」との記載があり、甲第36号証は、総務企画局・財政局・教育委員会事務局の3つの局によって作成されたものとなっております。
その中の「(2) コンプライアンス遵守に向けた取組状況」において「○分離・分割発注の考え方について、改めて庁内へ周知徹底を図り不適正な事務の発生を防ぐ」との記載に続き、分離発注の定義として「分離発注：専門業者に分けて発注する方法で、例えば建物をつくる場合に、建築本体工事と各設備工事を分割して発注するもの」と記載があり、分離発注の定義を載せています。
(3) 甲第9号証と甲第36号証との違いについて
甲第9号証では、「※1 分離発注 専門業者に分けて発注する方法で、建築本体工事と各設備工事を分離して発注するものをいう。」としています。
甲第36号証では、「分離発注：専門業者に分けて発注する方法で、例えば建物をつくる場合に、建築本体工事と各設備工事を分割して発注するもの」
以上のとおり、総務企画局・財政局・教育委員会事務局の3局で作成した資料には、「例えば建物をつくる場合に、」の文言が入っていますが、教育委員会の資料からは、を削除されております。
請求者が推測するに、「例えば建物をつくる場合に、」の文言が入っていると、設備工事のみを発注する場合に、分離発注が適用できなくなるとの思いから、削除したのではないかと、
教育委員会の分離発注制度を導入する目的が、すべての工事を軽易工事として発注することにあります。甲第11号証からしても軽易工事の基準金額を超える発注は何としても防ぎたかったのではないだろうか。
そこで、教育委員会は、「例えば建物をつくる場合に、」を削除し、「各設備工事を分割し

そのような対応であれば、60日以内という法令規定の確保とともににより真実に近づける住民監査制度になるものと思われまます。
ご配慮よろしく願います。

- 11 求釈明について
上記において、いくつかの求釈明の箇所がありますが、これは、監査委員さんに対しての求釈明ではありません。
陳述が行われる際に「住民監査請求に対する市の考え方」が請求者に示されますが、その「市の考え方」の中において、請求者に対し明らかにしてほしい内容であります。
甲第34号証を示します。
それは、川崎市自治基本条例であります。
その自治基本条例の第2条に「この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり」と規定し、その第17条の解説においては、「市民への説明責任」を記載しております。
次に、甲第35号証を示します。
それは、川崎市情報公開条例であります。
その情報公開条例の第1条及び第3条の条文及び逐条解説において、「市民への説明責任」の記載があり、「積極的な情報の提供を実施機関の責務とした。」としております。
したがって、本件川崎市職員措置請求書における求釈明につきましては、川崎市自治基本条例及び川崎市情報公開条例における「市民への説明責任」及び「積極的な情報の提供を実施機関の責務」を全うされますよう最後に付け加えさせていただきます。

- 記載もあります。
- 2 予定価格について
公文書開示請求において、「予定価格書」が開示されませんでした。
川崎市が被った損害の補填を求めているものでありますが、契約規則に従い予定価格を定めたものと思われま。
- そこで、求釈明であります。
- 予定価格の算出を行った職員は誰か、明らかにされたい。
- 次に、予定価格算出に際し、参考とした資料は、①教育委員会における過去の蓄積データ資料②市場価格としてインターネット検索資料③建設物価調査会が出版する「建設物価」資料④経済調査会が出版する「積算資料」資料⑤その他資料のいずれを参考としたのか明らかにされたい。
- 次に、空調機本体の予定価格の算出資料は何か、明らかにされたい。
- 予定価格の算出資料は、その高所作業車の違いにより金額にかなりの差があるものでありますが、次に、主任技術者立会費とは、誰に支払われるものなのか、主任技術者の資格・経験により金額の差があるものなのか、予定価格の算出資料は何か、明らかにされたい。
- 次に、外部仮設足場の予定価格の算出資料は何か、明らかにされたい。
- 3 甲第1号証-1に電気工事が含まれていることについて
甲第1号証-1は、「空調・衛生」業種からの業者選定となっており、甲第1号証-2は、「電気」業種から業者選定となっている。
- そこで、求釈明であります。
- 甲第1号証-1の発注仕様書に、「2次側電源工事」とありますが、教育委員会による分離発注方式からすると、このように空調機工事に電気工事を含めるのは、分離発注ではなく一括発注ではないのかと思われま。
- 衛生 工事は発注仕様書に含まれているのか、明らかにされたい。
- やはり、空調機工事とその動力源である電気工事は、本体工事と附帯工事との関係にあり、分離発注するのには無理があるのではないだろうか。明らかにされたい。
- 4 分離発注ではなく分割発注であることについて
甲第32号証に示した、「建設業法第4条」及び「建設業許可ガイドライン(国土交通省)」及び甲第36号証に示した「令和2年2月20日総務企画局・財政局・教育委員会事務局」との3つの局によって作成された「分離発注」に係る定義から致しますと、空調機工事とその動力源である電気工事を分離発注することは、過去の教育委員会の契約状況、まちづくり局の契約状況に照らした場合、合理的な分離発注に該当しないと思われま。
- 教育委員会は、教育委員会版の軽易工事の手引きは、総務企画局及び財政局も参画して策定したとしていますが、分離発注の定義を示した総務企画局及び財政局としては、その定義の一部を削除した形で教育委員会版の分離発注の定義策定には、裏切られたと言いがありません。
- やはり、合理的な分離発注ではなく、軽易工事での発注を目的とした分割発注であると考えられま。
- このように、地方自治法等の諸規定からすると随意契約ではなく、競争入札となり、教育委員会契約ではなく、他の局であるまちづくり局契約となる契約案件をあえて自らの業務量を増やす行為を行う教育委員会のメリットは何なのか。
- なお、過去、議会での質疑で、教育委員会の軽易工事の業務量の多さについて議論されていますが、それにも関わらず、教育委員会が自らの業務量を増やしていく軽易工事上主裁

- て発注する」との文言を主にすることにより、「空調工事」と「電源工事」とを分離発注したものの違法性は無いと教育委員会は主張するものと思われま。
- しかしながら、まちづくり局における分離発注と一括発注では、分離発注の3局合意の定義及び本来の定義に従い、適切に使い分けております。
- それは、甲第32号証に示したとおり、「建設業法第4条」及び「建設業許可ガイドライン(国土交通省)」に基づき、まちづくり局が「空調工事」と「電源工事」とを一括発注していることは、電気工事が空調衛生工事の附帯工事として発注しているものと思われま。
- そこで、求釈明であります。まず、なぜ、総務企画局・財政局・教育委員会事務局の3つの局の合同資料にある分離発注の定義にある「例えば建物をつくる場合に、」を削除したのか明らかにされたい。
- (4) まちづくり局発注の建物本体工事と空調工事と電気工事の分離発注の事例について
甲第37号証を示します。
過去の発注事例を示します。①建物本体工事②空調工事③電気電源工事に分離発注した事例であり、まちづくり局では、従前からこのように発注しております。
(5) まちづくり局が発注する「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例について
7月9日付けの請求書の内容は、次のとおりであります。
「甲第233号証を示します。これは、まちづくり局及び教育委員会が令和2年度における一般競争入札もしくは指名競争入札において「空調機工事」と「電源工事」を一括発注した事例であります。」
といったしましたが、新たな証拠が追加開示されましたので、甲第233号証は取り下げて、新たな証拠を追加し、甲第38号証とし、個別工事事例を7件添付いたします。
「空調機工事」に伴う「電源工事」は、「空調機工事」が本体工事であり、その動力となります「電源工事」は附帯工事として、空調と電源を一括発注しております。
そこには、学校の工事が4件あります。
そこで、求釈明であります。
学校の工事は、教育委員会がまちづくり局に発注依頼したものととなりますが、教育委員会は、このような一括発注事例に関し、どのような発注依頼を行ったのか、明らかにされたい。
- 併せて、求釈明であります。
- まちづくり局の一括発注は、教育委員会の分離発注(空調と電気の分離)の方針に反する発注方法と思えますが、このような一括発注に対し、教育委員会はまちづくり局に対し、抗議したのでしょうか、明らかにされたい。
- (6) 中小企業優先発注について
中小企業優先を理由に分離発注することと、空調と電気を分割して発注することは同じ士体で議論するものではなく、まちづくり局の一括発注でも指名競争入札であり、中小企業優先をないがしろにしているものではありません。
- (7) 財政局長通知について
甲第39号証を示します。
財政局長名による「各局で執行する契約事務の適正な執行について」であります。
そこには、「1 契約方法」において、「透明性、競争性、公正性及び妥当性に留意すること。特に随意契約についてはその適用の解釈を最小限とし、執行は極力抑制すべきもの」とあります。
- また、「10 軽易工事の調達について」として、分割発注をすることのないように、の

第2969号財政局長通知」において、いわゆる官製談合防止法の類型1～4の内容が示され、類型4については、「分割発注の実施や発注基準の引下げなど発注方法を変更し、入札談合を容易にする行為」と財政局長通知に官製談合の類型の一つとして明確に記載されているものであります。

の根底には一体何があるのか。
今回の分割発注は、総務企画局及び財政局を裏切る行為まで行い、新たな教育委員会版の
軽易工事の手引きまで作成し、本来は競争入札案件であるものを随意契約である軽易工事案
件としたことは、悪質としか表現できないものか存じます。

5 分割発注が官製談合であることについて
以上のとおり、教育委員会における過去の契約状況、空調工事と電気工事との関係は、建
設業法第4条及び建設業許可ガイドライン（国土交通省）に基づき、本体工事と附帯工事と
の関係にあるとする契約課の判断及びまちづくり局における一括契約の状況、いずれの観点
からも、空調工事と電気工事については、競争入札が可能だったもので、それらの競争入札
が可能な契約案件を複数の少額随意契約（軽易工事）に違法に分割して発注することはいわ
ゆる官製談合防止法に違反するものであります。

6 官製談合であることの理由について

1 「入札談合等間与行為防止法」の第2条第5項第4号について
平成18年法律第110号により改正された「入札談合等間与行為防止法」の第2条第
5項第4号に「特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは
黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする
目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法によ
り、入札談合等を奨励すること。」と規定されました。

甲第40号証に示す「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務局）の30ペー
ジの下から5行目から「第2条第4項にいう「競争により相手方を選定する方法」には、
総合評価落札方式を含む一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の
事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定す
る形態のもの（指名見積り合わせ）等が含まれます。このような契約は、実質的に競争入
札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から競争入札と同様のものとし
て取り扱っています。」としています。

したがって、川崎市で言うところの川崎市軽易工事契約事務取扱規程に定める見積り合
わせ契約（少額随意契約である軽易工事）も、当然、上記の公正取引委員会の官製談合の
対象となるものであります。

2 「特定の入札談合等を容易にすることを目的として行う行為」について
入札談合等間与行為防止法の第2条第5項第4号に規定する「特定の入札談合等に関し、
事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら
働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者と
して特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を奨励すること。」の規定の
中の「特定の入札談合等を容易にすることを目的として行う行為」として、甲第40号証
に次の記載があります。

甲第40号証に示す「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務局）の32ペー
ジの下から1・2行目から「・分割発注の実施や発注基準の引下げなど発注方法を変更し、
入札談合を容易にする行為」とあり、まさに、本件訴訟対象の分割発注そのものが、入札
談合等間与行為防止法の第2条第5項第4号に該当する行為であります。

また、公正取引委員会官製談合防止法の施行を受けて、建設業者の団体の一つであり
ます公益財団法人建設業適正取引推進機構が、甲第41号証に示す「官製談合防止の手引」
という業者に向けての官製談合防止法の解説本を発行しています。

3 平成27年7月14日付け財政局長通知について
川崎市においても、甲第42号証に示すとおり「平成27年7月14日付け27川財契

別紙3

請求人の陳述録

まず、お手元の甲1111号証、これをお覧いただきたいと思いますが、A3の横開きのものですね。これは、平成15年度から令和2年度までの教育環境整備推進室――これが今の現在の課の名称ですけれども、以前は別の名称がついていましたので、それも含めてという事です――の所管契約件数一覧と。基本的に10万円刻みで契約件数を表してございます。

薄ピンク色というか、肌色の部分が軽易工事です。平成15年度から18年度までは、100万円までが軽易工事という基準でございました。19年度以降、今現在に至るまでは250万円が軽易工事の基準額でございます。これを見て、一目瞭然、ほとんど軽易工事で契約をしている。競争入札はほんの少ししかございせん。特に軽易工事の上限額、最後の100万円のところですね、15年度から18年度でありますと、900万から1000万のところですね、ここは件数が集中しております、100万円超えるとはたつと件数がなくなっております。同じく250万の場合も19年度から令和2年度まで、この最後の240万から250万のところには、その前の10万円刻みの件数より多くの件数が集中しております、250万円を超えるとばたつと件数が減るということを表してございます。

ということは、何をこの表で示したかと申しますと、基本的に教育環境整備推進室の契約が、全て100万円若しくは250万円という、この金額を基準に全て契約しているということです。

そして、この表の一番左側に、15年度から30年度までは補修工事のみなんです。新設・撤去は軽易工事ではやってはいけないうと、競争入札で処理をしなさいというのが軽易工事規程の原則なんです。補修工事でありながら、軽易工事の上限の金額を超えた途端に、競争入札でも件数がばたつとなくなってしまうと。普通はあり得ないですよ。この現場においても、壊れるほうが100万とか250万以内に収まるように壊れるというのが基本的にはございせん。壊れるものは壊れる、それを補修するというのが所管課の業務でございます。しかしながら、競争入札は基本的に行わずに、全てこのように軽易工事、これ、請求書の中でも言っていますけれども、教育環境整備室は軽易工事に主として、全て自分たちの軽易工事で事務処理を行うことにしております。

それと、もう1つ、31年度、オレンジ色のところですね、これの左側に、平成31年度から新設・撤去も軽易工事の対象に含むように規程を変更したということがあります。今までの数字と比べて、新設・撤去も増えたということであれば、この件数が本当は増えなければいけません。しかしながら、数字を見てみますと、これが大幅に増えたということはないんです。

実は空調機、数年前、猛暑のときに、議会でも問題になりました。学校の空調を整備しろということで、議会の答弁では、普通教室は大体整備をしていたと、それまでは特別教室などはほとんど整備が進んでいなかったんです。それが当然ながら、27、28、29、30ぐらいですね、この年度に特別教室も整備をしているんです。その整備が全部、本来新設であるのに補修という名称に変えて、インチキをここに軽易工事に滑り込ませているという事実があります。今回、証拠には載せておりませんが、後ほど監査委員さんのほうから教育委員会さんのほうに問合せをすれば、特別教室の空調工事、新設も含めて、軽易工事で執行していることがお分かりになると思います。

したがって、全て何でもかんでも軽易工事で行うというのが、この一覧表で分かるといってございせん。

それで、今回の対象工事の甲1111から6-2まで12件あるんですけど、各べ一ジの一番上に修繕申請書というのがあります、まず1-1を見ていただきますと、この段階で、電源工事と空調工事とこれを分けますよと、学校からは別々にやってくれというお願いは来ていないんですよ。空調工事をやってくれたいというお願いが来ただけ

なんです。それを教育環境整備推進室では、これが来た段階で、これは電源工事と空調工事の2件に分割発注しようということを決めております。それが1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2ですね。4-1にはその表示はないですね。4-2は業種の表示があります。

このように、学校からのお願いは、空調の整備であって、学校としては、それに伴って、電源工事かどうかのこのこととはないんですね。それで、こういう申請書を出しているんですけども、環境整備推進室のほうでは、それを全て電源と空調の工事に2分割をしている。

それの1つ分かつやすいのが、6-2のところ、学校からの申請書の一番下に、これ、手書きなんですけれども、電気容量が不足するため、電源工事をいたしますと、これは誰が書いたのか分かりせん。学校は活字でしていますので、これは推測するに、環境整備推進室が書いたと思うんですけども、こういう形で、学校から、空調を整備してくれという申請が来た段階でも、これを普通であれば一緒に一般競争で発注するんですけども、軽易工事で発注するために電源と空調、2件に分けているというのが、それぞれこれで、1-1から6-2まで分かつかと思えます。

それでは、それぞれ証拠を1つずつ、分かつにくいところがあるかも分かりませんので、説明をさせていただきます。

7号証の2ページ目に、(3)真ん中の二重線の枠のすぐ上ですね、(3) 隨意契約ができる場合、地方自治法施行令などのこのことがあって、真ん中のところから、「なお、前述のとおり、地方自治体の契約の原則は一般競争です、隨意契約の適用の解釈は最小限とし、隨意契約の執行は極力抑制すべきものです」、これは頭にありますとおり、契約課が作っている入札・契約事務研修のテキストでございます。したがって、隨意契約は極力避けなければならないというのが、基本的に川崎市の対応方針でありますけれども、教育はそのよう考えないみたいですね。

それと、8号証も、2ページ目に、「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき案件を、複数件に分けて発注することとはできません」と、契約事務の手引きの第7章が軽易工事というのがあるんですけども、そこに明確にこの分割発注の定義が規定されてしまったと、これは監査さんのほうの指摘に基づいてこういう形になったんですけれども。

それで、教育は困ったわけですね。こういう空調なんかについてどうしようかと。このままいくと競争入札でやらなきゃいけないと。施工場所、施工時期、ほぼ同じですね。ということ、じゃ、それを避けるため、軽易工事で行うためにどうしたらいいかということ、じゃ、電源と空調を分けてしまおうというふうに考えたわけですね。

次、9号証ですね、9号証の3のところに「分離・分割契約」というのがあります。その3行目の中ほどから、「分離・分割契約によることができる場合は、夏休み期間中に工事完了を要する複数教室での空調設備工事など、短期間での施工を要する場合」、これも教育は理由にしているのかも分かりません。

しかし、どの業者でも、電源等空調工事、夏休み期間中に終えることは十分可能なんです。6か月も1年もかかるわけではございません。基本的には1教室だと思えます。学校全体の空調を設置してくれということだと、それなりの期間はかかるかも分りませんけれども、そんなに多数の空調を設置してくれということではありせんので、こどもも「複数教室での空調設備工事など、短期間での施工を要する場合」ですので、これにも今回は該当しない。

その下に、*1で分離発注、「専門業種に分けて発注する方法で、建築工事において、建築本体工事と各設備工事を分離して発注するものをいう」ということで、これ、今読ま上げたのが、今まで分割発注で監査さんが指摘されて、じゃ、どうしようかということ、教育として、軽易工事の事務取扱引を作った、その中に書かれている内容でありますけれども、これは業種で分けられたいんだということを思いついたということなんです。これはまた後で細かく説明していきます。

それで、次、10号証-1ですけれども、分離発注というのはどういうことかと。「発注者が1つの建築物の工敷一式を1社に全て請け負わせるのではなく、例えば建築と設備のように入工種で分けて請け負わせる発注方式。官庁工事に多い」ということですね。

それから、その下に、分離発注、「基礎工事、屋根工事、内装工事などのそれぞれを工事を施す本人が各施工業者に発注、契約を交わして家を建てること」、その下にまた下線がつけることができれば、大幅なコストダウンに繋がると。分離発注というのはコストダウンにつながるというのが原則ですね。

次の10号証-2、これも分離発注方式の2段階目に下線を引いてありますけれども、「分離して発注したほうが工事を安くあげることができる」と、これが建設業界ではこういうのが常識になっている、それで分離発注をするということとあります。

それで、12号証ですけれども、それぞれ1-1から6-2までありますけれども、じゃ、業種をどういうふうにしていうことで、空調・衛生、電気とそれぞれ分けて、結局、12件に分けて発注しているということとございます。

13号証はちよっと説明を割愛させていただきます。

14号証もそうですね。

15号証が、これが先ほどの手引を作ったときの決裁文書ですね。「標記の件について、令和元年度第1回入札契約制度・発注等検討委員会の方針のもと、次の案のとおり作成してよいでしようか」ということで、案を作ったんですね。それで、14号証がその中身なんです。

特にその中で、分離発注がどうのこうの、分割発注は中小企業活性化というのがあるんですけれども、教育委員会が今回行ったように、分離発注によりメリットがあるから、分離発注にするという、その辺の議論はここには出てきておりません。議論が出ていないにもかかわらず、教育がそのような手引を過去のデータを出したということです。

それと、16号証ですね。16号証は過去のデータを表にしています。空調・衛生業種と電気業種、これ、教育のものですけれども、27年度から31年度、これ、契約金額と契約件数をまとめてあります。それで、空調・衛生業種で契約したものが214件ですね。平均、毎年42件で、契約金額が3480万ぐらいですね。電気業種で契約したものが5年間で422件、5億9745万6203円、年間の平均で84件で、1億1949万1241円。

それが結局、分離発注の手引を作ったことによって、令和2年度は電気業種の受注がゼロになったんですね。これは業界や業者に针对してお知らせも何もしていないんですね。何もお知らせをしないで、急に令和2年度はゼロ件、ゼロ円ですね。年平均1億円の中小企業さんが受注していたものが急にばたつとなくなってしまうと、1業者さんからすれば、年に何件かぐらいですから、あっ、今年はないのかなというぐらいしか思わないと思うんですけれども、これが令和3年度、今年ですね、今まで教育から空調関係の発注があつたがずっと続いてきますと、あれ、おかしいなと、今まで教育から空調関係の発注があつただけで、全く来ないぞというふうになつてしまふわけですね。中小企業さんはびびくりしちゃいますよね。こういう数字のデータを見ると。1業者さん単位で見れば年に数件ですから、そんな大きな違いはないんですけど、全体として見てみるとこんな大きな違いがある。

それで、次、17号証、16号証の件数の内訳ですね。全部の契約番号と契約件名、契約金額、それから、業種を整理してあります。これを一覧表にしたのが16号証です。同じく18号証は、これが空調・衛生業種ですね。これも契約番号、契約件名、契約金額、業種、これが一覧表で、これをまとめたのが16号証です。

それと、19号証は、過去、教育さんが、電気業種で発注した空調工事、これを分割した事例ですね。これは1つの空調機を設置するのに、室外機と室内機と電源工事と3分割に分けて発注した事例です。普通は民間会社でも家庭でも、こんな発注の仕方は絶対してせん。あり得ないですよ。それを教育は、全て軽易工事の金額で収めるためにこういう

発注の仕方をしています。最初のページは17年度ですと、まだ軽易工事の上限が100万円のときですね、これが大体ずっと17年度ですね、17年度は全部で45件の空調を設置するのに、全て3分割をしている、室外機、室内機、電気工事と、これだけ教育さんは分割に関しては非常に工夫が長けているというかと、非常に能力がありますね、こういうこと、分割に関してはですね。

次は20号証。それで、先ほど言いました室外機、室内機、電源に分けたやつは、令和2年度は発注がゼロになっている電気業種で発注した案件です。空調業種じゃないんです。今年ではゼロですけれども、平成17年度はこれだけのものを発注しているわけですね。電気業種で。同じく、電気業種で発注した場合の空調と、これは室外機と室内機と電気ではなくて、単純に空調機と電源、電気の2分割の事例ですね。これは平成15年から17、途中がなくて、27年度、28年度、30年度まで整理したもので、全部で31件あります。これも18年度までは上限が100万円と、19年度以降は250万円ですと、その金額に収めるようには分割発注をした事例でございます。

甲の21ですね、これも電気業者、令和2年度はゼロ件になっていますけれども、電気業種で発注した空調機の、これは同一の場所、西側と東側ですね、若しくは右側と左側という、こういう2分割の方式によって発注した事例です。いろいろ工夫するものですね。教育さんは。

それと、同じく電気業種で発注した事例でも。これは空調機と電源と一緒に発注しています。これが本来あるべき姿なんです。これは空調機と電源はちゃんとやっているんですよ。この段階では、空調機及び電源補修工事ということで、一括発注をしているんですね。しかも電気業種で。こういう事例もあります。

それで、24号証は、それぞれ有資格業者者名簿をつけてございます。

25号証は、これは当該職員としてのあれですと、ここでは説明を飛ばします。次に26号証でありますけれども、平成21年のこれが新聞の記事でございましてけれども、平成19年度と20年度、軽易工事の金額が250万円になったときに、市の部局全域で軽易工事の調査が行われたものでございます。そのときは、不適切契約として全庁的に767件、それで、課長級の職員30人を文書注意にしたということがあります。こういう事例がありながら、いまだに分割発注が繰り返されていると。

27号証は、その新聞記事にありまして7分割、一括すれば1700万円の工事になるんですけれども、それを7分割したという事例の内容でございまして。

29号証ですね、29号証は、今回の1-1から6-2までの必要な事項を一覧表で表してございまして。これ、工期を見ていただければ、同じ時期に発注しているんですよ。同じ時期で、しかも、仮にこれがずれたとしても、夏休み期間中には十分終わる、冬休み期間中には十分終わるであろう。1か月半ぐらいの工期ですと、1つの空調機を設置するのに電源工事と空調機、1か月半あれば十分できるわけですね。これ、あえて分割する必要は全くございません。

30号証は、もしも市に損害金を補填しないといつたときの参考になるものとして、平均落札率を上げてございまして。

31号証は、契約規則です。

それから、32号証、教育がこのように、空調機と電源を分離・分割発注をしているというところで、契約課のほうに確認を取りました。分離発注というのは、そもそもそれが正式な行為なのかどうかというところを確認いたしましたところ、契約課のほうからこのような回答が来ました。建設業法第4条のところ、下線がありますけれども、肝心なのは、2行目の真ん中ぐらいいから、「当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うこととができる」。附帯工事となれば、関連するものもできますよと。それと、その下の下線のところ、「附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の履行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相応と認められるかを総合的に検討し

関係職員の陳述録

- 第1 本件措置請求のうち一部は却下されるべきである
- 1 措置要求書1頁において「本来の6件の工事を12件の工事に違法に分割発注した工事契約を監査対象とします」としていることから明白であるが、本件措置請求の対象となっている行為は、本件措置請求の工事の契約行為である。
- 2 地方自治法242条1項は住民監査請求について定めているが、同条2項では「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年が経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定しており、住民監査請求は原則として対象とする行為があった日又は終わった日から1年以内に行う必要がある。
- 一方、「正当な理由があるとき」は、この原則の例外に該当するものであり、この「正当な理由があるとき」とは、監査請求することについて客観的障害がある場合、すなわち、当該行為が殊さら隠蔽されている等秘密裡に行われた場合、当該行為の違法性、不当性を判断する上で必要な事実が隠されているような場合、あるいは天災、地変等があった場合などの客観的な事情をいうものとされている。
- 本件措置請求についていえば、その対象は本件各工事の契約行為であるから、本件各工事の契約日が起算日となり、その日から1年以内が監査請求することができる。
- 3 本件各工事のうち、向丘中学校4階特別支援学級空調設置工事及び向丘中学校4階特別支援学級空調電源設置工事については、それらの契約行為が行われたのは、それぞれ令和2年5月28日及び同月26日であるから、当該契約行為について監査請求を行うことができるのは令和3年5月28日及び同月26日までとなる。
- しかしながら、本件措置請求は令和3年7月9日付で行われていることから、向丘中学校4階特別支援学級空調設置工事及び向丘中学校4階特別支援学級空調電源設置工事については監査請求をすることができない期間を経過しているものである。
- 4 なお、本市の公文書は、その決裁完了処理を行うことで川崎市ホームページの公文書目録に登録されるが、本件各工事の予算執行何かが川崎市ホームページの公文書目録に登録された日は、予算執行同決裁日である令和2年5月27日及び同月26日以降、おおむね翌週であり、当該日以降、向丘中学校4階特別支援学級空調設置工事及び向丘中学校4階特別支援学級空調電源設置工事の予算執行何事は、川崎市ホームページの公文書目録に登録され、川崎市情報公開条例により、いつでも閲覧できる状態に置かれていたのである。
- よって、本件対象行為が殊さら隠蔽されている等秘密裡に行われた事実、本件対象行為の違法性、不当性を判断する上で必要な事実が隠されていたような事実は存在せず、また、天災、地変等があった場合などの客観的障害も認められないから、地方自治法242条ただし書は適用されない。
- 5 以上からすれば、本件対象行為のうち、向丘中学校4階特別支援学級空調設置工事及び向丘中学校4階特別支援学級空調電源設置工事については、地方自治法242条2項に規定する期間を経過した後に行われた監査請求であるから、かかる請求は不違法なものであり、却下されるべきであると考ええる。
- 第2 本件各工事に適用される法令等については
- 1 地方公共団体が締結する契約については、地方自治法234条1項において、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定され、同条2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されている。
- 一方で、全ての契約を一般競争入札で行うことは、事務量をいわずに増大させ、能率

ます」と、これは国土交通省のガイドライン。それで、最終的に、契約課のほうの判断として、「したがって、登録業者が「空調・衛生」のみであっても、電気工事が空調衛生工事の附帯工事であれば受注できます」と、契約課のほうはこういう判断をきちっとしております。

33号証は、空調・衛生業種による契約のみならず、電気業種によらず、登録業種による契約の実態がある状況です。これ、三田調温工業、それから、玉川設備については、登録業種は電気であり、すけれども、空調もこのように受注していますよという実態ですね。ですの、登録業種であれば、電気業種のみですから、電気しか今後は受注できないということになるわけですね。過去はこうやって空調も受注しているという状況です。

34、35は、説明責任です。残念ながら、今回、教育から、私のほうで求め明を幾つも出させていたでいてるんですけども、一切その回答がありません。(2)「コンプライアンス遵守に向けた取組状況」ということで、これは令和2年の総合企画局、財政局、教育委員会事務局がまとめたものであります。3者で合意したんですよね。それで、分離発注というのはどういうものかということ、これを3局で合意しているんですけど、分離発注と発注する方法で、例えば建築物を造る場合に建築物工事と各設備工事を分割して発注すると、今、市役所本体、建て替えていますけれども、あそこはまさにそうですね。建築物と、それから、空調業種、設備工事ですね、これを別途発注しております。これが基本的な分離発注ですね。このほうが全体的に経費が安くなるという方法で、建築業界では一般的には使われている発注方式ですね。

それで、今のものに基づいた分離発注の3局定義に沿った建築物本体工事、空調工事、電気設備工事、これを分離発注した事例はあるのかどうかということとをちよと確認してました。

それと、37号証では、全部で7件出てきました。これは学校だけに限ったことではなく、リストアップをさせていただきました。全て36号証の総合企画局、財政局、教育委員会と3者で合意した内容と同じように、建築物本体、空調工事、電気設備工事と、それぞれ分離発注をしています。

このように、分離発注をする場合は、それなりのちゃんとしたメトリックがあって、定義があったので、分離発注という制度を使っているということとであります。

それと、次、38号証は、冷暖房若しくは空調設備の工事で発注し、工事内容に電気工事が含まれている契約案件ということで、1番上は、玉川設備が2件ですね、3番目がオーソリティー空調、4番目が丸井電設、5番目が有限会社エスケータニカルシステム、6番目が株式会社伸栄工事、7番目が株式会社ミカセ、これは1番右側にあります。こういう業種に登録しているかというのがここに書いてありますけれども、全部空調関係の工事を受注しております。

それで、その内容が、実はこれが一番肝心なんです。38号証の後ろに、38-1からずっとありまして、全部の内容に冷暖房設備と電気設備工事と両方発注、受注しているんですね。38-1が稲田小学校冷暖房その他設備改修工事ということで、冷暖房設備と電気設備工事と、明確に冷暖房と電気、38-2も、空調と電気と。

40、41号が明誠会です。

それと、42号は、平成27年に財政局長から、官製談合とはこういうものを示しますよというのを全局に出したものです。

証拠は以上でございます。それとともに、私のほうで提出させていただいた請求書及び請求書の補充書、これを関連して読んでいただければ、私のほうの請求の趣旨が御理解いただけると思います。

以上です。ありがとうございます。

的な行政運営を阻害するおそれがあることから、政令で定める場合には、その他の契約方法によりすることができるものとされ、随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第167条の第1項1号において、「売買、賃借、請負その他の他の契約の予定価格が「契約の種類に応じ」別表に「定める額」の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。」と規定されている。

2 これを受け、川崎市では、川崎市契約規則24条において、随意契約によることとができる金額の基準を、契約の種類ごとに規定している。このうち、同条1号では、工事又は製造の請負に係る契約における上限を250万円としており、この金額以下の契約については、随意契約を行う場合、契約規則26条1項では、「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定している。

そして、川崎市軽易工事契約事務取扱規程2条3号は、軽易工事を「予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件2,500,000円以下の工事」と定義し、軽易工事の契約事務を迅速かつ的確に執行できるよう、予算執行部局にて契約の締結を行うことができるものとしている。

また、軽易工事規程3条1項は、軽易工事の必要が生じたときは、本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されている業者、工事の履行場所の近くに事務所を有する業者又は本市工事の経験があり、かつ、誠意がある業者のうちから2名以上の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させるものとし、軽易工事規程5条1項は、最低の価格をもつて見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとしている。

3 上記「有資格業者名簿に登録されている業者」における「有資格業者名簿」とは、川崎市競争入札参加者選定規程8条1項に規定する名簿であり、これは同規程3条及び6条の規定により、契約の実施（工事請負契約について言えば、土木工事、下水管きょ工事、舗装工事、建築工事、電気工事、空調・衛生工事、水道施設工事、その他の工事）ごとに競争入札に参加する者の資格を有する者として認定された業者の名簿である。

そして、かかる「有資格業者名簿」に登録されている業者から2名以上の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させるということは、発注する工事内容に応じて決定した業種ごとに契約を執行することが原則である。

業種については、地方自治法234条6項は、「競争入札に加わろうとする者に必要な資格」「は、政令でこれを定める。」とし、地方自治法施行令第167条の5第1項は、「一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ」「要件とする資格を定めることができる。」とし、同条2項は「一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、これを公示しなければならない。」としている。

上記について、契約規則3条1項は、「競争入札に参加する者に必要な資格を定め」「有資格業者名簿を作成するものとする。」とし（なお、軽易工事規程等で定める有資格業者名簿と、契約規則で定める、すみません、ここでもっと訂正をお願いしたいんですけれども、文書の5ページの考え方の2行目の契約規則の「有資格業者名簿」とありますのは「有資格業者名簿」のほうの誤りでしたので、こちらで訂正させていただきたいと思えます。それは同じものですね）。川崎市競争入札参加者選定規程2条1項は「競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、年度ごとに、これを公示するものとする。」としている。以上の関係法令に基づき、本市においても、競争入札における不適格な業者の参加を排除し、個別の内容に応じて適正に工事を履行する専門的な能力、知識を有している業者を確保するために、市で発注が見込まれている契約を想定して契約の種類ごとに競争入札参加有資格者名簿を作成しており、この区分が「業種」である。

本件の対象となる業種のうち、「空調・衛生」とは、冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事と内容とする業種区分です。

また、業種「電気」とは、発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事と内容とする業種区分であり、而業者はそれぞれ異なる専門性を有する工事である。特に、受変電設備等を有する学校施設は、事業用電気工作物の工事に該当するため、その工事と維持及び運用には、国家資格である電気主任技術者の立会いが必要となる場合があるなど、家庭の電気工事とはその性質が大きく異なるものであり、また、「空調・衛生」の工事とも異なるものである。

第3 本件各工事の必要性及び内容について
教育環境整備推進室では、児童生徒が安心安全で快適な環境の中で生き生きと学び、活動できるよう、良好な教育環境の確保に努めており、空調機の整備は、児童生徒の健康上の観点からも学校運営上、重要である。

1 本件各工事の概要

本件各工事は、学校の教室に空調機を新設するか、既設空調機の修繕をすることを主とした空調・衛生工事と電気工事であり、両業種はそれぞれ異なる専門性を有する工事であり、それぞれの内容は、次のとおりである。

(1) 本件各工事における空調・衛生工事の主な対象及び内容

ア 室内機

室内機は通常、動線を妨げないように天井り型と呼ばれる機器を設置しており、主な機能として、冷房時には室内の暖かい空気を室内機に取り込み、熱交換器にて熱を取り除いた空気を室内に排出して、取り除いた熱は室外へ排出している。

イ 室外機

室外機は、学校においては敷地内のスペース確保や騒音や振動が大きいため、屋上に設置されることも多く、主な機能として、冷暖運転時に室内機の熱交換器から冷媒管を通り運ばれてきた熱を室外へ排出するものである。

ウ モーション

リモコンは、家庭用空調機とは異なり、壁面に固定し、配線工事を実施した上で設置され、空調機の電源の切替えや温度調整を手元から行うものである。

エ 渡り配線

渡り配線は、温度調整や運転方式の切替えをリモコン操作で行う際に、室内機と室外機間の信号のやり取りを行うものである。

オ ドレン管

ドレン管は、空調機の冷房で室内の空気を冷やすと、空気中から排出された水分がエアコン内にとどまり、そのとどまった水分を排水するための配管である。

カ 冷媒管

冷媒管とは、室内機と室外機間で接続されている管であり、管内には冷媒が充填されている。冷暖運転時は、室内の熱を室外機を通して排熱するものである。

続きまして、(2) 本件各工事における電気工事の主な対象及び内容です。

ア 電気室

電気室とは、電気設備全般が格納されている空間であり、変圧器（トランス）や分電盤等が設置され、学校施設全体の電気を揃っておりです。

また、学校施設は規模が大きいことから、6,000ボルトの高圧電力を引き込んだ上で、トランスにて100ボルト、200ボルトの低圧電力に変換して使用しており、通常、家庭では行わない工事である。

なお、空調設置においては、最寄りの分電盤から電源を確保できない場合は、電気室の予備ブレーカーから電源を供給し、予備ブレーカーがない場合には、ブレーカーを新設する必要がある、その場合には校舎全体の停電を伴う場合もあることから、国家資格である電気主任技術者が工事に立ち会う必要がある。

イ 手元開閉器

手元開閉器とは、本件各工事の場合、空調機専用のブレーカーのことであり、試運転、

補修、点検、緊急時等の電源の入り切りを行う必要があるため、作業上の安全性確保の観点から室外機付近に設置している。

ウ 分電盤

分電盤とは、照明器具やコンセント等へ電気を分配する設備のことである。

エ 電気配線

電気室から手元開閉器への電気配線をを行うものである。

2 本件各工事の事実経過

本件各工事における事実経過を述べると次のとおりである。

(1) 向丘中学校

ア 生徒の増加によって、第1学年及び特別支援学級が令和2年度からそれぞれ1学級増加したことにより、これまで特別支援学級で使用していた教室を第1学年が使用することとし、平成31年度までに文化部活動室として使用していた特別教室の2教室を、特別支援学級の教室として使用することとした。元の特別教室の2教室は、空調機が設置されておらず、学校からの申請に基づき、学校と協議しながら使用頻度の高い1教室に空調機を設置した。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から(キ)まででございます。

ウ 電気工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から(エ)まででございます。

エ この工事につきましては、見積り合わせの業者選定において、業種ごとに3者の計6者を選定しております。これまで、業種間で重複した業者は選定しておりませんし、契約した業者もそれぞれ異なる2者でございます。

(2) 麻生中学校

ア 普通教室は空調機が設置されているが、美術室や理科室等の特別教室の一部は空調機が設置されておらず、学校からの申請に基づき、学校と協議しながら美術室に空調機を設置した。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から(カ)まででございます。

ウ 電気工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から(ク)まででございます。

エ 見積り合わせの業者選定においては、業種ごとに3者の計6者を選定しており、業種間で重複した業者は選定していないし、契約した業者も異なる2者でございます。

(3) 野川中学校

ア 普通教室は、空調機が設置されているが、美術室や技術・家庭科室等の特別教室の一部に空調機は設置されておらず、学校からの申請に基づき、学校と協議しながら美術室に空調機を設置いたしました。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から(カ)まででございます。

ウ 電気工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から(エ)まででございます。

エ 見積り合わせの業者選定において、業種ごとに3者の計6者を選定しており、業種間で重複した業者は選定していないし、契約した業者も異なる2者でございます。

(4) 末草小学校

ア 職員室と事務室にはガス式空調機が設置されていたが、効きが悪いとの学校からの申請に基づき、専門業者に状況確認を依頼したところ、修理部品の製造終了に伴い修理対応ができないことが判明し、ガス式空調機の更新は短期間での対応ができないことから、学校と協議しながら電気式の空調機を設置したものである。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりでございます。

(ア) から(カ)まででございます。

ウ 電気工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から(エ)まででございます。

エ 見積り合わせの業者選定においては、業種ごとに3者の計6者を選定しており、業種間で重複した業者は選定していないし、契約した業者も異なる2者である。

(5) 高津高等学校

ア 校舎2・3階の複数の会議室の空調を同時に使用するとプレーカーが落ちるという現象が発生するとの学校の申請に基づき、学校と協議しながら行った工事である。

また、これとは別に、後日、視聴覚室に設置されている空調機のリモコンの故障や、生物準備室空調機の冷媒が漏れていたことが判明したことから、学校からの申請に基づき、学校と協議しながら行った工事である。

つまり、2件の工事は、発生原因が異なる、それぞれ別の工事である。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から(ウ)まででございます。

ウ 電気工事の内容は、下記のとおりである。

(ア) から(ウ)まででございます。

エ 見積り合わせの業者選定においては、業種ごとに3者の計6者を選定しており、業種間で重複した業者は選定していないし、契約した業者も異なる2者である。

(6) 西丸子小学校

ア 空調機が設置されている音楽室は狭く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3密を避けての歌唱や器楽演奏ができる状況になかったことから、空調機が設置の空き教室に空調機を設置して、第2音楽室として使用したいとの学校からの申請に基づき、学校と協議しながら空調機を設置した。

イ 空調・衛生工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から(カ)まででございます。

ウ 電気工事の主な内容は、下記のとおりである。

(ア) から(エ)まででございます。

エ 見積り合わせの業者選定においては、業種ごとに3者の計6者を選定しており、業種間で重複した業者は選定していないし、契約した業者も異なる2者である。

第4 本件各工事の適法性等について

1 本件各工事は上記第2で述べた法令等の要件、手続を満たしていることについて
(1) 本件各工事は、いずれも金額が250万円以下の工事であって、かつ、設計図書を作成を必要とするまでの大規模な工事ではなく、実態としても空調・衛生業者及び電気業者に現場確認や参考見積書の作成を依頼し、これまでの類似の履行実績からも設計図書の作成を要する工事ではないと判断したことから、軽易工事規程2条3号に規定する軽易工事に該当するものである。

(2) 本件各工事は、同じ時期に、同じ学校において行われた空調・衛生工事と電気工事であるが、これは、第3の2で述べたとおり、業種及び工事内容が異なるそれぞれ1件の独立した工事であり、軽易工事規程3条1項及び5条1項に沿って、3名の業者を適格者として選定して工事見積書を提出させ、最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定したものであり、つまりは、請求者も認めているように、本件各工事は、施工場所が同一の場合でもそれぞれ2種の業種の異なる3名の業者計6名から、随意契約の相手方を決定しているのであり、適正な手続により契約を行ったものである。

(3) また、工事を分離し、業種ごとに契約することについて、請求者は、登録業種が「空調・衛生」のみであっても、電気工事が、空調・衛生工事の附帯工事であれば受注できることとなるとの契約趣の回答からも、本件工事が違法な分割発注であると主張する。附帯工事の定義については、「附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設

第4で述べたとおり、本件各工事には違法性、不当性ないし過失は何らないものであるが、念のため損害の有無について述べれば、次のとおりである。

1 契約金額の全てが損害となるはずがない

第3で述べたとおり、本件各工事は、児童生徒等の健康上の観点等から必要な工事であるから、本件各工事により川崎市は利益を受けているものであり、本件各工事の契約金額の全てが川崎市の損害となることは、あり得ないと言わざるを得ない。

2 競争入札との比較について

請求者は、随意契約でなく競争入札によって手続を行いさえすれば契約金額がより低廉になると主張しているものと推察されるが、そもそも経費の問題について言えば、一般的には、「一般競争入札による契約方式は、指名競争入札や随意契約による場合に比較して手続が煩雑であり、かつ経費の増すを余儀なくされるという短所がある」とされているとともに、「随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と少くすむ」とされているのである。

事実、競争入札とすれば、工事に係る設計や工事監理を行う必要があり、また、その多くは民間企業に委託を行っているのが本市の現状であって、工事に係る設計や工事監理を委託する分だけ経費が行っているのが本市の現状である。

第7 官製談合について

(1) 請求者は、本件各工事が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の2条5項4号に該当すると述べているにとどまり、その詳細には何ら述べられていない。

本件各工事において、官製談合防止法2条5項4号の入札談合等関与行為を行ったというには、事業者間で入札談合等があったことを前提とし、さらに、①本件請求の相手方が、本件各工事の発注に関し、事業者等の明示若しくは黙示の依頼を受け、又は事業者等に自ら働きかけ、②かつ、本件各工事の契約の締結に関し、入札談合等を容認する目的で、その職務に反し、③入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合を補助したことが必要である。

(2) 請求者は、そもそも事業者間で入札談合等があった事実を何ら提示しておらず、請求者の主張は、官製談合等関与行為が成立するための前提を欠いている。

しかも、請求者の主張は、本件各工事の契約の発注方法が入札談合等関与行為の対象となり得ること、分割発注の実施が入札談合を補助する行為に該当し得るということと主要な上記(1)の①ないし③の要件を全て満たすものではない。

官製談合防止法2条5項4号の入札談合等関与行為があったというには、上記(1)の②、③のとおりに、本件各工事の契約の締結に関し、入札談合を容認する目的で職務に反して入札談合を補助する行為を行っていないなければならないが、かかる行為を本件請求の相手方がなした事実はないし、上記(1)の④については、請求者は主張していない。

なお、入札談合等関与行為があったというには、職員に入札談合等関与行為に該当する行為がなければならず、不作為はこれに当たらない。仮に、本件各工事において、事業者間で入札談合等が行われ、本件請求の相手方からそれを知り、又は知り得たとしても、上記(1)の①ないし③の要件を満たさない限り、談合を防止するための特段の措置を取らなかったということだけでは官製談合等関与行為は成立しないのである。

第8 請求者が求める措置について

以上述べたとおり、請求者が求める措置はいずれも理由がないから、本件措置請求は棄却されるべきである。

陳述は以上になりります。

工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。」(国土交通省「建設業許可事務ガイドライン」)とされている。

本件対象の12件の工事の場合、空調・衛生工事が主となり得ますから、附帯工事となる可能性のあるのは電気工事となるが、「附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の法文者の利便、建設工事の請負契約の履行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上り等に当り一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討する。」と国土交通省「建設業許可事務ガイドライン」ではされており。

また、附帯工事は、「原則として、主たる建設工事の工事価格を上回る工事価格はないと期待され。」、これは「逐条解説」建設業法解説改訂12版でそのようにされており。

本件6件の電気工事は、工事内容が、業種「電気」で施工する内容そのものです。

重ねて主張するが、受変電設備を有する学校施設は、事業用電気工作物の工事に該当するため、その工事や維持及び運用には、国家資格である電気主任技術者の立会いが必要となる場合があるなど、家庭の電気工事とはその性質が大きく異なるものであり、また、「空調・衛生」の工事とも異なるものである。

そして、本件の場合、電気工事を別個の専門性を有する業者に担当させることにより電気設備の安全性を確保することができるとはもとより、また、これにより空調・衛生工事の準備、実施、仕上り等に当たり何らの不都合は生じておらず、一連または一体の工事として施工することが必要とは認められないから、空調・衛生工事の附帯工事としなければならぬものではないと考えます。

価格の面から見ても、電気工事が空調・衛生工事の金額を上回る向丘中学校及び高津高等学校の4件の工事は、電気工事が空調・衛生工事の附帯工事となることは、そもそもあり得ないと考えますし、残りの8件の工事も、金額からして、必ずしも空調・衛生工事の附帯工事としなければならぬものではないと考ええる。

なお、甲32号証は、あくまで、電気工事が空調・衛生工事の附帯工事である場合について、登録業種が空調・衛生のみであっても受注できることとなるとの回答であり、このことから、工事内容により業種ごとに分離すると違法になるとの結論を導き出すことはできない。

(4) 川崎市においては、競争入札で工事契約を締結する場合は、まちづくり局において設計図書等を作成しなければならないものであるし、設計図書等の依頼から工事の完成までの期間として一般的に約3年を要することとなり、軽易工事と比較して期間が長くなる。したがって、本件各工事における請求者の主張は、要するに、川崎市において、工事期間も含めて、不要な費用を負担すべきであるとの主張と言わざるを得ない。

2 結論

以上からすれば、本件各工事はいずれも必要なのであるとともに、法令等の手続に沿って行われた適法なものであり、請求者の主張は理由がない。

第5 川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引について

1 軽易工事手引は、軽易工事に係る不適切な事務処理についての反省も踏まえ、教育環境整備推進室における軽易工事の適正性を確保するために、緊急性の高い案件への対応や分離・分割発注の考え方を改めて明文化した軽易工事手引を令和2年8月に策定したものである。

2 本件請求書にある12件の工事のうち、8件の工事は軽易工事手引が作成される以前に契約しており、軽易工事手引作成後に契約した工事は4件にとどまることから、12件については、本市の契約の基本的な考え方に従ったものであり、本件各工事は、軽易工事手引の考え方と当然に合致しているものの、直接的には軽易工事手引の作成とは関係ないものである。

第6 本件各工事に係る損害の有無について

別紙 5

軽易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）
（契約の締結）
第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入れ、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
2 前項の指名競争入れ、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これにより行うことができる。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
（随意契約）
第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に同じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
別表第5（第167条の2関係）
1 工事又は製造の評負 都道府県及び指定都市 250万円
- 3 川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号） ※本件各工事契約締結当時のもの
（定義）
第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 工事担当部局 総務企画局、総務局、環境局、まちづくり局、建設緑政局及び港湾局並びに区役所をいう。
- 4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年川崎市訓令第8号）
（趣旨）
第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。
（定義）
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 予算執行部局の長 川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）第2条第2号に定める局の長をいう。
(2) 工事執行部局の長 川崎市請負工事監督規程（昭和43年川崎市訓令第4号）第2条第2号に定める工事担当部局長をいう。
(3) 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当する1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く。）以下の工事（設計図書（工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）の作成を要する工事を除く。）（予算科目が需用費に該当する工事にあつては、建物等の小破修繕に類する工事に限る。）をいう。
（工事見積書の徴取等）
第3条 予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、第7条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく2名以上の業者を選定しなければならない。
2 予算執行部局の長は、川崎市予算及び決算規則第23条第1項に規定する予算執行局（以下「予算執行局」という。）に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができるとする技術職員がいる予算執行部局にあつては、当該予算執行部局において審査を行うものとする。
3 前項本文の規定による審査は、予算執行局への会議をもって行うものとする。
（工事執行部局の長の承認）
第4条 工事執行部局の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、

合議を受けた予算執行局の承認を行うものとする。

（随意契約の締結等）

第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りしした者を随意契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書（川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第8号様式）を提出させなければならない。

（監督及び検査）

第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届（別記様式）を提出させた後に行われなければならない。

（業者の選定）

第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならない。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。

(1) 本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。

(2) 工事の履行場所の近くに事務所を有すること。

(3) 本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの

（執行状況の報告等）

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。

2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないと思えたときは、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

附 則

この規程は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則 略

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第8号

令和3年度川崎市職員（大学卒程度電気・機械）
採用試験（第2回）の実施について

令和3年度川崎市職員（大学卒程度電気・機械）採用
試験（第2回）を次のとおり行います。

令和3年9月1日

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利 興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和3年度 川崎市職員採用試験受験案内 【大学卒程度 電気・機械(第2回)】

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	令和3年9月1日(水)～令和3年9月22日(水)(消印有効)
申込方法	郵送のみ
受験票等発行	令和3年10月8日(金)(予定)
第1次試験日	令和3年10月17日(日)【小論文試験・専門試験】
第1次合格発表日	令和3年10月29日(金)(予定)
第2次試験日	令和3年11月27日(土)～11月29日(月)(予定)【個別面接】
最終合格発表日	令和3年12月16日(木)(予定)

《問合せ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki_saiyou> https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により試験日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いします。



★今回の試験のポイント★

① 第1次試験は小論文試験と専門試験のみ！

この試験では、公務員試験に向けて特別な受験対策をしていない方でも受験しやすいよう、出題範囲が広い教養試験は行いません。第1次試験では、専門試験(択一式 30 問)と小論文試験を行います。

② 採用時期は、令和4年4月1日！

試験に合格した方は、原則として令和4年4月1日に採用されますので、新年度から川崎市の未来を担う公務員としてのスタートを切ることができます。

1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員
電 気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	5名程度
機 械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	若干名

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

全 区 分 通 共	次のいずれかに該当する人 (1) 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 (2) 平成12年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人 ①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和4年3月までに卒業見込の人 ②川崎市人事委員会が①に該当する人と同等の資格があると認める人
-----------	--

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の科目・日時・会場・合格発表

試験区分	試験段階	試験科目・日時	会場(予定)	合格発表日
全 区 分 通 共	第 1 次 試 験	【小論文試験・専門試験】 令和3年10月17日(日) 集合時刻 午前 10時 10分 解散時刻 午後 3時頃	※会場は受験票で指定します。	10月29日(金) 午前10時(予定) 【第1次試験合格】
	第 2 次 試 験	【面接試験】 令和3年11月27日(土)～29日(月) (予定) ※集合時間等の詳細は、第1次試験の合格者に文書で通知します。	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	12月16日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】

(注)

- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 第1次試験合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)を提出していただきます。(11月8日(月)(消印有効)までに郵送。)面接カードの様式は、第1次試験合格の通知に同封いたしますので、11月1日(月)までに通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局任用課まで御連絡ください。
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 試験の内容

試験区分	試験段階	試験科目	試験内容
全 区 分 通 共	第 1 次試験	小論文試験	＜1,000 字以上、1,200 字以内 80 分＞ 一般的な行政課題や時事問題などの課題を与え、問題意識、論理性、表現力などを評価します。
		専門試験	＜択一式 30 問 120 分＞ 各試験区分に応じた専門知識についての択一式筆記試験です。 出題分野は「別表 専門試験出題分野」参照
	第 2 次試験	面接試験	【個別面接】＜30 分程度＞ 個別面接(3 対 1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団討論は実施しません。

【別表 専門試験出題分野】

試験区分	出題分野
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から 1 年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和 4 年 4 月 1 日に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿から削除する場合があります。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)。

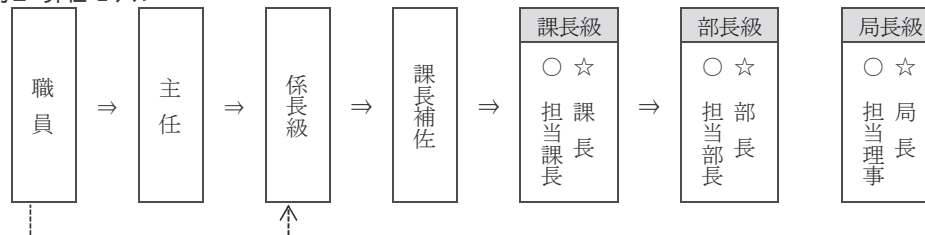
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね 8 割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考 1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
電 気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生の監視、規制
機 械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可

参考 2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しており、合格すると 33 歳(最短)で係長級に昇任します。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

令和3年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 (地域手当を含む)	その他の手当など
全 区 分 共 通	207,524 円 (大学院修士課程修了者は、 224,692 円)	① 初任給については、大学卒業後若しくは大学院修士課程修了後の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.45 月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1 箇月当たり最高 55,000 円)、扶養手当、住居手当(1 箇月当たり最高 25,200 円)等の諸手当が支給されます。

(2)勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

(3)休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで。)

※配属先によって異なる場合があります。

(4)休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

(5)受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和3年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手続き方法
第1次試験 不 合 格 者	第1次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84 円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不 合 格 者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) ＜参考＞第2次試験配点 700点 ※総合得点には集団討論の得点(面接試験受験者全員満点)が含まれます。	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和4年1月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。

9 申込方法等

申込受付期間	9月1日(水)～9月22日(水)(消印有効) ※ 申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申込方法	封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課
提出書類	カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通 (1) 申込書に必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 (2) 84円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。
受験票の交付	10月8日(金)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、試験当日必ず持参してください。 なお10月12日(火)までに受験票が到着しない場合には、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。

《申込書記入方法》

申込書は、この受験案内の記載事項を了承の上、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。

- ① 性別:該当する性別を○で囲んでください。(任意)
- ② 生年月日:1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、()内には西暦を記入してください。
- ③ 年齢:令和4年4月1日時点の年齢を記入してください。
- ④ 氏名:カタカナは、濁点「゜」、半濁点「ㇰ」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先:受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号:電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴:最終のものから順に記入してください。区分コードはコード表を見て記入してください。
※1 卒業見込は、令和4年3月までに卒業を予定している場合に限りです。
※2 中途退学の場合は学歴に含めません。
※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。
(記入例)○○大学に平成30年4月に入学し、令和4年3月に卒業見込
△△高等学校に平成27年4月に入学し、平成30年3月に卒業した場合
- ⑧ 署名欄:記載内容を確認の上、必ず自署してください。

(コード表)

試験区分			最終学歴			
電 機	気 械	06	大	学	院	1
		07	大	学		2
			短		大	3
			高		専	4
			専	修	学	5
			高	校	等	6
			中	学	校	7

◎ その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

◎ 令和3年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
電 気	10	31	18	10	8	2.3
機 械	10	20	13	9	8	1.6

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の84円切手をクリップで留めてください。

84円
切手

令和3年度 川崎市職員採用試験【大学卒程度 電気・機械(第2回)】申込書

- * ※1の項目は記入しないでください。
 * ※2の性別記載欄の回答は任意です。
 * この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

(令和4年4月1日現在)

※1	ナンバリング
----	--------

① ② ③

種 別	(コード)	試験区分	(コード)	※1	受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・6箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
試験	0 1	電気	0 6			
性 別(※2) (該当に○)	元号	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年 齢	
① ② ③ 男・女	平成	1 1	(	1999	)	0 7 0 5 満 2 2 歳
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください						
④ カ ワ サ キ ジ ロ ウ						
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください						
川 崎 次 郎						
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)				〔都道府県〕及び〔郡・市町村・区〕		
⑤ 2 1 0 - 0 0 0 4				神奈川県川崎市川崎区		
(「町・字名」及び「番地」)				(「マンション・アパート名」、「室番号」、「方書」等)		
宮本町〇-〇-〇				砂子平沼ビル401号		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。						
電話番号 (自宅)		(携 帯)		連絡先名		
⑥ 044-XXXX-XXXX		090-XXXX-XXXX		父 090-XXXX-XXXX		
最終学歴 (学校名)		(区分コード)	(学 部)		(学科・専攻)	
⑦ 〇〇大学		2	〇〇学部		〇〇学科	
平成・令和	3 0 年 0 4 月	入学	平成・令和	0 4 年 0 3 月	卒業・卒業見込	
その前の学歴 (学校名)		(学 部)		(学科・専攻)		
△△高等学校				普通科		
平成・令和	2 7 年 0 4 月	入学	平成・令和	3 0 年 0 3 月	卒 業	
私は、令和3年度川崎市職員採用試験受験案内【大学卒程度 電気・機械(第2回)】の記載事項を了承の上、同試験を受験したいので申し込みます。なお、私は、受験案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当していません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。						
⑧ 令和 3 年 9 月 3 日 氏 名 川 崎 次 郎 (必ず自署してください。)						

令和3年度 川崎市職員採用試験【大学卒程度 電気・機械(第2回)】申込書

- * ※1の項目は記入しないでください。
* ※2の性別記載欄の回答は任意です。
* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※1	ナンバリング
----	--------

種 別	(コード)	試験区分	(コード)	※1	受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・6箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること		
試験	0 1							
性 別(※2) (該当に○)	元号	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)				年 齢 (令和4年4月1日時点)		
男・女	平成			(	)	満	歳	
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください								
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください								
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)				(「都道府県」及び「郡・市町村・区」)				
(「町・字名」及び「番地」)				(「マンション・アパート名」、「室番号」、「方書」等)				
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。								
電話番号 (自宅)		(携 帯)		(緊急連絡先)				
— —		— —		連絡先名		— —		
最終学歴 (学校名)		(区分コード)	(学 部)		(学科・専攻)			
平成・令和		年	月	入学	平成・令和	年	月	卒業・卒業見込
その前の学歴 (学校名)				(学 部)		(学科・専攻)		
平成・令和		年	月	入学	平成・令和	年	月	卒 業
私は、令和3年度川崎市職員採用試験受験案内【大学卒程度 電気・機械(第2回)】の記載事項を了承の上、同試験を受験したいので申し込みます。なお、私は、受験案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。								
令和 年 月 日 氏 名 (必ず自署してください。)								

農 業 委 員 会 告 示**川農委告示第9号**

第15回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。
令和3年9月7日

川崎市農業委員会
会長 小川 耕平

1 日 時

令和3年9月10日(金) 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階
第1会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 議案第2号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (3) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (4) 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (5) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (6) 報告第4号 和解の仲介の申立てについて
- (7) 報告第5号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (8) 報告第6号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (9) 報告第7号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (10) 報告第8号 川崎市内農地賃借料情報について
- (11) その他

川 崎 区 告 示**川崎市川崎区告示第6号**

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能(毀損)により無効とし、失効したので告示します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 10 - 05	令和3年9月10日
川崎 10 - 47	令和3年9月10日

(以下省略)

中 原 区 告 示**川崎市中原区告示第2号**

令和2年10月21日に届出された、北畠 武樹の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に基づく転入届出は事実に基づかない虚偽の届出であることが判明したため、これを無効とする。

令和3年9月7日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

1 無効とする住民基本台帳登録者

住 所 川崎市中原区上小田中1丁目39番10
-305号 セントラルハイツ

氏 名 北畠 武樹

生年月日 平成9年1月2日

性 別 男

- 2 交付年月日及び枚数 令和2年10月21日
住民票 1通
令和3年3月11日
住民票 1通
令和3年4月1日
住民票 1通
令和3年4月16日
住民票 1通
令和3年6月4日
住民票 1通

3 無効の事由

令和2年10月21日付けの転入届は虚偽の届出のためこの処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1.審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2.処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3.その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第125号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第126号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第127号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第128号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第129号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	特徴第1 期以降		計1件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第130号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第131号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年 度	科 目	期 別	この公示により 変更する納期限	件数・備考
令和 3年度	介護 保険料	第2期 以降	令和3年9月30日 (第2期～第5期分)	1件
令和 3年度	介護 保険料	第5期 以降	令和3年9月30日 (第5期分)	3件
令和 3年度	介護 保険料	特4期 以降		6件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第132号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第133号

後期高齢者医療保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第134号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第30号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

高 津 区 公 告**川崎市高津区公告第68号**

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月6日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 3年度	介護保険料	第5期 以降	令和3年9月30日 (第5期分)	計6件
令和 3年度	介護保険料	第4期 以降		計3件
令和 3年度	介護保険料	第1期 以降		計1件
令和 3年度	介護保険料	第3期 以降		計2件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第69号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第70号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

宮 前 区 公 告**川崎市宮前区公告第34号**

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月3日

川崎市宮前区長 南 昭 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 3年度	介護 保険料	第5期分 以降 (普通徴収)	令和3年9月30日 (第5期分)	計13件
令和 3年度	介護 保険料	第5期分 (普通徴収)		計3件
令和 3年度	介護 保険料	第5期分 以降 (普通徴収)	令和3年9月30日 (第5期分)	計2件
令和 3年度	介護 保険料	第5期分 (普通徴収)		計1件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告**川崎市多摩区公告第36号**

次の介護保険料に係る納入通知書及び過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	介護保険料 (納入通知書)	過随期	令和3年9月30日	2件
令和3年度	介護保険料 (納入通知書)	普第5期以降	令和3年9月30日	5件
令和3年度	介護保険料 (納入通知書)	普第2期以降		1件
令和3年度	介護保険料 (納入通知書)	普第4期以降		1件
令和3年度	介護保険料 (納入通知書)	普第5期以降		1件
令和3年度	介護保険料 (納入通知書)	特第2期以降		1件
令和3年度	介護保険料 (納入通知書)	特第4期以降		2件
令和2年度	介護保険料 (過誤納金 還付通知書)			1件
令和3年度	介護保険料 (過誤納金 還付通知書)			2件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第37号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

麻 生 区 公 告**川崎市麻生区公告第53号**

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月6日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第4期	令和3年9月30日 (第4期分)	1件
令和3年度	介護保険料	第1期分以降	令和3年9月30日 (第5期分)	2件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第54号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月8日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第4期分以降	令和3年9月30日 (第4期分・第5期分)	1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第55号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	後期高齢者 医療保険料	10月 第4期		計1件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第56号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和3年9月10日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第57号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和3年9月15日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川 崎 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**川崎市川崎区選挙管理委員会告示第3号**

令和3年10月24日執行の川崎市長選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和3年9月15日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 村 瀬 恵 司

登録の移替えを停止する期間

令和3年9月24日から令和3年10月24日まで。

ただし、令和3年10月24日に執行される川崎市長選挙に伴う公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による登録により新たに選挙人名簿に登録され

る者と同じ世帯の選挙人の登録の移替えを停止する期間については、当該登録を行った日から選挙期日までとし、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの停止を行わない。

幸 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**川崎市幸区選挙管理委員会告示第3号**

令和3年10月24日執行の川崎市長選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和3年9月14日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 齊 木 敏 雄

登録の移替えを停止する期間

令和3年9月24日から令和3年10月24日まで。

ただし、令和3年10月24日に執行される川崎市長選挙に伴う公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による登録により新たに選挙人名簿に登録される者と同じ世帯の選挙人の登録の移替えを停止する期間については、当該登録を行った日から選挙期日までとし、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの停止を行わない。

中 原 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**川崎市中原区選挙管理委員会告示第3号**

令和3年10月24日執行の川崎市長選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和3年9月15日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 佐 藤 長 榮

登録の移替えを停止する期間

令和3年9月24日から令和3年10月24日まで。

ただし、令和3年10月24日に執行される川崎市長選挙に伴う公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による登録により新たに選挙人名簿に登録される者と同じ世帯の選挙人の登録の移替えを停止する期間については、当該登録を行った日から選挙期日までと

し、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの停止を行わない。

高 津 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第3号

令和3年10月24日執行の川崎市長選挙に伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条第1号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和3年9月15日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 平 賀 國 夫

登録の移替えを停止する期間

令和3年9月24日から令和3年10月24日まで。

ただし、令和3年10月24日に執行される川崎市長選挙に伴う公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による登録により新たに選挙人名簿に登録される者と同じ世帯の選挙人の登録の移替えを停止する期間については、当該登録を行った日から選挙期日までとし、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの停止を行わない。

宮 前 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第4号

令和3年10月24日執行の川崎市長選挙に伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条第1号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和3年9月14日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 山 上 英 治

登録の移替えを停止する期間

令和3年9月24日から令和3年10月24日まで。

ただし、令和3年10月24日に執行される川崎市長選挙に伴う公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による登録により新たに選挙人名簿に登録される者と同じ世帯の選挙人の登録の移替えを停止する期間については、当該登録を行った日から選挙期日までとし、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の

登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの停止を行わない。

多 摩 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第3号

令和3年10月24日執行の川崎市長選挙に伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条第1号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和3年9月13日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 石 垣 喜久雄

登録の移替えを停止する期間

令和3年9月24日から令和3年10月24日まで。

ただし、令和3年10月24日に執行される川崎市長選挙に伴う公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による登録により新たに選挙人名簿に登録される者と同じ世帯の選挙人の登録の移替えを停止する期間については、当該登録を行った日から選挙期日までとし、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの停止を行わない。

麻 生 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第4号

令和3年10月24日執行の川崎市長選挙に伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条第1号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和3年9月15日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 鈴 木 憲 治

登録の移替えを停止する期間

令和3年9月24日から令和3年10月24日まで。

ただし、令和3年10月24日に執行される川崎市長選挙に伴う公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による登録により新たに選挙人名簿に登録される者と同じ世帯の選挙人の登録の移替えを停止する期間については、当該登録を行った日から選挙期日までとし、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの停止を行わない。

辞	令
---	---

令和3年9月1日付人事異動

(事業管理者)

任 命	氏 名	前 職
川崎市病院事業管理者	金 井 歳 雄	新任
8月31日付退職 退職	増 田 純 一	川崎市病院事業管理者

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長 健康福祉局保健所担当課長兼務	鈴 木 宣 子	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長

(上下水道局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
総務部庶務課担当課長 総務企画局総務部庶務課担当課長併任	藤 田 秀 幸	総務部庶務課担当課長

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(局長級)		
市立川崎病院長 市立川崎病院神経内科部長事務取扱 市立川崎病院教育指導部長事務取扱 市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務 免 市立川崎病院内科部長兼務 免 市立川崎病院糖尿病内科部長兼務 免 市立川崎病院内分泌内科部長兼務 免 市立川崎病院神経内科部長兼務	野 崎 博 之	市立川崎病院副院長 市立川崎病院内科部長兼務 市立川崎病院糖尿病内科部長兼務 市立川崎病院内分泌内科部長兼務 市立川崎病院神経内科部長兼務 市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務
(部長級)		
市立川崎病院内科部長 市立川崎病院糖尿病内科部長兼務 市立川崎病院内分泌内科部長兼務 市立川崎病院腎臓内科部長兼務 市立川崎病院緩和ケア内科部長兼務 免 市立川崎病院内科兼務	安 藤 孝	市立川崎病院腎臓内科部長 市立川崎病院内科兼務 市立川崎病院緩和ケア内科部長兼務
8月31日付退職 (局長級)		
退職	金 井 歳 雄	市立川崎病院長 市立川崎病院教育指導部長事務取扱